

第六次環境基本計画(案)に対する 意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について

令和6年5月9日
中央環境審議会総合政策部会

1. 概要

「第六次環境基本計画(案)」について、以下のとおり意見の公募(パブリックコメント)を実施しました。

(1)意見募集期間:令和6年3月 12 日(火)から令和6年4月 10 日(水)

(2)告知方法 :e-Gov、環境省ホームページ、報道発表

(3)意見提出方法:e-Gov、郵送、電子メールのいずれかの方法

2. 意見募集の結果

(1)意見件数: 379件 ※うち、本計画に関係のないご意見:3 件

(2)お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する考え方:別紙のとおり

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※意見の概要に記載された内容は、基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等については、修正しております。※意見の概要の該当ページ数・行数は意見募集に付した際のもので、一方、意見に対する考え方の該当ページは答申案に対応しています。

全体的な意見		
No	意見の概要	意見に対する考え方
1	個々の問題とそれに対する施策は書かれているが、最終的に国としてどうありたいのか、どういう姿に辿り着きたいのかが見えてこない。個々の対策ではなりゆきの計画にしかならず、最終的にどこに向かっているのかが見えない。希望や新たな成長といった曖昧なものではなく、具体的なビジョンを示して国としてのゴールを明確にすべきである。	目指すべき持続可能な社会の姿としては、第 1 部第2章1において、環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明、「循環共生型社会」としています。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきますとともに、国民の皆さまにわかりやすい説明に努めてまいります。
2	全体的に、従来型の「経済成長」に主軸を置いた内容になっている。もちろん経済は重要だが、あまりに経済重視に偏った結果として、現在のような気候危機やプラ問題、化学物質汚染が深刻化している。だから、しばらくは環境重視でいかないとバランスが取れないと言うのが、環境省の立場であるはずだ。例えば、40頁 19行「環境政策を起点として」、35行「短期的な収益のみを追い求めたりするのではなく」など、環境省の思いは書かれているが、それが全体として読み取れないのは残念である。「環境価値」を政府内で代表する立場として、こうした点を強調した書き方が必要ではないかと思うし、46頁6行「政府の環境価値の内部化」とは、そういうことなのではないのか。是非、思いだけでなく、言うべきことはしっかり明記すべきである。	「新たな成長」とは、GDP や賃金などに代表される市場的価値に加え、安心・安全や健康で心豊かな生活に代表される非市場的価値の双方を相乗的に引き上げていくもので、その基盤は、まずはストックとしての自然資本の維持・回復・充実を図ることとし、環境負荷の総量を抑えて自然資本のこれ以上の毀損を防止し、気候変動、生物多様性の損失及び汚染の危機を回避するとともに、自然資本を充実させ良好な環境を創出し、持続可能な形で利用することによって「ウェルビーイング／高い生活の質」に結びつけていくとしています。そうした考えを踏まえ、「環境を軸として環境・経済・社会の統合的向上の「高度化」を図る」という表現を使用しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
3	全体をみて言えることは環境負荷を定量化する方法が見えてきません。その方法が明記されていないので美辞麗句や半数の人が理解できない言葉を使い理解できないまま終わるか終わらせる意図のようです。開発または保全の判断基準が明らかでなく罰則の目安もありません。保全地の候補なりその予定地が全くわかりませんが具体的に進捗していますか。経済発展は国の要であり必要な福祉・治安の基礎となりますが環境保全とそれぞれの問題に対し優先順位の判断がどこでされますか、地方自治体の長の判断では困る国全体の経済基盤の要となる事など問題も多々あり、その決定権が明確になっていないのは重大な欠陥であるとおもいます。 美辞麗句に彩られたスカスカの文面より具体的に環境保全の場所とその内容を明らかにしていただきたいと思います。	環境基本計画は、国の環境政策について総合的かつ長期的な施策の方針や基本的考え方を定めるものであり、今回の計画の編集方針として、個別施策の具体的な数値目標は基本的に各個別の計画に記述するとともに、ご指摘の考え方については、第2部第2章2(1)「自然資本を維持・回復・充実させるための国土利用」において記載しております。いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
4	気候変動対策と称して、発電効率の悪いのにソーラーや風力発電がクローズアップされていることに違和感を感じています。しかも、環境破壊をしてまで建設する意味が理解できません。政府は検証をしなければなりません。費用対効果は出されていますか～CO2 削減効果を建設から撤去まで含めて数字を出していますか～いわゆる専門家と言われる人たちの意見だけではなく、その専門家の人たちに明確な数字を出して説明する説明責任を持たせていますか～そもそも、日本は世界のCO2 排出の 3%ほどしか出していない。その日本がカーボンニュートラルを実現したところで、地球の温度に与える影響は、0.006 度(神谷議員が国会で提示されています。)これらの数字に対して明確な提示を政府は示していません。国民はそれを望んでいません。それにお金を使うなら、大学まで無償保証したとしても、5 兆円ほどあれば可能であるという試算もあります。そう言った政策の方が余程、国民の未来のためです。	再生可能エネルギー導入の必要性は、第 2 部第2章1(1)において、環境負荷の削減、天然資源の投入量の低減、海外へのエネルギー依存度の低減を通じたエネルギー安全保障の確保、我が国における企業立地競争力の確保等の観点から、その必要性を述べていますので、原案のとおりとさせていただきます。

5	高い生活の質はとても分かりにくい表現である。以前の「質の高い生活」の方がまだ理解しやすい。	ウェルビーイングの趣旨は「質の高い生活」を指すのではなく、「高い生活の質の状態」を指していることから、原案のとおりとさせていただきます。
6	「人の健康」「人間の健康」に関しては、後者で統一できそうです(計 19 箇所)。	全体を通じ、「人の健康」に統一いたします。
7	・我が国日本は、必要無い利権が多々あります。特に、ソーラーパネル利権、メガソーラーパネル利権、エコキュート利権、電気自動車利権、風力発電利権、二酸化炭素吸収装置利権は必要の無い利権です。ソーラーパネル、メガソーラーパネルの設置は必要ありません。エコキュート、電気自動車、風力発電、二酸化炭素吸収装置も必要無いです。地球温暖化は 100%嘘であり、カネ儲け目的を企んでいる組織や勢力が、「地球は温暖化している」という嘘を付き、「地球温暖化商売」でカネ儲けをしております。 又、地球温暖化の原因は二酸化炭素の増加が原因ではありません。カネ儲け目的を企んでいる組織や勢力が、「地球温暖化の原因は二酸化炭素の増加が原因」という嘘を付き、「二酸化炭素商売」カネ儲けをしております。ですので、「地球温暖化商売」、「二酸化炭素商売」でカネ儲けをしている組織や勢力が、「地球は温暖化している」、「地球温暖化の原因は二酸化炭素の増加が原因」という嘘を付き、ソーラーパネル、メガソーラーパネル、エコキュート、電気自動車、風力発電、二酸化炭素吸収装置でカネ儲けをしているだけです。ですので、早急に、どのような理由でも言い訳、言い分でもソーラーパネル、メガソーラーパネル、エコキュート、電気自動車、風力発電、二酸化炭素吸収装置の普及や設置を中止して頂きたい。	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900 年を基準とした世界平均気温は 2011～2020 年に 1.1℃ の温暖化に達した」と示されたところです。政府では、こうした科学的知見を踏まえ、気候変動対策に取り組んでおります。以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
8	環境問題の前提になる地球温暖化や化石燃料の埋蔵量について、非科学的な論理がまかり通っていると考え。たとえば、「国連のグテーレス事務総長が『地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した』という引用は、危機感をあおるだけで、なんら科学的根拠に基づいているものではない。温暖化についても、ここ数年多少の気温上昇が認められるものの、地球全体の長い歴史から考えれば微々たるものと言わざるを得ず、科学者によっては「地球はゆっくりと寒冷化している」と考えている。また、温暖化の原因は、CO2 だけではないし、化石燃料も埋蔵量に限度があるとは言っても、石油などはまだ数百年分の余力があるとも言われている。環境問題の解決策として、CO2 の削減や自然エネルギーの推進が叫ばれるが、本当にそれが解決への糸口になるのか大いに疑問である。	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900 年を基準とした世界平均気温は 2011～2020 年に 1.1℃ の温暖化に達した」と示されたところです。政府では、こうした科学的知見を踏まえ、気候変動対策に取り組んでいることから、原案のとおりとさせていただきます。
9	「2023 年の世界の年平均気温は観測史上最も高く、産業革命以前の平均と比較して 1.45℃(±0.12)高くなり」ですが、観測史上というスパンがせいぜい 150 年しかないにもかかわらず、かつてないほど気温が上昇しているかのごとく表現しているのは恣意的です。修正してください。 また、「我が国を含む世界で異常高温、気象災害が多発した」というのも、何が原因だったのか明確でないし、「多発」というのは何と比較して多発であったのかが不明確です。この表現も、あたかも地球温暖化阻止のために Co2 削減が至上命題であるかの如く持っていこうとする意図が感じられます。 さらには、「2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、人類が生態系の一部であること、環境、生態系のバランスの乱れには巨大なリスクを伴うこと等を明らかにした」なんてのは、まったく意味不明です。どちらかという、パンデミックは人為的に起こせることを明らかにした」という方が真実と思えます。 そもそも、全体を通して、再エネによる自然破壊・災害発生 の要因となることに全く触れていないのは、大きな問題です。	
10	G7広島首脳コミュニケで、「世界の GHG 排出量を 2019 年比で 2030 年度までに約 43%、	環境基本計画は、国の環境政策について総合的かつ長期的な施策の方針を定めるもの

	2035 年までに約 60%削減することの緊急性が高まっている」と盛り込んだのなら、日本も 2013 年ではなく 2019 年比で削減を目標にして頂けないのでしょうか？2013 年は東日本大震災後で一時的に石炭火力発電で CO2 排出量が増えた時期かと思います。ここを基準に削減目標を定めるのは、本当に環境の危機を考えての目標設定なのでしょう？ この目標値が各自治体の目標値に使われ施策が行われていきますので非常に重要な値と認識しております。是非将来世代の環境を維持するために、適切な目標を定めて頂ければ幸いです。	であり、個別施策の具体的な数値目標は各個別の計画と併せて検討するものです。我が国は、現在、パリ協定の 1.5 度目標と整合的な形で、2050 年カーボンニュートラルとともに、2030 年度に 2013 年度比 46%削減、さらに 50%の高みに向けた挑戦の継続という目標を掲げており、まずは、この目標の達成に向けて、足下の取組を着実に進めていきます。その上で、次期 NDC については、IPCC による科学的知見や排出削減の実績等を踏まえつつ、関係省庁が連携してしっかりと検討していきます。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
11	本案では「我が国は、1.5℃目標と整合的な形で、「2050 年カーボンニュートラル」「2030 年度 46%削減、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける」という目標を掲げており」とあるが、2030 年度に 2013 年度比 46～50%削減、2050 年カーボンニュートラルでは 1.5℃目標に整合的な形とは言えない。1.5℃目標に整合する目標としては、少なくとも 2030 年に 60%以上の削減が求められ、国連からは先進国は 2040 年までのカーボンニュートラル達成が必要だとされている。今後、NDC の検討にあたって、1.5℃目標と整合する目標への見直し議論を念頭に表現を改めるべきである。	
12	G7広島首脳コミュニケ(2023 年)で、「我々は、2035 年までに電力セクターの完全又は大宗の脱炭素化の達成・・・した形で、国内の排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズアウトを加速する・・・」「我々は、・・・2050 年までにエネルギー・システムにおけるネット・ゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させる・・・」と約束した。(p26) COP28(2023 年)でも、「排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズアウトの加速、エネルギー・システムにおける化石燃料からの移行、・・・」などが決議された。(p27) これらの一連の国際的取り決めの中で、「石炭火力発電のフェーズアウト」の形容詞として「排出削減対策が講じられていない」を付けるように強く要求したのが日本だけだったことは広く知られる。しかし、2030 年代になって石炭混焼技術の実用化を目指すというのでは、「2035 年までに電力セクターの完全な脱炭素化の達成」はもとより、本計画案の「はじめに」でも強調される「勝負の 10 年」(p4)に対応しえないことは明らかではないだろうか。COP28 も含めて毎回の COP で、日本は国際環境 NGO から不名誉な「化石賞」を受賞してきたことも周知の通りである。将来に実現しようとする技術の採用をあてにして現在のままに石炭火力発電を延命させるなら、「グリーンウォッシュ」との国際的な厳しい批判をこれから先々も免れることはできないと思われる。 この点で、本計画案では「経路依存症」「イノベーションのジレンマ」のように、供給者が持つ現状のシーズ、強みに過度にこだわる・・・」(p41)ことを批判しており、誠にその通りだと合点する。 日本が主張する「排出削減対策が講じられていない」という形容詞を付けることで国際的に強い懸念を持たれているという現状は、日本として不都合であるが確かな事実として認識していることを何らかの形で付言しておく必要があると思う。でなければ、気候問題に敏感な海外の読者には、誠に“能天気”な政府の計画だと映ることにもなりかねない。	現在、我が国においては、再生可能エネルギーなどの脱炭素効果の高い電源を最大限活用する中で、石炭火力については、安定供給を大前提に、いざずらに延命させず、できる限り発電比率を引き下げていく方針です。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
13	石炭火力発電所は、CO2 を大量に排出することから、早期に利用を停止するよう期限を区切る必要がある。	
14	脱炭素の目標・GX 法の成立は、原子力発電(核発電)を利活用する理由にはなりませんし、するべきではありません。どんな技術・プラントでも、「絶対安全」は無く、想定外は常に有り得ます。万一、シビアアクシデントが起これば大量の放射性物質が放出され、環境が破壊され、国土が事実上使用できなくなり、国民(人)の営みを意図せずに不可逆的に変えてしまうことは、東京電力・福島第一原子力発電所事故で十分すぎるほど実証されています。又、原発が事故を起こさなかったとしても、「環境中に元々存在する量を超える放射性物質が意図的に放出される」「使用済み核燃料を始めとする核のゴミ	原子力については、これまでの政府の方針等も踏まえて記述しており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 化学物質については、環境中では容易に分解せず、生物の体内に蓄積しやすく、人への長期毒性又は動植物への毒性を有する化学物質が環境汚染を通じて被害を及ぼすことを防止するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により規制を行っており、引き続きこれらの取組を実施してまいります。

	が増え続ける」「働く人の健康が被曝によって脅かされる」のは避けられません。現在・未来の環境を守り、意見を表明できない次世代へ後始末を押しつけず、働く人を守るという観点から、「核技術を動力源・エネルギー源としては用いない」ことを明記すべきです。	
15	エネルギー源・動力源は「風力・太陽熱など加工せずに活用できるものを選ぶ」「省エネ・高効率化の推進」「蓄電池の低価格化の推進」など、核技術を用いずともできることにあらゆるリソースを動員すべきです。環境中で分解しない化学物質の使用抑制・禁止、代替品や物質の開発や普及等についても同様です。それこそが「未来志向」「希望が持てる30年」の環境基本計画なのではありませんか。	
16	東日本大震災時の東電福島第一原発の重大事故は、日本の原発史上誠に不幸な大事件であり、世界の原発事故史上でも最悪の厳しい事件であった。p35 で事故発生後に行われた被災地域の環境再生の取組みと避難指示解除策等、そして今後の未来志向の取組みの推進の必要が述べられる。一方、第3章のp49では「環境政策の原則・手法」における「予防的取組み方法」として、「問題の発生の要因やそれに伴う被害の影響の評価、又は施策の立案・実施においては・・・「予防的な取組みの方法」の考え方に基づいて対策を講じていくべきである。」として、的確な原則的手法を論じており、その通りだと思う。原発は極めて高い放射性物質を燃料とし、核分裂反応によりさらに高い放射性物質を副生することから本来的に優れて高度の安全確保が求められ、ひとたび事故が発生するならば極めて深刻かつ広域の放射能汚染を招くので、いわば最大の産業公害(という視点が日本では弱い)が発生させるものであり、比類のない広範な地域の環境汚染を引き起こす。 現状の行政の所掌区分では原発事故の発生後の地域環境対応と再生事業だけを環境省が所管として担うことから、従来の環境基本計画を踏襲する記述となることは致し方ないかもしれない。しかし、原発事故発生 の事後対策は原発総体の管理・運営の一環であり、製品のLCA解析の視点と同様に捉えるべきとの基本的観点からすれば、何とも受けとめにくい、歯がゆい記述となっている。また3・11事故後に改組・強化された原子力規制委員会が環境省所管となったことから、これにも対応した書きぶりが求められるのではないか。 原発のLCA、つまりウラン鉱石の採掘と燃料加工から燃焼・稼働、使用済み燃料の再処理、廃棄に至るまでの全工程にわたる安全管理と環境対応、そして「予防的な取組み」がラフにでも示されるなら、読み手の国民としては納得がいくと思われる。	
17	・原子力発電は廃止してください。地震など自然災害国日本では、放射能汚染のリスクが高すぎます。どう考えてもリスクも費用も高すぎる。	
18	○全体：放射性物質汚染による被害への対策の記述が前回の案より増えたことを歓迎します。しかし、今後の放射性物質の汚染リスクを予防する観点についての対策は全体を通して記載されていないので、原子力発電や核施設の増設や稼働の回避や抑制する対策について記載する必要があります。	
19	1-1.該当箇所1 1)P35 15 行目から 18 行目 「(9)東日本大震災・原発事故 <中略> なお、社会活動の基盤であるエネルギーの確保、安定供給については、東日本大震災を経て自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識されており、エネルギー利用の効率化の推進とともに、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用が重要である。」 2)P80 1 行目から 13 行目 「(2)自立・分散型の国土構造の推進 <中略> 自立・分散型の国土構造の推進近年の気象災害等の頻発に対するレジリエンス強化や、近年のコロナ	自立・分散型エネルギーの定義については、エネルギー基本計画等と同様のため、「自立・分散型エネルギー」には、コージェネレーションや燃料電池、蓄電池、水素エネルギーや廃棄物発電等が含まれることから、原案のとおりとさせていただきます。

	禍による社会生活の変化等により、自立・分散型社会の実現に対する社会的要請が高まっている。そのためには、地域が主体性を発揮して、自らの強みである自然資本を生かし、魅力ある地域づくりを進めることが重要である。環境の観点からは、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入や、社会資本の老朽化への対応として、防災対策と生物多様性の保全が調和した持続可能な社会を形成する取組を進めていくことが重要である。」 3)P178 27 行目から 34 行目 「(3)持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進 <中略> A. 地域資源の保全・活用と地域間の交流等の促進 社会活動の基盤であるエネルギーの確保については、東日本大震災を経て自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識されたことを踏まえ、モデル事業の実施等を通じて、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用を進める。なお、これらの再生可能エネルギーの導入にあたっては、景観や生態系、温泉等の自然資本への影響を回避・低減した上で、地域における円滑な合意形成が必要となるため、科学的データの収集・調査等を通じた地域共生型の資源・エネルギーの活用を推進する。」 1-2.意見 1) 自立・分散型エネルギーの定義を明確にしていきたい。 2) 内閣官房の国土強靱化基本計画、経済産業省のエネルギー基本計画と歩調を合わせ、再生可能エネルギーに限らず、コージェネや燃料電池、蓄電池、水素エネルギーや廃棄物発電など様々な自立・分散型エネルギーの導入促進を包含していただきたい。 1-3.理由 エネルギー基本計画での分散型エネルギーリソースの定義、国土強靱化基本計画における自立・分散型エネルギーの導入促進を図る記述は以下の通りである。各府省庁で政策の整合性を図る観点から、再生可能エネルギーだけでなく、省エネに貢献するコージェネや再エネの余剰電力を有効活用する蓄電池、水電解装置を利用した水素など、様々な先進技術を活用することが、カーボンニュートラル実現に必要である。 出典 1(経済産業省、エネルギー基本計画)の P25 記述 「分散型エネルギーリソースは、変動型再生可能エネルギーやコージェネレーション、燃料電池 等の発電設備、蓄電池等の蓄エネ設備、大規模工場や水電解装置等の需要設備に大別され、その 規模も小規模から大規模設備まで様々である。」 出典 2(内閣官房、国土強靱化基本計画の変更について)の P50 記述 「(4)エネルギー <中略> ②省エネルギーの促進を図るとともに、コージェネレーション、バイオマスや農山漁村にある水・土地等の資源を活用した再生可能エネルギー、水素エネルギー、LP ガス、廃棄物処理時の排熱、燃料電池、蓄電池、廃棄物発電の普及・活用、マイ クログリッドの構築、アグリゲーションビジネスの促進等により、スマートコミ ュニティの形成や、地域、ビル、病院、避難所、各家庭等における自立・分散型 エネルギーの導入促進を図る。さらに、メタンハイドレートや地熱利用の商用化 に係る調査・研究、カーボンニュートラルポート(CNP)の形成促進、カーボンリ サイクル燃料の社会実装に係る環境整備等を通じ、活用可能なエネルギーの多様 化と供給源の分散化を図る。」 ◆出典 1 の URL ・・	
--	--	--

	経済産業省、エネルギー基本計画、令和 3 年 10 月 https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005-1.pdf ◆出典 2 の URL 内閣官房、国土強靱化基本計画の変更について、令和 5 年 7 月 28 日 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/kk-honbun-r057028.pdf	
20	温暖化や炭素排出に関しては、合計して国としてみると世界第4位にもなる『軍事関連 CO2』の記載が無い。ロシアのウクライナ侵攻もイスラエルのパレスチナガザ地区攻撃も、森を焼き、建物を破壊し、使用された武器の製造、運搬で膨大な量の CO2 排出となっている。もっと触れるべきであり、軍需利益を追求する国際社会の経済構造に対するアプローチも盛り込むべき。	P7 において、ロシアのウクライナ侵略を例に、「環境も含めた破壊的影響」と記述しております。ご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
21	「生物多様性の確保・自然共生」について、ネイチャーポジティブが叫ばれてから久しいですが、未だ企業の再エネ開発や工場誘致などにおいて自然破壊が続いており、自治体の公園開発などでも生物多様性の配慮に欠けた事例が散見されます。企業においても生物多様性への“配慮”が求められている中で、“配慮”をしているといいながら、「脱炭素のため」などという名目で山を切り開くメガソーラーや陸上風力の開発が進められています。地域での反対も起こっていますが、基本的には自治体がそういった開発を制限し、そもそも許可を与えないことが重要と思います。農水省が全ての補助金に環境配慮を求めることとなりました。環境省においても「脱炭素」という名目であっても自然破壊を伴う事業には規制をかけていただきたいです。ネイチャーポジティブを目指す OECD も良いですが、山地でのメガソーラーを一件許せばそれまで積み上げてきた OECD の面積分くらい潰れることとなります。日本のトータルでネイチャーポジティブを実現するためにも環境基本計画にて開発の制限を明記いただき、地域の自然を守るべき立場となる自治体担当局が開発制限を事業者に示す拠り所とできる指針を提示頂きたいです。	再生可能エネルギーの導入は自然と共生するものであることが大前提であり、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があると考えています。御指摘の気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフの回避・最小化については、第 2 部第 2 章1(1)トレードオフの回避とシナジーの発揮による再生可能エネルギーの導入環境の整備)において記述しているとおりです。 環境基本計画は、国の環境政策について総合的かつ長期的な施策の方針を定めるものです。地方公共団体には、環境基本計画に示された国の方針に沿いながら、地域の自然的社会的条件に応じて、国の政策等との連携を図りつつ、環境保全を総合的かつ計画的に進めることが期待されており、個別の開発事業への対応については、上記の考えに基づき各地方公共団体において適切に判断されるものと認識しています。 いただいた御意見については、今後の施策の参考にさせていただきます。
22	・再開発の名の下に日本各地で樹木の伐採が進んでますが、温暖化対策にもなる樹木は伐採しないでください。 ・また、再開発の名の下に、改装で対応できる建物の建て替えが進んでますが、建設廃棄物は最大のごみで汚染物質なので、なるべく出さない方法でこれからはやっていく方針を取り入れてください。	ご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
23	2023 年に閣議決定された生物多様性国家戦略 2023-2030 では、「国は、生物多様性に係る取組全体を底上げするため、生物多様性の保全及び持続可能な施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる。具体的には、本戦略に記載されている国主体の生物多様性保全の取組について、必要な法改正や予算確保等により実施していくとともに、民間資金の導入を促進する」(48-49 ページ)や、「また、国は、各主体がそれぞれ期待される役割を果たすことができるよう、情報の提供や技術的・予算的な支援を行っていく」(59 ページ)、「生物多様性の保全のためには、愛知目標下での取組の教訓も活かしつつ、効果的・選択的に資源を動員し生物多様性に係る取組全体を底上げする必要がある。そのため必要な予算を確保するとともに、民間資金も含めたあらゆる資源の導入を促進し、国や地方公共団体、民間が主体となっていく保全の取組を財政的に後押しする」(162 ページ)等のように、生物多様性保全のために国が予算確保を行う文言が盛り込まれている。また「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(第 193 回国会閣法第 33 号附帯決議)でも、「八 生物多様性基本法第八条を踏まえ、希少野生動植物種の保存のため、地方自治体への支援を含め、財政上、税制上その他の措置を講ずること」が定められている。 しかし、この第六次環境基本計画では、民間資金の導入が掲げられるのみで、国による予算の確保については触れられておらず、国会での決議や閣議決定された法定計画と整合しない内容になってい	いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただき、引き続き各種施策の予算・体制の確保に努めてまいります。

	る。 環境省のアクティブレンジャーや希少種保護増殖等専門員等は、高度な専門技術を要する職であり、生物多様性保全の現場では欠かせない人員でありながら、任期付きの不安定な立場であり、給与もその専門性を反映したものにはなっていない。希少種の保全そのものに向けられている予算もじゅうぶんなものではない。実際、国内希少野生動植物種の指定種数に対して、必ずしも保護増殖事業計画の策定数は増えていないことは、環境省も自らの資料中で認めるところである。 本計画中にも国による予算や人員を確保し、必要な施策を全うすることを明記すべきである。	
24	○全体：化学物質関連の記述が前回の案よりも拡充されたことを歓迎します。	P163 L39-40 等において、「極めて深刻な環境影響等が懸念される問題については、科学的に不確実であることをもって対策を遅らせる理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら、予防的な対策を講じる」としており、予防的な取組方法の考え方を活用し、政策を推進してまいります。
25	・予防原則に基づいて、環境、つまり健康・地球を守ってほしい。 地球を汚染してからでは遅すぎる。合成化学物質の使用は最小限にしてください。地球の浄化能力を超えた合成化学物質が使用され、垂れ流されているものも多いです。	
26	・PFAS は即禁止してください。 ・グリフォサートも即禁止してください。 ・難燃剤の家電、日用品、カーテン、絨毯などへの使用を禁止してください。害の方が大きい。 ・抗菌加工や抗菌剤の使用も害あって利なしの場合が多い。 ・柔軟剤、洗濯洗剤などへの香料や抗菌剤の添加、徐放技術の使用を禁止ください。他人の使用でどこでも、これらの成分を吸わされて、苦しんでいる人が大勢いると共に、あらゆるもの（他人、家具、部屋全体、物、商品）の汚染につながっている。下水から河川・海の汚染にもつながっている。柔軟剤などに使用されているマイクロカプセル（徐放技術の一つ）は、マイクロプラスチックなので、海岸漂着物処理推進法が適用されるはずだが、実際には、罰則もなく、周知も適用もされてない。	マイクロプラスチックについては、陸域での発生抑制・流出防止・代替素材の普及等に取り組むことが重要であると考え、消費者のみならずに向けて衣服や人工芝からのマイクロプラスチックの排出を抑えるための工夫を掲載したリーフレットの公表や、発生・流出抑制に関する先進的な日本企業の取組をグッド・プラクティス集として国内外に公表しているほか、素材開発の支援等を行っており、引き続き実態把握や発生抑制に係る取組を進めます。 これらのことは、P150 「③ 廃棄物により汚染された地域環境の再生」において、「マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関して、実態把握や発生抑制対策、回収・処理等を進めるための施策を進める」と記載しており、原案のままといたします。その他、ご指摘いただいた化学物質を含め、P162 L8-11 のとおり、化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化を目指すため包括的な化学物質対策に関する取組を進めてまいります。
27	PFAS については、PFOA,PFOS,PFHxS が製造、輸入等禁止されたが、既に使用された PFOA などが、産廃処分場に捨てられ、高濃度の PFAS が明石川に漏れ出すなど深刻な状況がある。産廃処分場、工場などにおいて、PFOA,PFOS,PFHxS の排出基準を設け、その対策が取られるように環境整備が必要である。今のままでは、産廃処分場から排出された大量の PFOA などが、農業用水で使われ、海に流れ出し、農産物、海産物を汚染し続けることになる。極めて深刻な状況である。	P154 L40～において、「国内外で懸念が高まっている PFOS、PFOA 等については、「PFAS に関する今後の対応の方向性」（令和5年7月、「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」）を踏まえ、環境モニタリングの強化や科学的知見の充実など、安全・安心のための取組を進める」としており、「PFAS に関する今後の対応の方向性」において、PFOS・PFOA 等に対する存在状況に関する調査の強化等について記載されていますので、原案のとおりとさせていただきます。
28	現世代、次世代の生きる環境の保全をどう保つか、気にしています。知人より、有機フッ素化合物汚染の話聞きました。これ以上化学物質で汚染されることのないように、貴省で音頭を取っていただきたく存じます。各地の土地、水が汚染されているかどうかを、定期的にモニタリングする。そして公表する。そういう計画をお願いしたく存じます。	
29	国民が健康で心豊かに暮らしていくには、優れた環境が必要です。 ネオニコチノイド系の農薬が、体内から検出されている。 今の使用基準に問題が有るのではないのでしょうか～ 国が豊かで強くあるためにも、国民の心身の健康は重要でしょう。 ネオニコチノイド系農薬の使用に関して、今一度厳しい検討をお願いしたく存じます。	P162 L34～L38 において、農業については「既登録農薬の再評価及び生態リスクが高いと考えられる農薬の河川水モニタリングを着実に進める」旨を記載しています。ネオニコチノイド系農薬についても順次再評価を進めていますので、原案のとおりとさせていただきます。
30	今問題になっている柔軟剤の規制を入れてください！ 環境汚染の根源です	P89 L27-40,P120 L14-P121 L6 等に記載の基本的な考え方に沿って、P162 L7-13 のとおり、化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化を目指すこととしており、ご指摘の点も今後の施策の参考としつつ、包括的な化学物質対策に関する取組を進めてまいります。
31	初めまして。いつも環境を良くしようとお仕事をしてくださり感謝申し上げます。 5省庁の香害ポスターありがとうございました。とても感謝しております。	

	私は化学物質過敏症です。日本にいますと、柔軟剤・抗菌系洗剤・消臭剤・芳香剤などの揮発物がとても多くて困っています。これらの中にある有害成分が危険だということを国民に知っていただけるようにしていただきたいです。どうぞよろしくお願い申し上げます。	
32	厚生労働科学研究費補助金(難治性疾患政策研究事業)(分担)研究報告書 化学物質過敏症候群患者の中樞感作検証 研究分担者 坂部貢 千葉大学予防医学センタ https://t.co/J3Bk8ypR7X によると、CS 症状有訴者の症例について調査した結果、約70%の有訴者の契機が、柔軟剤、洗剤、除菌剤等に含まれる香料の香りであることがわかっております。 ここ 10 年来、柔軟剤等による健康被害が増えており、「マイクロカプセル香害」の署名が 8000 件以上になっています。 それによる、空気汚染にとどまらず、水道局の浄水では処理できず、水道水が柔軟剤や消毒臭いとの訴えもみられます。 どうか、早急に、対策をお願いします。	マイクロプラスチックについては、陸域での発生抑制・流出防止・代替素材の普及等に取り組むことが重要であると考え、消費者のみならずに向けて衣服や人工芝からのマイクロプラスチックの排出を抑えるための工夫を掲載したリーフレットの公表や、発生・流出抑制に関する先進的な日本企業の取組をグッド・プラクティス集として国内外に公表しているほか、素材開発の支援等を行っており、引き続き実態把握や発生抑制に係る取組を進めます。これらのことは、P150 L11～L15 において、「マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関して、実態把握や発生抑制対策、回収・処理等を進めるための施策を進める」と記載しており、原案のとおりとさせていただきます。 また、大気中のマイクロプラスチックについては、存在状況を把握するための測定手法に係る調査研究を実施しており、こうした取組を着実に進めてまいります。ご意見を踏まえ、P159 L2～L4を以下のとおり修正いたします。 「その他、酸性雨や黄砂、越境大気汚染の長期的な影響を把握することを目的としたモニタリング、放射性物質モニタリングや、大気中のマイクロプラスチックの測定手法に係る調査を引き続き実施する。」
33	気候変動、生物多様性の損失及び汚染、また深刻な環境危機を心底危ぶまれている問題と捉えるなら、まずはマイクロプラスチックを使用不可、それらを含む商品の販売禁止、又、日用品として売られている多くの化学物質の販売を見直すことが大切だと思います。 水道水は臭すぎて飲めず、空気も酷く汚れ、無臭で外出したにも関わらず、酷い移香に悩まされています。 自然環境が蝕まれ、危機に面しているのは人が生み出した化学物質が原因と考えます。 ならば、それらの販売や使用見直しを強く求めます。	その他、いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
34	箇所)P9 の 28～32 行、及び P93 の 33～36 行など 意見)現在、「香害」と呼ばれる家庭用品由来の化学物質などによる複合影響によっての健康被害が社会問題化している。化学物質を詰めたマイクロカプセルというマイクロプラスチックが、人体の健康に大きな影響を与えているほか、プラスチックの添加剤が生物の生殖に汚染している。立派な公害である。 環境省も香害啓発ポスターに名を連ねており、P11 の 20～24 行で水俣病での対応のまずさを反省するくだりがありながら、この環境基本計画案に「香害」のことが何も盛り込まれていないことに失望を覚える。解決すべき課題として P168 などに記載すべきと考える。	
35	排ガスだけでも苦しく感じていましたが、最近人は人が寝静まった時間も外気が柔軟剤や抗菌洗剤のキツイニオイが漂っていて換気もままなりません。洗剤に含まれるマイクロカプセルなどの化学物質の影響が大きいのではないのでしょうか？予防原則に基づき、また EU の 2025 までに完全にマイクロカプセル使用を禁止する政策にない、規制の英断をお願いします。	
36	香害は公害ですが、その原因となるマイクロカプセルについて書かれておりません。	
37	日用品(洗剤柔軟剤芳香剤消臭剤)等に含まれるマイクロプラスチック(マイクロカプセルやナノカプセル)などが大気、海洋汚染をしている。甚大な被害を及ぼしている。それについての対策が遅れているので、計画案に盛り込むべきだと思う。日本だけでなく世界中に迷惑をかけると考えます。	
38	持続可能な社会の為に、まずは日用品に含まれる有害化学物質を規制して下さい。 普通に売られている洗剤・柔軟剤・消臭スプレー・抗菌剤・化粧品・雑貨などに回収不可能なプラスチックや有害化学物質が何の規制もなく、表示義務もなく混入しています。それが原因で化学物質過敏症	

	を発症する人も急増しています。 人の健康と環境のために、とりあえずは EU と同じレベルの規制をかけるべきです。	
39	香害の元凶マイクロカプセルというマイクロプラスチックの問題が深刻です。 毎日他社の使う洗剤に苦しめられています。 環境中に増え過ぎている化学物質の制限してください。	
40	現状の環境問題の広い範囲を網羅し、非常に危機感にあふれた良い計画だと思うが、近年の「香り長持ち」「抗菌・消臭長持ち」をうたう徐放技術を用いた合成洗剤や柔軟剤の香料、抗菌剤などを大量に封入したマイクロカプセルによる大気、水循環、土壌の汚染についてすっぱりと抜けていることが大問題である。 この「香害」と呼ばれる全国規模の前代未聞なレベルで大規模な公害は、個人が洗濯に使う洗剤や柔軟剤にキャップ一杯一億個も入っているミクロンサイズのマイクロカプセルが温度や湿度、摩擦などで破裂し、中身を放出しながらナノサイズのマイクロプラスチックになって人体や環境を汚染し、日々被害は拡大している。 近年の化学物質過敏症の発症のきっかけの 70%はこういった洗濯用品や香料・抗菌剤入りの消臭剤、芳香剤などのありふれた日用品である。このような商品は全く規制されることなく製造販売され、被害者は増えるばかり。幼児から老人まで香害によって、自宅に侵入してくる日用品の臭い(化学物質)で日常生活を送ることが困難になり、社会参加への道も閉ざされ、修学や就職の機会を失う人は増えるばかり。 シジミや近海の魚介類など海産物から柔軟剤のような香料臭がしたり、海から香料臭がするとサーフアーや漁師から報告があったり、また全国の水道水から香料臭がする事例も起こってきている。香料や抗菌剤、それらを封入したマイクロカプセルは下水処理場をほぼ素通りし、環境中に大量に放出されている。この基本計画にあるように、製造者に回収責任を課すべきであるが、大気や水循環、土壌に入り込んだ極小の微粒子の回収は事実上不可能である。それでもメーカーには製造責任を問い、環境の修復をさせるべきである。 何よりも 1 日も早いマイクロカプセルの使用の制限が必要である。EU は昨年、製品への意図的なマイクロカプセルの配合を禁止した。日本でもそうするべきである。以下は、香害被害者がまとめた香害についての考察である。これがどれほど深刻な環境問題かがお分かりいただけたと思う。日本政府として一刻も早く被害状況の調査を行い、対策をうたないと手遅れになる。 香害ってなんでしょう。柔軟剤が臭くて困っている人がいる、気の毒だけど自分には関係ないと思っている方も多いと思います。しかし香害に関係ない人はいません。なぜなら香害は体質や好みの問題ではなく、また香料だけの問題でもないからです。香害は日用品に含まれる様々な有毒化学物質による複合汚染であり、全国規模で環境全体を汚染し、日々被害が拡大している公害なのです。 吐き気がする、頭痛やめまい、頭がぼうとする、しつこい咳、目や喉がヒリヒリする、喉や顎がむくむ、皮膚や耳が痒い、耳鳴り、湿疹やじんましん、肩こりや体の痛み、香料や日用品のにおいが気になって仕事や勉強に集中できない、イライラする、急な眠気に襲われる、不眠、息切れや息苦しさ、動悸、	

	胸が締め付けられる感じ、食欲不振、げっぷが出る、下痢などの胃腸障害、そのほか多種多様な原因不明の体調不良、それはあなたやあなたの周りの人、または他人が使用する日用品の成分のせいかもしれません。 それが香害です。過去の公害と全く同じなのは、企業が合法的に製造販売している製品によって様々な健康被害や環境汚染が起こっていることです。違う点は加害者が企業だけではなく、製品の消費者であること、また汚染や被害が過去の公害のように工場の周りのみ、というように限定的でなく、製造過程、流通過程、店舗、各家庭や個人という無数の汚染源によって日本中の大気や水、土壌が広範囲、汚染物質の回収が不可能な状態で日々汚染されつつあるという被害規模の大きさ、また使用者が自覚なく加害者となり、自分自身や他人の健康を損なう汚染源になってしまっていることです。 香害という公害は基本的な人権を損なう深刻な人権侵害です。近畿大学の東 賢一准教授、京都大学名誉教授 内山巖雄博士らが 2012 年に行った調査では、日本で化学物質に過敏症状を持つ人は最新の研究に基づくと人口の 7.5%、約 700 万人との推計がなされました。議員や市民団体が度々政府に化学物質過敏症、香害の実態調査を求めてきましたが「因果関係ははっきりしないので様子を見る」というばかりです。しかし市場には強い香料を含む日用品が増え続け、香害を訴える人は日増しに増えています。現在では化学物質過敏症は自覚のない人を含め、かなり増えていることは間違いありません。化学物質過敏症は花粉症のように国民病になりつつあると言えるでしょう。 マイクロカプセル香料で汚染されたものは何年にもわたって化学物質を放出するのでリサイクルやリユースすることもできず、持続可能な社会を作る大きな障害ともなっています。	
41	大手メーカーが製造販売している「洗剤」「柔軟剤」の成分で日本中どこも、洗剤や柔軟剤のニオイがして大気が汚染されています。 人が密集する電車、バス、学校や幼稚園の教室内は異常なニオイです。どうか空気の状態を調べて、成分を規制してください。 マイクロカプセルの徐放技術を規制するだけでもだいぶ変わると思います。	
42	衣類洗濯用洗剤・柔軟剤などの、本来の機能に不必要で過剰なしつこい合成香料による体調不良や環境汚染などについて問題にしていきたいとお願ひします。 使用者ばかりでなく、不使用の近隣の方、そして土壌や植物からも同じニオイがします。長く香らせるためのマイクロカプセル製法のせいでいつまでも臭いが消えません。空気汚染・土水汚染は生物すべてに悪影響を与える有毒な事象だと考えています。 既往歴のない私も近隣の消臭系柔軟剤連続使用で喘息や痺れが起きています。	
43	香害という化学物質による公害が起きているのに、全く触れられていなくておかしい	
44	「マイクロプラスチック(一般的に5mm未満とされる)による影響を含め、海洋環境を含む生態系への深刻な影響が懸念されている。」との記載があるが、合成洗剤や柔軟剤などに含まれる香料マイクロカプセルの中にもマイクロプラスチックにあたるものが含まれていること、香料や抗菌剤をマイクロカプセルで包接することにより、環境中に合成香料などの内分泌攪乱物質や生物毒性の高い物質が水環境を含む環境中に長期間滞留し、生態系に悪影響を及ぼしうることについても言及すべき。 すでに千葉県の人工河川の河川水から、標準試薬にある 12 成分のうち 10 成分の人工香料が検出されており、揮発性かつ非水溶性の香料成分が環境水中に一定濃度存在していることが示されており、これを可能にするメカニズムとして、マイクロカプセルに保護された形で環境中に拡散している可能性が確認できたという。また西日本の汽水湖沼および首都圏の感潮河川で漁獲されたヤマトシジミ	

	のどちらからも柔軟剤で検出された人工香料が検出されたことから、マイクロカプセルが懸濁物として濾過食者に取り込まれていることが明らかになっている。また、都市・農村に関わらず、柔軟剤起源の人工香料が環境中に拡散している可能性が高いことが分かっているとのこと。 出典：研究：山室真澄、鎌迫 典久「合成香料を内包したマイクロカプセルが水界生態系に与える影響の検証」
45	パートで働いていた幼稚園では、園児たちの服から柔軟剤のニオイが強く、それを引き金に化学物質過敏症になりました。頭痛、発熱、喉の痛み、吐き気、倦怠感。街なかでも電車もスーパーも図書館も動物園も柔軟剤の強いニオイが漂っています。日常生活が大変苦痛です。パートも辞めざるをえなくなりました。 我が子が通う学校も、香水のようなニオイが充満しています。これでは授業に集中できないでしょう。乳幼児の発育にも影響があります。 小売店で販売される日用品には、明らかに健康に害のある物質が含まれています。それらの成分を正しく表記するよう、法改正を望みます。同じ製品で業務用には『対峙に影響がある』『生殖器官に影響がある』と記載されているのに、内容量が少ない小売用の商品には書かれていないのです。これは、消費者に対して不誠実です。
46	香害という化学物質による公害が起きているのに、全く触れられていなくておかしい事。ナノ/マイクロカプセル汚染の怖さを正確に盛り込んで欲しい。
47	香害という化学物質による公害が起きているのにも関わらずそのことについて全く触れられていない。 危機感を持ってください。公害ですよ。しかも全国規模です。 香害きっかけで化学物質過敏症を発症する人が増えていることをご存知ですか？ 洗剤のボトルがエコだとかリサイクルだとかを評価するのではなく肝心な中身が環境に放出し続けて良いものなのかどうかといった視点がないのでは？ 人体、動植物への悪影響、環境汚染、社会生活への影響。シジミ等の貝類からも洗剤類のマイクロカプセル香料が検出された研究がありますよね。（東京大学の山室教授） また早稲田大学の大河内教授の研究室でも香害による環境汚染についての研究がされています。 徐放技術でナノサイズプラスチックを他のGHSマークのつく化学物質と共に誰もが吸い込む空気があることの危険性についてきちんと調査をしてください。そして規制をかけてください。
48	合成洗剤や柔軟剤による海や水道水の汚染。食品等商品への移香問題に非常に困っています。環境問題、公害として扱って欲しいです。
49	香害という化学物質による公害が起きているのに、ここに全く触れられていないこと自体問題がある。ナノ/マイクロカプセル汚染について明記すべきである。 プラスチックに関して、マイクロカプセル汚染の言及も必須である。また、水俣病の対応の遅れに言及してるが、香害についての言及がないということは、水俣病と同じ轍を踏むのは目に見えていると考えられないのだろうか？ PFAS、内分泌攪乱物質、複合影響、ナノマテリアル、プラスチック添加剤の言及について、予防的な取り組み方法を取り上げるべきである。 マイクロカプセルは、PM2.5になるし、香料はVOCになり、大気汚染の原因と考えられるので、この問題を無視するのはいかがなものか？
50	キャップ一杯で、1 億個ものマイクロカプセルを含む柔軟剤が、環境に及ぼす影響は計り知れませんが、実際に、東京湾のシジミからは人口香料が検出されています。なぜこれを規制しないのか。EU ではマ

	清潔にするという本来の役目を大衆に忘れさせ、抗菌剤や香料でマスキングすれば不潔さが補える と誤認させる洗剤・柔軟剤・消臭・除菌スプレーの氾濫は、問い直されるべき生活様式の最たる例の 一つです。環境問題を考えるにあたって、洗濯の問題は冷水洗濯の推奨や洗剤容器の脱プラスチック化 ばかりが取り上げられますが(大手企業のマッチポンプ戦略の一環でしかありませんが)、人と生き物 と環境の健康に最適であることこそが環境問題の基本であり、長期的経済的発展戦略としてある べき路線であるということを政府はもっと考え、国民に識らしめてください。	
55	香害をご存知ですか？ 柔軟剤や抗菌洗剤の排水により、川や海が汚染されています。柔軟剤などにふくまれる人工香料を包 むマイクロカプセルはプラスチック素材のため、浄化曹の微生物に分解されず、川や海にそのまま垂 れ流されているそうです。その証拠に、ヤマトシジミから柔軟剤由来と思われる人工香料群が検出さ れました。(2019 東京大学山室真澄教授) また、抗菌洗剤が排水されるために、浄化曹の微生物は減少し、本来の浄化能力を発揮できなくな っているそうです。それにより、川や海の汚染はどんどん進んでいます。 マイクロカプセル香料や抗菌剤は空気汚染もしています。今やどこへ行っても人の衣類から揮発する 人工香料や抗菌剤がかなりの濃度で漂っており、健康被害が出ています。 このままでは大人から子どもまで、みな不健康になります。 香害を新しい公害と位置づけて、対策を取って下さい。	
56 57 58	環境省の環境基本計画案には、現在社会的問題になってきているマイクロカプセルなど徐放技術を使 用した香つき柔軟剤や抗菌除菌洗剤を原因とする該当製品を使用していない第三者が化学物質過敏 症や喘息などのアレルギー症状を発症し苦しんでいる香害について全く触れられていません。香害と いう新たな公害に対しては、国規模の大気、水質、土壌汚染を防止する必要があります。 P11 で、水俣病の対応の遅れに言及しているにもかかわらず、現在の国や企業の香害に対する対応 は北米や欧州に比べはるかに遅れをとっており、これでは水俣病の被害が拡大したことに同じように 香害による環境汚染、健康被害が拡大する恐れがあると思います。 水俣病の時と同じく、経済優先とする国や企業の方針によって、環境や健康に被害が出ているにも関 わらずそうした被害者の声は全くと言って良いほど無視され続けています。 やがてそのつけは巡り巡って、未来の私たちを苦しめることになるはずです。 海外では、実際の被害が拡大してからではなく、予防的な取り組みとしてそうした問題へ取り組むと いうカタチが主流になりつつあると思いますが、日本に関しても同じく、被害が拡大してから対応する のではなく、被害が少ない時点で予防的な取り組みとして政策や規制を行って行くべきだと思いま す。 香害の現状を理解し、特に現在の空気や水質汚染に繋がっている洗剤などに使用されているナノ/マ イクロカプセル汚染と除菌抗菌成分による健康被害や環境汚染の恐ろしさをもっと積極的に問題提 起し、計画案にも防止策などを盛り込んでほしいと思います。	

	P167 の懸念事項で、ようやく、PFAS、内分泌攪乱物質、複合影響、ナノマテリアル、プラスチック添加剤に関して話題に出てきますが、それらについても香害と同様に、世界の安全基準をクリアするレベルで、積極的に環境汚染や健康被害に対する予防的な取り組み方法をもっと盛り込んだ計画案を作成し、それらを実施するようにお願いしたいと思います。 p65 太陽光パネルを公共施設の屋根に載せる、p95 下水汚泥活用も、やめるべきでしょう。 環境汚染の要因に関してはさまざまなあると思いますが、現在の日本の洗濯洗剤は年々有害な化学物質を使用しているために人体や生態系への悪影響はもちろん、どこもかしこも空気が香料に満ちていたり、水道水やシジミから柔軟剤の香りがするなど、異常な状況です。PFAS 汚染に関しても問題視されていますが、それに反して規制の基準値のレベルが低いというのも大問題だと思います。 そうした状況を踏まえ、経済優先、個人や企業の私利私欲のためではなく、国民のための環境を真摯な姿勢で守って欲しいと思います。
59	持続可能な環境を掲げていますが、香害、マイクロプラスチックの問題は避けられません。空気、土壌、水、どれも汚されています。柔軟剤や、抗菌洗剤、香り持続型の化粧品や日用品を規制しないと、体調を崩す方が増え、税収の見込みが減り、魚介類や農作物は汚染されます。1 日でも早い規制を望みます。
60	32 ページ 3 行目以降のプラスチックの汚染に関して。洗剤等の家庭用品に含まれるナノ/マイクロカプセル汚染が酷いです。既に人間の血中からみつかっています。肺に蓄積して損傷したり化学物質過敏症を発症するなど具体的な問題を盛り込んでほしいです。柔軟剤等の成分に起因する香害という公害で深刻な健康被害が多発しています。マイクロカプセルは pm2.5 になり香料は VOC を発生し大気汚染になることもあります。65 ページ 24 行目再生可能エネルギーの積極導入はすべきではありません。ソーラーパネルにより環境も景観も損なわれ、火災の消火に適さない、災害時に感電可能性がある等のマイナス面が全く考慮されていません。 95 ページ 28 行目下水汚泥は国内資源ではありません。廃棄物です。汚泥で食べるものを作るなんて狂気の沙汰です。 132 ページ除去土壌の再利用はすべきではない。汚染されているから集めているのに拡散するのは間違っている。167 ページ調査を行うのは必要ですが、既に出ている被害にも目を向けて、予防的な措置を講じてもらいたいです。11 ページで水俣病の被害の拡大を防止できなかったとあります。本当に遅きに失したと考えているならば、化学物質過敏症問題においても真剣に予防措置を講じ、被害者の救済に取り組んで下さい。
61	化学物質過敏症などの体調不良に留まらず、マイクロプラスチック問題に繋がる香害(柔軟剤や洗剤の香料を包むカプセル=マイクロプラスチック)についての周知・規制に取り組んでいただきたい。
62	香害という公害について盛り込むべきだと思います。 特に洗濯用合成洗剤・柔軟剤に含まれる香料・除菌抗菌成分・消臭成分やそれらの「効果」を長持ちさせるための徐放技術として使われるマイクロカプセルの壁材が排水や空気中に排出されることで環境を汚染し、健康被害も引き起こしています。 成分開示の義務付けなどの対策が急務と思われます。
63	いわゆる香害や農薬に関わる成分に関して規制基準を作ってください。 EU が無秩序に何となく規制や使用制限、表示義務を課している訳ではないはずですが。 他国の取り組みを取り入れ、世界基準に日本を合わせていく事こそがグローバル化であり、輸出入産

業の活性化にも繋がるのではないのでしょうか？ いわゆるマイクロカプセル(又はナノカプセル)も同様で、回収不能な成分だという事は認識しておられるはずです。 水道局の水質担当者も、日本中どこかの下水処理場でも浄水場でも、香料成分やナノサイズの成分を濾過、回収、分解、無害化出来る装置は導入されていないと仰っていました。 既に新潟の水道水からは香料臭がします。 東京大学山室教授のご研究でもヤマトシジミから柔軟剤と類似の香料成分が検出されたと報告され、佐賀大の上野教授も海底堆積物から香料臭を感じたと報告されています。 東京農工大の高田秀重先生の最新のご研究内容からは、日本人の血液と腎臓等の臓器からマイクロプラスチックとナノプラスチック(ポリウレタン)が検出されたとの報告がありました。 ヒトも環境も土壌も香料やマイクロ(ナノ)カプセルで汚染する事が、地下水まで影響する事を PFOS の件で十分ご承知のはず。 秋田県の水道水中の農薬の濃度が非常に高い事も山室教授が報告しています。 香料やフタル酸エステル類、農薬の使用量と発達障害児の増加は関連しています。米国では看護師の COPD 発症率が一般人より三割高いと発表されています。 貴重な医療人材に健康被害を与え続けて良いのでしょうか。 既に健康被害を訴える人が多数おり、学校や仕事に行けなくなるなどの社会的孤立と経済的困窮に陥っている人たちがこの日本に存在します。 医療機関に受診する事も諦めている人がいます。 環境さえ良くなれば、学校にも仕事にも病院に受診する事も出来ます。 ご理解頂けますか？環境問題は人権問題でもあるのです。 以下を求めます。 1.室内環境基準の TVOC 濃度を暫定指標値から規制値(400μよりも低い基準で)に。 測定条件は人が満員状態での測定にする事。 2.家庭用排水は全く規制がなされていないのだから 排水として流す事を前提とした日用品、家庭用品、化粧品、雑貨類等の製品は全て無香料にし、LAS や AE,エステル型ジアルキルアンモニウム塩(第四級アンモニウム塩)等の界面活性剤を使用不可とする。加えてマイクロ(ナノ)カプセル等の徐放技術は不使用とする。 3.フタル酸エステル類や第四級アンモニウム塩、抗菌剤は不使用とする。 4.家庭用品や日用品、雑貨に関しても GHS 絵表示を義務化し、マークについての説明を広く国民に周知する。 5.母子手帳交付の際に、香料やフタル酸エステル類に関し、生殖毒性が有る事を周知するチラシ等を添える。 6.過度な消毒を中止し、手指衛生は無香料石鹸でおこなう事を基本とする(医療機関を除く) 7.農薬の基準と種類の見直しを行い、出来るだけ無害の物や、影響が残らない薬品を選ぶ。 8.汚泥の肥料化は絶対に禁止する。重金属類や香料、マイクロカプセルやマイクロプラスチック(ナノプラスチック)が混入している。 9.水道水の基準に香料を追加し、香料を検出するために担当者及び施設関係者全てに無香料化を義務付ける。 検出は 1L 以上の水を 40 度？60 程度に加熱したものを複数人で嗅ぐ、またはガスクロマトグラフィー等での検出を試みる。	
---	--

	10.添加物が溶出しマイクロ(ナノ)プラスチックの発生源となるプラスチック容器の使用を現在の1/10 程度まで抑制する(ペットボトル含む)。 11.不純物や添加物の溶出しやすい再生プラスチックは食用の容器には使用しない(ペットボトル)。 等、すぐに行って下さい。 国が本気を出して国土と国民を守らなければ経済も医療も教育も立ち行かなくなります。 そして国の本気度が伝わり、国民一人一人に周知が広がれば、母数が大きく影響も大きいはずです。 狭い国土をこれ以上汚染されたら住める場所がなくなります。日本国民が減びます。すぐにでも規制を EU 並みにして下さい！	
64	合成洗剤や柔軟剤による化学物質の環境汚染について。 すでに人体に影響が出ていること(香害として話題になっています)、洗濯排水から海への汚染(シジミから香料が検出されています)、環境省でも調べて対応してください。排水は海へ流れ、すでに人の口へ返ってきています。大手洗剤メーカーは科学的根拠がないとして一般人からの苦情を無視し続けていますが、SDGs を掲げるなら、環境汚染する商品は規制すべきです。	
65	環境の事にかんする基本計画なのに原子力に関する事や、マイクロカプセル、合成洗剤の事や香害に関して書かれてないのはおかしいと思います。 環境の事に関してシンプルに考えるだけなのに何かに忖度する理由もわかりません。	
66	主に国民の日常生活において使用される殺虫剤、除草剤、合成洗剤、柔軟剤、洗剤など、環境に負荷をかけると考えられる化学物質を含む商品の販売を規制する事です。これらは国民一人一人が日常的に使用する事で環境汚染の積み重ねとなり、環境破壊の大きな要因となっています。地球及び生命の存続のためには、すでに国民全員が環境に負荷をかける行為にブレーキをかける必要があり、一部の日用品企業の利益の保持などは問題外です。	
67	環境計画において、生物多様性を最優先事項とする事です。上記の日用品などを含め、人間に対しての有害性を基準に開発されている物が多いですが、他生命への影響を無視して生態系を破壊、バランスを崩す事はそのまま地球環境の破壊に繋がります。人間でなく、あらゆる他生命を守る事を基準に行動する事が重要と考えます。	
68	米国の規制を日本でも取り入れて下さい。 CDC では職員に香料使用を規制しています。 日本の医療施設や介護、障害者及び幼児？学生が関わる場所の職員全てに空気環境を保つことを目的とした香料規制を行って下さい。	
69	合成洗剤、柔軟剤によるマイクロプラスチック汚染(空気中、河川、海)についても盛り込んでください。	
70	近年の洗濯合成洗剤・柔軟剤にはマイクロカプセルが使用され何十種類もの人工香料や抗菌剤が海へ流れ出ています。 ヤマトシジミから柔軟剤の人工香料が検出されたニュースがありました。2019 年のことです。このままでは日本の誇りであるお鮎が食べられなくなる時が来ます。 また、長続き製法のせいで人工香料が空気中に舞い散り、どこに行っても人工香料のニオイがします。 このように環境を汚す 【マイクロカプセル等を用いた徐放技術は日用品に使用しない】 製造販売している企業に規制をかけるべきです。	

	海を守る 空気を守る それが環境省の最大の仕事だと思います。	
71	環境基本計画案なのに香害にふれていないことはおかしいと思います。化学物質による空気の公害は見過ごされるべきではありません。過去の公害から学び、予防原則にのっとり環境に放出される化学物質の規制をお願いします。	
72	今回の意見募集の中に、香害に関するものが挙げられていません。 合成洗剤、柔軟剤による香害がまだ悪化しています。御省などによって啓発ポスターが作成され、一部の人には認知されているものの、まだ多くの人が認識していません。自宅内に汚染された空気が流れてこずに安心して空気を吸える環境、普通に呼吸をして散歩や買い物ができる環境、普通に仕事をして経済難民にならない環境作りをお願いします。 政府広報、AC ジャパンによるテレビ CM、ラジオ、地方公共団体の広報誌、御省のホームページへの記載(バナー)などをお願いします。 私たち被害者は、ダウニーが日本に上陸した頃からもう 15 年以上にわたり、ずっと苦しみ続け、国が解決してくれるのを待っています。被害者個人も、毎日 SNS で呼びかけています。自分で出版物を作成し、周りへ配ったり、勤務先や配送会社、スーパーなどに電話をしたり、お願いをしています。それでも「頭がおかしい人」「人が苦しんでも自分が好きな臭いのものを使う権利がある」などと言われ、不当な扱いを受け続けています。 「囚われの聴衆」事件では、伊藤判事がプライバシー権の侵害だとの補足意見を出していますが、私たちも嗅ぎたくない臭いを強制的に嗅がされるのはプライバシー権の侵害だと考えています。 また、その他の案につきましては、経済優先でなく、環境優先に舵を切って御省が力強くリーダーシップをとって他省庁と相互協力し、待ったなしの環境問題を力強く解決してください。	
73	p.49 予防的な取組方法をもう少し進めて、「予防原則」としては。 p.71-13 行目 官公庁は率先して環境負荷の少ない製品を購入することを是とし、環境汚染を是とするような企業に対し、毅然とした拒否を示すこと。 p.92-4 行目 マイクロプラスチックは海洋だけでなく「屋内滞留」も含みます。 p.79-8 行目、32 行目 良好な環境の創出には、洗剤などの生活排水に含まれる香料の長期間付着などを目的とするマイクロプラスチックを排除するために、販売禁止などの措置の必要があります。 p.161 20 行目 VOC 排出に、人体などから放出されるマイクロプラスチックなどの「刺激臭」も含めること。現在、HCHO(ホルムアルデヒド)検出機器で傍証的に可視化されるだけでなく、「積もったチリを拭く」だけで、特徴のある猛烈な刺激臭を発することでも確認できます。 p.162 に D 項として香害対策を盛り込んでください。 p.166 GHS ラベルの表示義務を一般小売り商品にも適用すること。説明文については QR コードによる web 参照の他、800 字を収録できる Uni-Voice があり、自治体の封筒で運用されています。またマーク掲示については衣類の洗濯マークの先行事例があります。 p.169 負の遺産に、刺激臭や環境汚染を理由に洗剤や柔軟剤なども含まれますので、これらの適切かつ積極的な回収、完全無害化などの道筋を付けること。	

74	マイクロカプセルの、徐放技術を、医療以外に使えなくして下さい お願いします 河川海に流れ出します 貝類から、洗剤柔軟剤の味がします 磯焼けの原因ではないかと懸念しています	
75	マイクロプラスチックに関連して、マイクロカプセル、化学合成香料による香害に触れるべき。	
76	「除去土壌等」の「再生利用」は「汚染」を広げるのでやめてください。	除去土壌の再生利用については、利用先を管理体制が明確で、適切な管理が可能な公共事業等において、限定的に利用することを考えています。また、これまで福島県内で実証事業を実施してきており、安全に再生利用を実施できることを確認しております。さらに、東日本大震災復興基本法第3条に基づき閣議決定された『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』にも、「最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要」と記載されています。
77	一人一人のライフスタイルや産業構造の転換等が必要である」という認識を国民に広めることや、「デコ活」の推進は大切であるが、特定の業界の痛みを伴う変容について、現在の「デコ活」発信は少ないと感じる。それらも含めて発信してほしい。例えば食肉(特に牛肉)を減らしてプラントベースに置き換える、自然エネルギーを推進する電力会社を支援して電力の切り替えなど。 関係してポール・ホーケン等が調査、公開している「ドローン・ダウン」の日本版のようなようなリストをつくり、なにが効果的か、どんな構造的転換が求められているか発信してほしい。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
78	参加について、46頁12行「政策決定過程への国民参画とそのための政策コミュニケーション、その成果の可視化が必要」とあり、その後段で、情報についての手段については書かれているが、政策形成プロセスについては、「自主的・積極的な活動を」ということで、政策形成プロセスへの参加の仕組みについては全く触れられていない。同様に58頁民間団体のところでも「自らの専門的能力を生かした提言を行い」とだけ書かれており、あくまで自主的な参加を前提としている。先進諸外国では、政策形成過程への市民参加は常識となっており、特に市民生活に密接に関わる環境・エネルギー政策に関しては、それが必須であることから、参加を可能にする仕組みを是非明記すべきである。それによって政策の多様性が増し、政策の選択肢が増えることでより良い政策が形成され、広報や実施段階での市民の協力も得やすくなる。これまでのような一部専門家と業界・官僚で作成された環境政策で、その実効性が上がった例はあまり見られない。一方市民も政策形成過程で参加した公害対策や水質浄化、環境教育などはある程度の成果を上げている。この違いはやはり政策形成プロセスに問題があることを反省し、特に気候問題などにおいては市民参加の実効性をもっと評価して、そのための仕組みをしっかりと作り明記すべきである。	ご意見を踏まえ、「政策決定過程への国民参画の『一層の推進』～」と修正いたします。政策形成プロセスの参加の仕組みづくり等については、個別の政策ごとに検討していくことと考えております。
79	・環境政策形成の過程での市民参加をもっと積極的に認めて頂きたい。 ・通常、日本では主な政策は(与党の)政治家・官僚；及び専門家(主として官僚の意に添った人が選ばれる傾向がある)だけで形成されていて、市民の生の/現場の／真面目な声は反映されません。 ・このことは欧米先進諸国が政策形成の段階から市民の参加を得て、その結果 環境政策も我国とは格段の差をつけて進んでいることと対照的です。 ・本案でも「政策決定過程への国民参加」は謳われてはいるものの「市民の参加の仕組」については具体的に記述されておらず、市民参画やそのための情報アクセスが不十分であり、国際社会の一員として恥ずべき実態です。 ・現在政策形成の中心にいる政治家は、多くの場合、詳細が良く分かりませんので「その道」に詳しい官僚の発言を参考にします。	

	・問題は権力と私益が色濃く絡む「官僚たち」が日本国のために正しい選択をするか否かです。 ・私は、少なくとも「私益」が絡まない「市民」を半分程度参加させることで、政策は飛躍的に向上すると思います。	
はじめに		
No	意見の概要	意見に対する考え方
80	P4 東京一極集中は引き続き進行し、 →しない	総務省統計局「人口推計」からも首都圏、特に東京圏への人口集中の進行が確認できることから、原案のとおりとさせていただきます。
81	P4 L18 P8 L24「さらに、」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	接続詞として使用している場合は「さらに」に統一させていただきます。
82	P4 L6 「2020 年に発生した新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、人類が生態系の一部であること、環境、生態系のバランスの乱れには巨大なリスクを伴うこと等を明らかにした。」とありますが、ほんとうですか？機能獲得実験がされていたのではないですか？国外では議論されていることが日本では報道にも挙がってこないのは何故ですか？キッチンとコロナ感染症のことを精査してください。人工的にウイルスを作るのは可能ですよね。環境問題も同じです。私たちはまともな議論を聞きたいしいんです。まったく問題がないとは言わないが、だれかが利益を得るためだけに問題を作り出しているという側面があるということを通じて国民は気が付いている。一面だけを取り上げて一つの方向に進むのは反対です。	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書では、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がない」ことが示されました。また、脚注 15 にあるように、2020 年 10 月に公表された IPBE「パンデミックと生物多様性ワークショップ報告書」では、1960 年以降に報告された新興感染症の 30%以上は森林減少、野生動物の生息地への人間の居住、穀物や家畜生産の増加、都市化等の土地利用の変化がその発生要因となっており、パンデミックの根本的な要因は、生物多様性の損失と気候危機を引き起こす地球環境の変化と同じであることが指摘されています。政府では、こうした科学的知見を踏まえて気候変動対策等に取り組んでいることから、原案のとおりとさせていただきます。
83	P4 L4～6 「はじめに」で「2023 年の世界の年平均気温は観測史上最も高く、産業革命以前の平均と比較して 1.45℃(±0.12)高くなり」ですが、観測史上というスパンがせいぜい 150 年しかないことは恣意的です。1 万年スパンで見れば、今より高温の時代もあり、まるで地球が減ってしまうかのような煽りをしていますが、単なる脅しにすぎないです。	
84	P4 L36 ～ P5 L2 能登半島地震は気候変動などと異なり環境破壊の結果生じたものではないと思います。これと、プラネタリー・ヘルスを結びつけるのはミスリーディングではないでしょうか。プラネタリー・ヘルスの考え方のもと取り組みを進めれば能登半島地震による被害が防げた、というようにも読めます	
85	「国際関係では、民主主義国家と非民主主義国家の分断、ロシアによるウクライナ侵略など、地政学等に大きな転換をもたらしつつある事態が生じている。」について イスラエルによるガザ侵攻によって、パレスチナ側の死者はすでに 2 万 5 千人以上となっている。その多くは女性や子供など民間人である。この数はウクライナで亡くなった民間人の数 1 万人の倍以上である。国際司法裁判所(ICJ)は 1 月 26 日に、イスラエルに対しジェノサイド行為を防ぐ「全ての手段」を講じることを求める暫定措置命令を出している。このような国際情勢をふまえ、ロシアによるウクライナ侵略と並べるかたちでイスラエルによるガザ侵攻を記載すべきである。 それが不可能であるなら、その理由を明示されたい。	ご指摘を踏まえ、ロシアによるウクライナ侵略に続けて「ガザ地区におけるイスラエルの軍事行動」について追記いたします。
86	・5 頁 6 行目 (意見) 「循環」と「共生」のあとに「参加」を追加する。 (理由) 循環、共生、参加が第一次環境基本計画以来の環境政策の長期目標とされているため	該当部分は、第5次環境基本計画で提唱された「循環共生型社会」を説明していることから、原案のとおりとさせていただきます。

87	・5 頁 30 行目 (意見) 「持続可能な社会を実現する方向での相互作用」の前に、「共有された情報に基づき、」を追加する。 (理由) 国民の参加の前提として、情報の共有が必要となるため	第1部第2章3(3)「参加の促進:政府、市場、国民の共進化と人材育成、情報基盤整備」において、これらの共進化には「環境情報の充実、公開が基盤となる」旨記載していることから、原案のとおりとさせていただきます。
88	p.5、13 行目から 15 行目 「勝負の 30 年」に臨むため「環境政策を起点とし、経済・社会的な課題をカップリングして同時に解決していくことを目指す。」に賛成したい。これを実現するためには温暖化政策に決定的に重要な「エネルギー基本計画」について、これまで経済産業省が取りまとめていたが、環境省が取りまとめるように変わるべきである。	ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向 第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識 1 現下の危機と 2030 年の重要性		
No	意見の概要	意見に対する考え方
89	P8 L24 P4 L18「更に、」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	接続詞として使用している場合は「さらに」に統一させていただきます。
90	(1)第1部第1章1(1)7頁 <意見> 気候危機・生物多様性危機・汚染危機の3つの危機認識は正しいが、その認識と同時に、それらの危機間の構造認識一すなわち、汚染のない社会は、気候変動や生物多様性保全などあらゆる環境政策の基盤となるものであること一を明記すべきである。 <理由>このような構造的認識は、3つの危機回避策を統合した環境政策を創出する上で、不可欠である。第2部第3章4の(2)化学物質管理(123頁)においては、「汚染、気候変動、生物多様性の損失という危機は相互に密接に関連しており、統合的な方法で対処する必要がある」と記載されているが、これは化学物質管理対策と他の2つの分野の個別政策との関連性を示すにとどまり、汚染対策(化学物質管理)をあらゆる環境政策の基盤としてとらえる構造的認識が欠落している。こうした構造的認識は、第2部第3章の個別分野ごとの施策ではなく、第1部第1章の総論における根底的認識として記述されるべきである。 こうした構造的認識の欠落は、後述のように、環境政策の実施により、新たな環境汚染を招きかねない。	第1部第2章3(2)において、汚染への対応も含め、個別の環境政策との統合、それによる相乗効果、シナジーをもたらす統合的な解決が求められている旨記載していることから、原案のとおりとさせていただきます。
91	P9 L19~26 クマ類について取り上げられているが、これより深刻化している鳥獣被害はシカであり、この種に関し、取り上げるべきと考える。つまり、国土強靱化基本計画で取り上げられているよう、森林生態系におけるニホンジカ等による下層植生の衰退や裸地化に伴う土砂災害の発生の危険性について政府において認識されているところであり、p5 の 18 行で記載するところの基盤としての自然資本は重要であり、自然資本を維持・回復・充実は不可欠である。このため、クマ類よりも深刻化しているニホンジカ等による下層植生の衰退や裸地化に伴う土砂災害の発生の危険性を取り上げて記載すべきである。	ご指摘を踏まえ、P6 L21 以降に、以下の文章を追記いたします。 「また、ニホンジカの生息域の拡大や生息数の増加により、下層植生の衰退や裸地化等の森林生態系等への被害が深刻化しており、防災・減災等、森林の多面的機能が十分発揮されないことも懸念されている。」
92	9 頁 29 行目から 30 行目「放射性物質、化学物質やマイクロプラスチック等」とする。 156 頁参照	放射性物質についても現在の記述に包含されることから、原案のとおりとさせていただきます。
93	11 頁 23 行目から 24 行目 「…初期対応の重要性や、科学的不確実性のある問題に対して予防的な取組方法の考え方に基づく対策も含めどのように対応するべきかなど、現在に通じる課題を投げかけている。」	本記述は、水俣病の教訓を述べている箇所ですので、原案のとおりとさせていただきます。

	→ 「…初期対応の重要性を示している。海の魚を食べている地域で異常な身体反応が多発していたら魚食と工場の排水を止める。原発事故で小児の甲状腺がんが多発していたら、相応の被ばくがあったものとして対応するなど、現在に通じる課題を投げかけている。」	
94	P13 P8 「例えば第三次環境基本計画の策定当時、世界のトップを誇った太陽光パネルやリチウムイオン電池等の生産量のシェアは、現在大きく低下しており、また、近年急速に世界で普及している電気自動車については、現時点で高い販売シェアを獲得できていない。」 「はじめに」では、物質的な豊かさに重きをおいた線形大量生産型経済社会システムを批判しているにもかかわらず、この部分では、「環境先進国」ではない理由に生産量や販売量のシェアを例としている(つまり、こういったものをどんどん生産し販売しないと環境先進国といえないとしている)のは、自己矛盾しているのではないのでしょうか。より適切な例を提示すべきであると思います。	環境関連産業は、製造業のほか環境技術、サービス業なども含めて様々な環境課題の解決に資するものであり、循環・高付加価値型の経済社会システムを構築する上で、その役割は大きいと考えられます。また、製造業の生産量・販売量シェアは環境先進国としての取組を測る一つの側面として例示したもので、続けて炭素生産性、資源生産性や知的財産などについても言及しているように、物質的な優位性のみから環境先進国であるかを判断しているわけではありません。よって、原案のとおりとさせていただきます。
95	(P13 19 行目 注釈 21(3)環境先進国に向けた正念場) ○19 行目に日本の炭素生産性が低い旨の記載があり、その注釈(※21)として石炭火力の比率が高くなっていることが記載されているが、炭素生産性と石炭比率の相関が不明であり、注釈としては不適なため、当該注釈を削除いただきたい。	炭素生産性は温室効果ガスの排出量に対する GDP の割合を示す指標ですが、発電に伴う燃料種別の CO2 排出量(国内における全ての発電施設が対象)は、近年、石炭火力由来の排出量が半分以上を占め、その割合も増加しており、炭素生産性と石炭火力には一定の相関があると考えられます。よって、原案のとおりとさせていただきます。
第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向 第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識 2 環境・経済・社会に関わる複合的な危機や課題		
No	意見の概要	意見に対する考え方
96	● 該当箇所 p.17 15～19 行目 ● 意見 下記の原文に、二重括弧の内容を挿入いただきたい。 「特に、ロシアによるウクライナ侵略により、エネルギー安全保障、食料安全保障、経済安全保障の重要性が再認識され(中略)ドイツを始め多くの欧州諸国では、そのような状況に対応して、ロシアによるウクライナ侵略後に再生可能エネルギーの導入目標を大幅に引き上げ、省エネの更なる促進、エネルギー供給源の多角化等の対応をとつている。」 ● 理由 原文ではエネルギー安全保障の観点からロシアによるウクライナ侵略後の欧米諸国の対応について記載されているが、欧州委員会の「REPowerEU Plan」(2022 年 5 月)において、ロシア産化石燃料依存からの脱却に向けて、省エネ・エネルギー供給の多様化・再生可能エネルギーへの移行の加速の3点が掲げられており、それぞれが重要な取り組みであると思料。そのため、本環境基本計画においてもこの点を踏まえた記載としていただくことが適切と考える。	該当の параグラフに続く paraグラフがエネルギー自給率等に着眼している流れから、この paraグラフについては再生可能エネルギーに着目させていただいていますが、他の要素もあるという趣旨で、「再生可能エネルギーの導入目標を大幅に引き上げる等の対応を図っている。」と修正させていただきます。
第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向 第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識 3 現在及び将来の国民が明日に希望を持てる環境を軸とした環境・経済・社会の統合的向上の次なるステップ・高度化に向けて		
No	意見の概要	意見に対する考え方
97	P21 L4 「2023年(令和5年)」は、「2023(令和5)年」のほうがよい。	西暦と和暦を併記する必要がないことから、西暦のみに修正いたします。
98	19 頁(3～10 行)以下のように修文すべき。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。

	2020 年初頭からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行(パンデミック)と、2022 年2月に始まったロシアのウクライナ侵略は、持続可能な社会の必要性について改めて議論を促進する契機となった。例えば、気候変動や生態系の破壊等に伴って健康への脅威は増大すること等から、地球の健康(地球環境の健全性)と人間の健康は一体不可分であるという「プラネタリー・ヘルス」に関する議論が活発化している。 理由:「持続可能な社会の必要性につ いて改めて考える」例として、「プラネタリー・ヘル ス」に関する議論があるものと理解しました。「例え ば」前後のつながりがより明確にできるよう、修文が 必要と思われま。また、G7 札幌コミュニケ(2023 年 4 月 16 日)パラ 1 の文言を踏襲しました。増大する リ スクは、必ずしも感染症に関するもののみではないと 理解しております。	「2020 年初頭からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行(パンデミック)と、2022 年2月に始まったロシアのウクライナ侵略は、持続可能な社会の必要性について改めて議論を促進する契機となった。例えば、気候変動や生態系の破壊等に伴って、感染症のリスク等、健康への脅威は増大すること等から、地球の健康(地球環境の健全性)と人間の健康は一体不可分であるという「プラネタリー・ヘルス」に関する議論が活発化している。」
99	意見の該当箇所:(21 頁 18-20 行目)「加えて、世界で気候変動関連訴訟が 2000 年代半ばから増え始め、パリ協定採択後に更に増加傾向にあり、現在は、年間 200 件近い訴訟が新たに提起されている。」 【理由】 気候変動訴訟の世界動向だけでなく、日本国内でも訴訟提起があることを記載するべき。Sabin Center for Climate Change Law によれば、仙台、神戸(2 件)、横須賀において、石炭火力発電所の建設・稼働について、気候変動訴訟が提起されている。	「パリ協定採択後に我が国でも訴訟が提起されるなど～」と修正いたします。
第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向 第1章 環境・経済・社会の現状と課題認識 4 環境面の主に 30 年の振り返りと課題認識		
No	意見の概要	意見に対する考え方
100	・23 頁 22 行目及び 26 頁 2 行目から 3 行目 (意見) 「最良の科学」の後に「及び国民の行動変容」を追加する。 (理由) 持続可能で well-being がすべての人々に享受される世界を実現するにあたって、科学は手段にすぎない。人間社会の在り方がこれからの地球環境に大きな影響をもたらすことは、IPCC 第6次報告書にも明記されている。環境危機への対応にあたっては、政府が国民に行動変容の必要性を認識させるとともに、そのような行動変容を可能とするような制度設計を行うべきである。	第1部第2章3(3)「(3)「参加の促進:政府、市場、国民の共進化と人材育成、情報基盤整備」において、ご指摘の趣旨は記載されていることから、原案のとおりとさせていただきます。
101	● 該当箇所 p.26 35 行目～p.27 2 行目 ● 意見 下記の原文に、二重括弧の内容を挿入いただきたい。「我々は、世界規模での取組の一環として、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前の水準よりも摂氏 1.5 度に抑えるために必要な軌道に沿って、遅くとも 2050 年までにエネルギー・システムにおけるネット・ゼロを達成するために、排出削減対策が講じられていない化石燃料のフェーズアウトを加速させると我々COP28 のコミットメントを強調し、他国に対して我々と共に同様の行動をとることを求める。」とした。『一方で、G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケでは、「各国のエネルギー事情、産業・社会構造及び地理的条件に応じた多様な道筋を認識しつつ、それらがネット・ゼロという共通目標に繋がることを強調する。この点において、我々は、安全性、エネルギー安全保障、経済効率性及び環境(S+3E)を同時に実現することの重要性を再確認する。」とした。』 ● 理由 原文では 2050 年までのエネルギーシステムにおけるネット・ゼロを達成に向けた G7 の認識について記載されているが、「G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ」(2023 年 4 月)2 / 13 の「49.エネルギー安全保障とクリーンエネルギー移行」において、各国の	該当箇所は 1.5℃目標達成に向け 2050 年までにネット・ゼロを達成する一連の流れを説明している部分のため、原案のとおりとさせていただきます。

	多様な道筋の認識や安全 性・エネルギー安全保障・S+3E を同時に実現させることの重要性についても発信されており ii、重 要な観点であると思料。そのため、本環境基本計画においてもこの点を踏まえた記載としていただくことが適切と考える。	
102	(P27 4～13 行目 (2) 顕在化した地球環境の危機と SDGs、パリ協定、昆明・モントリオール生物多様性枠組等の採択) ○COP28 の合意文書においては、ゼロカーボンあるいは低排出技術として、原子力、CCUS、低炭素水素が記載されるなど、カーボンニュートラルに向けた柔軟性・多様な道筋が認められる結果となった。これは G7 広島サミットで我が国がとりまとめた「多様な道筋の下でネット・ゼロという共通の目標を目指す」とのアプローチや GX 推進戦略との方向性とも一致していることから、環境基本計画においても、COP28 における主な成果として明記すべきである。従い、「持続可能なライフスタイルと持続可能な消費・生産パターンへの移行などが決定された。これらの成果…」を「持続可能なライフスタイルと持続可能な消費・生産パターンへの移行などが決定された。また、ゼロカーボンあるいは低排出技術の具体例として、再生可能エネルギーに加えて、原子力、CCUS、低炭素水素が認められた。これらの成果…」と修正いただきたい。	ご指摘の内容を踏まえ、原子力、CCUS、低炭素水素等を包含する脱炭素・低炭素技術について追記いたします。 2023 年の COP28 においては、パリ協定の下で世界全体の気候変動対策の進捗状況の評価するグローバル・ストックテイクが初めて行われ、1.5℃目標達成のための緊急的な行動の必要性が強調されるとともに、2025 年までの世界全体の排出量のピークアウトの必要性が認識された。そのための具体的な行動として、全ての部門・全ての温室効果ガスを対象とした排出削減目標の策定、2030 年までに世界全体での再生可能エネルギー発電容量を3倍及びエネルギー効率の改善率を世界平均で2倍とすること、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズダウンの加速、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行、脱炭素・低炭素技術の促進、持続可能なライフスタイルと持続可能な消費・生産パターンへの移行などが決定された。これらの成果を踏まえつつ、各国は 2025 年までに次期 NDC を提出することが要請されている。
103	箇所)P27 の 26 行～や P30 の 20 行など 意見)生物多様性の喪失など生態系の変容には、プラスチック汚染の影響、即ち、プラスチックの添加剤が生物の生殖に与える影響＝環境ホルモン作用の可能性があることが知られている。(東京農工大、高田秀重先生などの研究)この案では、そのことには全く触れられていないことに落胆する。多くの人が目を通す環境基本計画であるからこそ、最新の科学的知見を盛り込んで、人々の環境意識を高めるためにも役立てるべきである。	マイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響については、国際的にも評価が定まっていないため、P157 L14～L20 において、「マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる生物・生態系への影響に関する科学的知見の集積～普及啓発等を実施する」と記載しており、原案のとおりとさせていただきます。
104	28 頁(17 行～) 地球規模での森林開発や気候変動等により動物等を媒介とする感染症のリスクが増大し、また、グローバル化の進展等により、人獣共通感染症も含め様々な新興・再興感染症が国境を越えて国際社会全体に拡大する事態が発生している。近年では、2020 年1月に、新型コロナウイルス感染症のパンデミックについて世界保健機構(WHO)より「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC)」が宣言されている。加えて、これらの感染症は…	ご指摘の内容は「人獣共通感染症等」に含まれるため、原案のとおりとさせていただきます。なお、なお、後半についてはご指摘を踏まえ修正いたします。
105	P28 L28 「世界資源アウトルック 2019」は 2024 年 2 月の UNEA6 に提出された「世界資源アウトルック 2024」を参照した方がよい。	「世界資源アウトルック 2024」を基に記述を修正いたします。
106	P28 注釈 82 例えば、高病原性インフルエンザ等により、ともあるが、だとすると若鶏ネブライザーをやめ地鶏にすればいい	脚注 15 にあるように、2020 年 10 月に公表された IPBES「パンデミックと生物多様性ワークショップ報告書」では、1960 年以降に報告された新興感染症の 30%以上は森林減少、野生動物の生息地への人間の居住、穀物や家畜生産の増加、都市化等の土地利用の変化がその発生要因となっており、パンデミックの根本的な要因は、生物多様性の損失と気候危機を引き起こす地球環境の変化と同じであることが指摘されております。よって、原案のとおりとさせていただきます。
107	P30 L20～24 ニホンジカの個体数の増加とその影響については里地里山のところで記載されていますが、エゾジカを含むニホンジカ等による生態系等への深刻な影響が生じているのは、里地里山以外の奥地等の森林地域です。また、防災・減災等、森林の多面的機能が十分発揮されないことが懸念される要因として、人口減少や高齢化の影響により手入れ不足となっている森林があることを記載していますが、こ	ご指摘を踏まえ、P28 L5～7 を以下のとおり修正します。 「人口減少や高齢化の影響によって手入れが不足したり、ニホンジカによる下層植生の被害が深刻な森林においては、防災・減災等、森林の多面的機能が十分発揮されなかったりすることが懸念されている。」

	れと同等又はこれ以上に防災・減災等の森林の機能に影響を及ぼしつつあるのが、ニホンジカ等による下層植生の衰退や裸地化に伴う土砂災害の発生に係る危険性です。これらから、20 行から 24 行における森林に関して、ニホンジカ等による土砂災害への影響について言及すべきと考えます。	
108	P31(5)環境汚染及び化学物質管理の変異と課題 冒頭「我が国においては、かつて全国的に生じた激甚な公害に対する対策は一定の成果を挙げている。」(以下略) P32「また、水、大気などの環境中の様々な媒体にまたがって存在する反応性窒素、マイクロプラスチックを含むプラスチックごみ、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性・毒性・長距離移動性を有する有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しており、水、大気、食物連鎖等を通じた健康影響や生態系への影響が懸念されている。」(以下略)等 上記の引用からも、日用品、主に衣料洗剤や柔軟剤・消臭剤等による化学物質過敏症など「香害」問題についての記載が見当たりません。 また、近年の衣料洗剤や柔軟剤・消臭剤等の市販洗濯洗剤商品にも、「マイクロカプセル」が配合されており、こちらも「マイクロプラスチック」製品と見えています。 それが弾ける事によって、大気汚染や水質汚染・莫大な環境汚染に繋がり、魚の内臓にさえもマイクロプラスチックが発見されるなど聞いております。 まさに水俣病よりも身近で最悪な公害になるのではと思います。 今後のパブリックコメントにも、ぜひ、香害問題によるマイクロプラスチック汚染について取り上げていただくよう、お願いいたします。	マイクロプラスチックについては、陸域での発生抑制・流出防止・代替素材の普及等に取り組むことが重要であると考え、消費者のみなさまに向けて衣服や人工芝からのマイクロプラスチックの排出を抑えるための工夫を掲載したリーフレットの公表や、発生・流出抑制に関する先進的な日本企業の取組をグッド・プラクティス集として国内外に公表しているほか、素材開発の支援等を行っており、引き続き実態把握や発生抑制に係る取組を進めます。 これらのことは、P150 L11～L15において、「マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関して、実態把握や発生抑制対策、回収・処理等を進めるための施策を進める」と記載しており、原案のとおりとさせていただきます。 また、大気中のマイクロプラスチックについては、存在状況を把握するための測定手法に係る調査研究を実施しており、こうした取組を着実に進めてまいります。P159 L2～L4を以下のとおり修正いたします。 「その他、酸性雨や黄砂、越境大気汚染の長期的な影響を把握することを目的としたモニタリング、放射性物質モニタリングや、大気中のマイクロプラスチックの測定手法に係る調査を引き続き実施する。」
109	【32 ページ環境汚染及び化学物質管理の変遷と課題について】 家庭からの排水による汚染についても記載していただきたいです。昨今消臭抗菌や香り長持ち洗剤や柔軟剤が環境汚染を加速させています。シャンプーや入浴剤にまでマイクロカプセルが入っています。その影響による水質汚染は深刻であるにも関わらず対策されていません。家庭からの排水について対策を進めるべきだと思います。有害製品を売る企業にも対策をさせるべきです。	
110	33 頁(9 行) プラネタリー・ヘルスを達成するための →プラネタリー・ヘルスの考え方を踏まえ 理由:「SDGs 実施指針」6 頁より引用 しました。プラネタリー・ヘルスは目標というより概念ですので、「達成」は違和感があるかと思います。	ご指摘のとおり修正いたします。
111	・35 頁 9 行目 (意見) 「～調査結果がある。」のあとに「国民の環境意識を高めるためには、環境情報へのアクセスを改善し、環境政策への意思決定への参加を保障することが重要である。」を追加する。 (理由) 国民の環境意識が低いのは、環境情報が理解しやすい形で十分に行き届いておらず、意思決定への参加の機会も著しく少ないからでもある。国民の環境意識が低いことを課題としてあげるのであれば、改善のための方向性や対策にも触れるべきである。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 「～調査結果がある。」のあとに「そのため、国民の環境意識を高めるためには、環境情報の提供等により、国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、環境保全の取組への参画等を促進することが重要である。」と追加いたします。
112	P35 L11	全体を通じ、一般的な名詞として用いる場合は「原子力発電所」、福島原子力発電所

	「原発」は「原子力発電所」のほうがよい。	を指す場合は「東京電力福島第一原子力発電所」に統一いたします。
113	P35 L11 ~ P36 L18 政策遂行の最優先目標は、「避難指示解除」ではなく、「国民(個人)の健康と命を守る事」に置かれるべきです。個人を守らない環境政策にどのような意義が有るのですか。空間線量・年間20ミリシーベルトの避難指示解除の基準を、事故前の「年間1ミリシーベルト」へ即刻改めるよう提言すべきです。又、所謂「除染土」(汚染土)の再利用・拡散は、環境保全とは真逆であり、放射性物質による汚染を広範囲に拡げる行為です。除染で生じた廃棄物で「100ベクレル／キログラム」を超えるものは厳重に封印し、集中管理・長期保管すべきです。	避難指示については、原子力安全委員会の意見を受け、ICRP(国際放射線防護委員会)の勧告における参考レベル幅である年間20~100mSvのうち、最も厳しい値である年間20mSvを参考にして避難指示を実施いたしました。 避難指示は、居住の権利を奪うという強い権利制限を伴う行為であることから、避難指示解除の基準も同様に年間20mSvを用いております。 日本政府は、ICRPが、事故後長期にわたって回復・復旧を目指す時期(現存被ばく状況)においては年間1~20mSvの下方部分から状況に応じて適切な参考値を設定するよう勧告していることを踏まえて、長期目標として、個人が受ける被ばく線量が先の範囲の下限値である年間1mSv以下になることを目指しています。 後段の除去土壌の再生利用については、利用先を管理体制が明確で、適切な管理が可能な公共事業等において、限定的に利用することを考えています。また、これまで福島県内で実証事業を実施してきており、安全に再生利用を実施できることを確認しております。さらに、東日本大震災復興基本法第3条に基づき閣議決定された『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』にも、「最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要」と記載されています。
114	36 頁 1 から 8 行目 放射線に対しては、政府が健康上のケアや対策、放射線防護や公衆衛生上の措置をおこなうことで、結果として不安のケアや解消がなされるものである。したがって、以下のように書き替える。 また、原子力災害に起因した放射線に関する健康上の不安のケアについては、特定復興再生拠点区域の避難指示解除により帰還者等が増加する中、これまでの自治体や相談員を通じたリスクコミュニケーションだけでなく、帰還者等が地域で主体的に活動を行う取組と連携していくことも重要となる。さらに、放射線の健康影響に関する不安の解消の取組についても、福島県内のみならず県外においても正しい知識・情報の発信やリスクコミュニケーションを継続して実施していくことが求められる。併せて、車座意見交換会等の対話を通じて得られる参加者の意見を今後の放射線健康不安対策に生かす取組を行う必要がある。 → また、原子力災害に起因した放射線に関する健康上のケアについては、避難指示解除により避難指示によらない避難者や放射能に汚染された地域での居住者が増加する中、これまでの福島県での県民健康調査だけでなく、自治体の保健活動や医療と連携していくことも重要となる。さらに、福島県内のみならず県外においても放射線防護や公衆衛生上の措置を実施していくことが求められる。併せて、意見交換会等の対話を通じて得られる参加者の意見を今後の放射線健康対策に生かす取組を行う必要がある。	「健康上のケア」への修正意見については、UNSCEAR2020/2021 年報告書(2021 年 3 月公表)では「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにない」と記載されており、当省としては、放射線に係る健康不安対策が必要と考えており、原案のとおりとさせていただきます。 また、避難指示解除により避難指示によらない避難者・・・が増加する」との事実は確認しておりません。また、「放射能に汚染された地域での居住者が増加する」との修正意見については、ここでは「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を作成し区域内の帰還環境整備に向けた除染・インフラ整備等が集中的に行われ避難指示が解除されていることによる帰還者等の増加について記載しており、原案のとおりとさせていただきます。 環境省における取組をさらに発展させるため「これまでの自治体や相談員を通じたリスクコミュニケーションだけでなく、帰還者等が地域で主体的に活動を行う取組と連携していくことも重要となる」としており、原案のとおりとさせていただきます。 「放射線防護や公衆衛生上の措置を実施していく」については内容が不明確であり、当省としては、先のとおり、放射線に係る健康不安対策のために「正しい知識・情報の発信やリスクコミュニケーションを継続して実施していくこと」が必要と考えており、原案のとおりとさせていただきます。 「車座」を削除する意見については、車座意見交換会は重要な対話の場の1つと考えていることから、原案のとおりとさせていただきます。 「放射線健康対策」への修正意見については、UNSCEAR2020/2021 年報告書(2021 年 3 月公表)では「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにない」と記載されており、当方としては、放射線に係る健康不安対策が必要と考えており、原案のとおりとさせていただきます。

115	該当箇所 p.36 15 行目 意見 下記の原文に、二重括弧の内容を挿入いただきたいです。 「なお、社会活動の基盤であるエネルギーの確保、安定供給については、東日本大震災を経て自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識されており、エネルギー利用の効率化の推進とともに、『エネルギー供給源の多様化および』地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用が重要である。」 理由 「国土形成計画」(2023 年 7 月 28 日閣議決定)において、エネルギーの確保、安定供給については、原文で記載の観点に加えて、エネルギー供給源の多様化の観点も位置づけられており、本環境基本計画においても、この点を踏まえた記載をすべきと考えます。	ご指摘の「エネルギー供給源の多様化」という目的に向けて、自立・分散型エネルギーの導入を推進するという趣旨も踏まえて、以下のとおり修正いたします。なお、「自立・分散型エネルギーシステム」にはコージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素等が含まれます。 「なお、社会活動の基盤であるエネルギーの確保、安定供給については、東日本大震災を経て自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識されており、エネルギー利用の効率化の推進とともに、地域に賦存する再生可能エネルギー等の活用、資源の循環利用が重要である。」
116	意見(2) P36(9)東日本大震災・原発事故 16 行目「自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識され」について レジリエンス性の高いコージェネは、自立・分散型エネルギーの代表格であり、災害対応施策においても自立・分散型エネルギーを代表する具体例として太字部分(16 行目)に以下のとおり追記いただくようお願いします。 「なお、社会活動の基盤であるエネルギーの確保、安定供給については、東日本大震災を経てコージェネレーションなど自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識されており、エネルギー利用の効率化の推進とともに、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用が重要である。」 理由:以下をご参照ください。 ・国土強靱化基本計画(R5 年 7 月 28 日閣議決定)P50『② 省エネルギーの促進を図るとともに、コージェネレーション、バイオマスや農山漁村にある水・土地等の資源を活用した再生可能エネルギー、水素エネルギー、LP ガス、廃棄物処理時の排熱、燃料電池、蓄電池、廃棄物発電の普及・活用、マイクログリッドの構築、アグリゲーションビジネスの促進等により、スマートコミュニティの形成や、地域、ビル、病院、避難所、各家庭等における自立・分散型エネルギーの導入促進を図る。』とされており、コージェネが自立・分散型エネルギーの核となることが示されている。 ・国土強靱化年次計画2023(R5 年 7 月 28 日閣議決定)P11 に主要施策として『【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備・コージェネレーション等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策』が示されており、具体的には同 P87 表にて『地域防災計画に避難施設等として位置付けられた、又は災害等発生時に業務を維持するべき公共施設における、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施する。』を実施すべき事項としている。	
117	● 該当箇所 p.36 15 ~18 行目 ● 意見 下記の原文に、二重括弧の内容を挿入いただきたい。 「なお、社会活動の基盤であるエネルギーの確保、安定供給については、東日本大震災を経て『コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素等の』自立・分散型エネルギーシステムの有効性が認識されており、エネルギー利用の効率化の推進とともに、『エネルギー供給源の多様化および』地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用が重要である。」	

	● 理由 原文では主に災害時におけるエネルギーの確保、安定供給に関し、必要とされる取り組みが記載されているが、「国土形成計画」(2023 年 7 月)の「3. エネルギー・産業の強靱化」において、「エネルギー供給源の多様化及び地域内でのエネルギー自給力強化のため、コージェネレーション、燃料電池、再エネ、水素エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する」と記載。また、エネルギー供給源の多様化の観点も記載されており、それぞれが重要な取り組みであると思料。そのため、本環境基本計画においてもこの点を踏まえた記載としていただくことが適切と考える。	
第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向 第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方 1 目指すべき持続可能な社会の姿:環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」が実現できる「循環共生型社会」の構築		
No	意見の概要	意見に対する考え方
118	38 頁(8行～) 『』部分を追記していただきたい。 また、環境に負荷を与える物質を排出することによってこの均衡を崩してきた。この均衡の崩れが気候変動、生物多様性の損失及び汚染『、並びにそれらによって引き起こされた経済・社会の混乱、健康への脅威及びエネルギー危機』の形で顕在化し、人類による環境負荷はもはや地球の環境収容力を超えつつある。	本文の趣旨は、環境収容力を超えつつある現状について説明していることから、原案のとおりとさせていただきます。
119	38頁14行「資源循環を進め、」とあるが、17 行「環境負荷の総量を減らす」には、「新たな資源の投入を可能な限り低減」するだけでは不可能であり、入り口となる消費、言い換えれば、省エネも含めた需要側の消費の削減も不可欠であり、その点を明記すべきである。	「新たな資源の投入を可能な限り低減」することについては、ご指摘の省エネや需要側の消費の削減も含まれていることから、原案のとおりとさせていただきます。
120	38 頁 15 行目 化石燃料などからなる地下資源への依存度を下げ、 → 化石燃料やウランなどからなる地下資源に依存度を下げ、	ご指摘の趣旨は、原案に含まれていることから、原案のとおりとさせていただきます。
第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向 第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方 2 今後の環境政策が果たすべき役割:将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現		
No	意見の概要	意見に対する考え方
121	41 頁 東京一極集中、自立分散型 これはあちこちやっても仕方がない。	「ウェルビーイング／高い生活の質」の観点からは、東京一極集中、大規模集中型の社会経済システムから、デジタル化の流れも踏まえ、自立分散型・水平分散型の国土構造、社会経済システムへの移行の視点が重要であると考えため、原案のとおりとさせていただきます。
122	p.41 脚注 113 意見 下記の原文に、二重括弧の内容を挿入いただきたいです。 「脱炭素エネルギー供給インフラ」(既存の電力・都市ガス供給インフラを含む)および『既存設備の有効活用』 理由 自然資本の維持・回復・充実に寄与するものとして「ストックとしての人工の資本、システム」が挙げられ、人工の資本については注釈 70 にあります。低・脱炭素エネルギーを供給する既存の電力・ガスインフラも重要な人工資本であり、具体的な記載をお願いします。	ご指摘の内容は既存設備の有効利用に含まれること、また、中長期的な時間軸を持った国民全体の参加と多様な創意工夫、努力が必要という趣旨に含まれることから、原案のとおりとさせていただきます。
123	p.42 21 行目	

	意見 下記の原文、二重括弧を追記いただきたいです。 「既に直面している危機を踏まえ、2050 年カーボンニュートラルを始め目標としてのあるべき姿、ありたい姿を、すべての国民が明確に共有することができるよう、政府がリーダーシップを発揮することが必要である。『その実現は決して容易ではなく、企業や地域等においては一足飛びに脱炭素化を実現できない主体も存在することを踏まえ、多様なエネルギー源や多様な道筋の確保が必要である。』加えて、利用可能な最新の科学的知見を踏まえた中長期的な時間軸を持った国民全体の参加と多様な創意工夫、努力が必要であること」 理由 国土のストックとしての価値向上の中で、災害時の地域のエネルギー等のレジリエンスを高める方法として、地域と共生した再エネ拡大にフォーカスされていますが、バックアップとして多様なエネルギー源の確保も重要となります。地域の自立の視点と合わせて、既存の電力・ガスインフラも活用した地域間での支え合いの視点についての記載もご検討ください。	
124	● 該当箇所 p.41 脚注 113 ● 意見 下記の原文に、二重括弧の内容を挿入いただきたい。「脱炭素エネルギー供給インフラ(『既存のエネルギー供給インフラ及び』既存設備の有効活用を含む。)、ZEH・ZEB、EV・充電設備、リサイクル関連設備、コンパクトな都市構造、鉄道等の公共交通機関などの有形資産、環境人材・環境価値、コミュニティなど無形資産が挙げられる。」 ● 理由 原文では、脱炭素エネルギー供給インフラとして有効活用できるものとして、既存設備が含まれることが記載されているが、既存設備のみならず既存のエネルギー供給インフラもこれに該当する と考えられるため、この点を明記いただきたい。4 / 13 電力に関しては原文に記載のとおり、太陽光発電等の再生可能エネルギーの供給が可能なことか ら脱炭素エネルギーの供給インフラと位置付け得ると思料。また、都市ガスに関しては、「G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ」(2023 年 4 月)の「68. カーボンマネジメント」において、「我々は、CCU/カーボンリサイクル及び CCS は、2050 年までのネット・ゼロ排出達成のための脱炭素化解決策の幅広いポートフォリオの重要な要素になり得ることを認識しており、イーフェューエルやイーメタンなどのカーボンリサイクル燃料(RCFs)を含む CCU/カーボンリサイクル技術は、化石由来の製品代替や二酸化炭素を活用することで、他の方法では回避できない産業由来の排出を、既存のインフラを活用しながら削減できる ことを認識する」と記載されているvii通り、カーボンリサイクル燃料である e-methane(合成メタン)の導入により、都市ガス自体の脱炭素化が可能であり、このとき、ガスパイプライン等の供給 インフラを利用することが出来るため、都市ガス供給インフラについても脱炭素エネルギーの供給 インフラと位置付けることが適当であると考ええる。	
125	● 該当箇所 p.42 21 ～26 行目 ● 意見 下記の原文を、修正案のとおり修正いただきたい。 原文「既に直面している危機を踏まえ、2050 年ネット・ゼロを始め目標としてのあるべき姿、あ りた	

	い姿を、すべての国民が明確に共有することができるよう、政府がリーダーシップを発揮することが必要である。加えて、その実現の道筋も決して容易ではなく、利用可能な最良の科学的知見を踏まえた中長期的な時間軸を持った国民全体の参加と多様な創意工夫、努力が必要であること、」 修正案「既に直面している危機を踏まえ、2050年カーボンニュートラルを始め目標としてのあるべき姿、ありたい姿を、すべての国民が明確に共有することができるよう、政府がリーダーシップを発揮することが必要である。その実現は決して容易ではなく、地域等においては一足飛びに脱炭素化を実現できない主体も存在することを踏まえ、足下での着実な低炭素化に資する技術・エネルギーの導入等のトランジションの取り組みも含め、多様なエネルギー源や多様な道筋の確保が必要である。加えて、利用可能な最新の科学的知見を踏まえた中長期的な時間軸を持った国民全体の参加と多様な創意工夫、努力が必要であること」 ● 理由 原文では2050年ネット・ゼロを始めとする目標実現への道筋について触れられているが、「地域脱炭素ロードマップ」(2021年6月)の「1. ロードマップのキーマッセージ」において、「寒冷地や過疎地等においては、灯油やLPガス等の化石燃料の供給インフラが地域の暮らしの暖房や給湯の生命線になっており、現時点では直ちに脱炭素化することは困難である。この点については、エネルギー供給企業等の関係者との密な協力・連携の下、地域の生活と安全を確保しながら、段階的に移行する環境を整えていく必要がある。」と記載されており、iii、地域によっては段階的な移行する環境を整える必要性が言及されている。また、企業においても「クリーンエネルギー戦略 中間整理」(2022年5月)にも記載されているiv 通り、脱炭素社会に向けた道筋としてトランジションの観点も重要であると思料。そのため、本環境基本計画においてもこの点を踏まえた記載としていただくことが適切と考える。	
第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向 第2章 持続可能な社会に向けた今後の環境政策の展開の基本的な考え方 3. 今後の環境政策の展開の基本的考え方		
No	意見の概要	意見に対する考え方
126	・43 頁 22 行目 (意見) 「～加速している。」のあとに「国連総会で「清潔で健康的かつ持続可能な環境への権利を人権と認める決議」が採択され、権利をベースとした取組が国際的にも求められるようになっている。」を追加する。 (理由) 21 頁 14 行目から 18 行目にかけて記載されているとおり、国際的には、環境問題への取組は権利や正義の問題と捉えられ、環境/人権デューデリジェンスが求められるようになっている。そのため、権利であることを基本として取り組みが求められていることを明記すべきである。	ご指摘の内容については、更なる知見の蓄積が必要と考えることから、原案のとおりとさせていただきます。
127	環境政策にもっと市民の意見の反映を！ 環境やエネルギーに係る政策は、私たち市民の暮らしに直結する政策です。そのため、1992 年 6 月に開催された国連環境・開発会議(地球サミット)において全会一致で採択された「リオ宣言」の第 10 原則には、「環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することにより最も適	ご意見を踏まえ、「政策決定過程への国民参画の『一層の推進』～」と修正いたします。なお、政策形成プロセスへの参加の仕組みづくりについては、個別の政策ごとに検討するものと考えています。

切に扱われる。」旨明記されています。 また、この原則を条約にした「オース条約」では、環境に関する情報へのアクセス、意思決定における市民参画、司法へのアクセスへの権利が保証されています。(残念ながら日本はいまだに締約国になっていません。) にもかかわらず、わが国では、従来から環境やエネルギー分野の多くの政策が、政府と特定の専門家・業界関係者により決定されてきた経緯があることから、私たち市民団体は、偏った政策形成過程の改善と、真の市民参画の必要性について要望を重ねてきました。 しかし、わが国では「参加」が権利であるという認識が希薄なことから、この分野における政策形成過程への市民の関与はいまだ不十分な状況にあり、特に最近はその傾向に拍車がかかり、環境政策の停滞を招いています。 その一例として、市民参加の進む EU では、温室効果ガスの域内排出を 2040 年までに 1990 年比で 90%削減することを発表するなど、世界は脱炭素に向けた動きを加速しています。しかし、パリ協定と整合性のない日本政府の現在の削減目標は、今後も国際的批判を浴び続けるだけでなく、地方自治体や企業、市民社会に対して間違ったメッセージを送ることとなり、その取組を大幅に遅らせ、気候危機を止めることを不可能にします。これは正しい情報が提供されていない一例です。 また、電力自由化の中でも電力市場を寡占している大手電力会社が持つ既設の原発や石炭火力発電所を維持するために、国民が知らない間に、政府と関係者の間だけで議論が進み、気候変動に逆行するような様々なエネルギー政策が決定されてきています。これは適切な市民の参画が行われていない一例です。 気候変動や原発を含むエネルギー、化学物質やプラスチック問題などは、すべて私たち市民の暮らしと密接に関わる問題であり、政策の影響を直接受けるのも私たち市民です。また現場での異変をいち早く察知できるのも私たち市民です。 そうした現場からの情報をもとに政策形成過程に市民が参加することで、政策の信頼性は増し、提案が多様化することでより良い政策の選択の幅が広がるだけでなく、政策の普及・実施段階での協力も得やすくなり、実効性が高まることも期待できます。 にもかかわらず、現在議論が進められている第六次環境基本計画案の中でも「政策決定過程への国民参画とそのための政策コミュニケーション、その成果の可視化が必要」(p.46)とし、その際の情報手段については書かれているものの、「自主的・積極的な活動を」(p.46)ということで、政策形成過程への市民の参加の仕組みについては全く触れられていません。またこれまでの環境政策でその成果の可視化がされたことはほとんどない中で、また政策の成果が出るには長い時間がかかる中で、どう成果を可視化していくのか不明です。 このように、環境政策形成過程での市民参画やそのための情報アクセスが不十分である状況は、国際社会の一員である日本として恥ずべき実態であり、少なくとも先進国において確立されたルールにも反することから、早急の改善を強く求めるものであり、少なくとも、今回の環境基本計画では、その仕組みについて明記することを期待します。 【参考】 ○1992 年 6 月にリオで開催された「国連環境・開発会議」(地球サミット)において全会一致で採択された「リオ宣言」の第 10 原則 『環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が、有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意思決定過程に参加する機会を有しなくてはならない。各国は、情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を促進し、かつ奨励しなくてはな	
---	--

	らない。賠償、救済を含む手法及び行政手続きへの効果的	
128	環境やエネルギーに係る政策は、私たち市民の暮らしに直結する政策です。そのため、1992 年 6 月に開催された国連環境・開発会議(地球サミット)において全会一致で採択された「リオ宣言」の第 10 原則には、「環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することにより最も適切に扱われる。」旨明記されています。 また、この原則を条約にした「オース条約」では、環境に関する情報へのアクセス、意思決定における市民参画、司法へのアクセスへの権利が保証されています。(残念ながら日本はいまだに締約国になっていません。) にもかかわらず、わが国では、従来から環境やエネルギー分野の多くの政策が、政府と特定の専門家・業界関係者により決定されてきた経緯があることから、私たち市民団体は、偏った政策形成過程の改善と、真の市民参画の必要性について要望を重ねてきました。 しかし、わが国では「参加」が権利であるという認識が希薄なことから、この分野における政策形成過程への市民の関与はいまだ不十分な状況にあり、特に最近はその傾向に拍車がかかり、環境政策の停滞を招いています。 その一例として、市民参加の進む EU では、温室効果ガスの域内排出を 2040 年までに 1990 年比で 90%削減することを発表するなど、世界は脱炭素に向けた動きを加速しています。しかし、パリ協定と整合性のない日本政府の現在の削減目標は、今後も国際的批判を浴び続けるだけでなく、地方自治体や企業、市民社会に対して間違ったメッセージを送ることとなり、その取組を大幅に遅らせ、気候危機を止めることを不可能にします。これは正しい情報が提供されていない一例です。 また、電力自由化の中でも電力市場を寡占している大手電力会社が持つ既設の原発や石炭火力発電所を維持するために、国民が知らない間に、政府と関係者の間だけで議論が進み、気候変動に逆行するような様々なエネルギー政策が決定されてきています。これは適切な市民の参画が行われていない一例です。 気候変動や原発を含むエネルギー、化学物質やプラスチック問題などは、すべて私たち市民の暮らしと密接に関わる問題であり、政策の影響を直接受けるのも私たち市民です。また現場での異変をいち早く察知できるのも私たち市民です。 そうした現場からの情報をもとに政策形成過程に市民が参加することで、政策の信頼性は増し、提案が多様化することでより良い政策の選択の幅が広がるだけでなく、政策の普及・実施段階での協力も得やすくなり、実効性が高まることも期待できます。 にもかかわらず、現在議論が進められている第六次環境基本計画案の中でも「政策決定過程への国民参画とそのための政策コミュニケーション、その成果の可視化が必要」(p.46)とし、その際の情報手段については書かれているものの、「自主的・積極的な活動を」(p.46)ということで、政策形成過程への市民の参加の仕組みについては全く触れていません。またこれまでの環境政策でその成果の可視化がされたことはほとんどない中で、また政策の成果が出るには長い時間がかかる中で、ど	

	う成果を可視化していくのか不明です。 このように、環境政策形成過程での市民参画やそのための情報アクセスが不十分である状況は、国際社会の一員である日本として恥ずべき実態であり、少なくとも先進国において確立されたルールにも反することから、早急の改善を強く求めるものであり、少なくとも、今回の環境基本計画では、その仕組みについて明記することを期待します。 【参考】 ○1992 年 6 月にリオで開催された「国連環境・開発会議」(地球サミット)において全会一致で採択された「リオ宣言」の第 10 原則 『環境問題は、それぞれのレベルで、関心のあるすべての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が、有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意思決定過程に参加する機会を有しなくてはならない。各国は、情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を促進し、かつ奨励しなくてはならない。賠償、救済を含む手法及び行政手続きへの効果的なアクセスが与えられなければならない。』 ○「オーフス条約」(正式名称:環境問題における情報アクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約)の第 1 条 目的 『現在及び将来の世代のすべての人々が、健康と福利に適した環境のもとで生きる権利の 保護に貢献するため、締約国はこの条約の規定にしたがって、環境に関する、情報への アクセス、意思決定における公衆参画、司法へのアクセスへの権利を保証する。』	
129	・45 頁「(3)参加の促進」 (意見) 司法アクセスの改善についても記載すべきである。 (理由) 参加を促進するためには、オーフス条約の3つの柱である①環境情報へのアクセス、②意思決定への参加、③司法アクセスを充実させる必要がある。しかし、この項目では、①と②には触れているものの、③についての記載が全くない。司法アクセスが不可能であれば、情報アクセスや意思決定への参加の過程に瑕疵があったとしても、是正されないままとなってしまう。市民参加のために不可欠な要素である司法アクセスについても記載すべきである。	
130	・46 頁 2 行目 (意見) 「～を含む。)が、」のあとに「ともに協力し合って、政策を形成し、互いの取組を」を追加する。 (理由) 施策の実施のためには、すべて決まった後からではなく、政策形成段階からの参加、協働が大切であるため。共進化するのは、取組であって、各主体ではない。	
131	・46 頁 4 行目～6 行目 (意見) 「環境意識が高い国民は、政府の施策の推進(市場の失敗の是正を含む)を促すとともに」を「国民に、	

	環境政策・計画等の意思決定への参加を促すとともに、」に修正する。 (理由) 環境意識が高い国民が、環境施策の議論に参加することなく、政府が一方向的に定めた環境施策を推進するというのは、あるべき参加の姿からも、もっと言えばあるべき環境問題への取組の姿からも、かけ離れている。「環境意識の高い」国民が政府の施策を黙々と推進することを期待するのではなく、政府からみれば環境意識が低いとみえる国民であっても、政策・取組形成の議論に参加できるようにし、国民が参加することによって、国民の意識を高めるように努めるべきである	
132	46 頁 『』部分を追記していただきたい。 例えば、…政府の環境価値の内部化や環境教育、環境人材育成』、他の地球規模課題(自然災害、健康危機等)との統合的解決』に係る施策…は、国民の環境意識を高めることに寄与する。…その上で、自主的、積極的 な活動に加えて、協働型の事業の創出や、取り残されそうになっている人々を包摂する活動を通じて、全員参加型で環境負荷の低減や良好な環境の創出』、経済・社会課題との 同時解決』を推進していく必要がある。	第1部第2章3(2)において、ご指摘の趣旨は記載されていることから、原案のとおりとさせていただきます。
133	P46 11 行目～ 参加の促進 日本の気候政策策定にあたって、政策決定プロセスに市民が参加していないことが非常に問題である。とりわけエネルギー政策においては、エネルギー多消費産業の既存産業の既得権益を持つ関係者が多数参加する審議会や関連会で決定され、ほぼ内容が固まった時点で形式的なパブリックコメントの募集があるというスタイルが常態化している。 本案では、「参加の促進」として、「国民の環境意識の向上に働きかける施策や行動、国民相互のコミュニケーションの充実、政策決定過程への国民参画とそのための政策コミュニケーション、その成果の可視化が必要である。」などと示されているが、リオ宣言第 10 原則で謳われた、環境政策における人びとによる情報への アクセス、決定過程への参加、司法へのアクセスの権利に関する諸原則を、「環境政策における参加原則」として位置づけ促進すべきである。	ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
134	・46 頁 11 行目から 20 行目 (意見) 「あらゆる主体」には、例示されている将来世代、女性だけではなく、既に被害を受けている者、影響に対して脆弱な者、影響を受ける地域の住民や、障がい者等の社会的弱者も含まれることを明示する。 (理由) 大きな声を上げる者の声や政府が聞きたい声を聴くだけでは、課題を解決することはできない。あらゆる主体には、上記のようなものが含まれ、政府があらゆる主体が環境に配慮した社会づくりに参加できるようにすることが必要である。	ご指摘の趣旨は「あらゆる主体」に含まれると考えるため、原案のとおりとさせていただきます。
135	●P46 11 行目～ 参加の促進 日本の気候政策策定にあたって、政策決定プロセスに市民が参加していないことが非常に問題である。とりわけエネルギー政策においては、エネルギー多消費産業の既存産業の既得権益を持つ関係者が多数参加する審議会や関連会で決定され、ほぼ内容が固まった時点で形式的なパブリックコメントの募集があるというスタイルが常態化している。 本案では「参加の促進」として、「国民の環境意識の向上に働きかける施策や行動、国民相互のコミュニケーションの充実、政策決定過程への国民参画とそのための政策コミュニケーション、その成果の可視化が必要である。」とありますが、	ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

	そもそも人手不足で働きすぎ、何かと忙し過ぎる生活が常態化して「自分の身近な生活だけいっぱい」という多くの日本国民にどうやってコミュニケーションの充実を図るのでしょうか？ 国民ひとりひとりがもっと俯瞰することができる時間やコミュニケーションをとるための機会を創出できる具体案が必要ではないでしょうか。	
136	・46 頁 22 行目 (意見) 「各主体が所有している情報に対し」の前に「各主体が環境情報を収集すること、」を追加する。 (理由) 環境情報を充実させるためには、各主体が現在所有している情報だけでは不十分であり、まずは環境情報自体の収集をすることが必要である。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。「各主体が必要な環境情報を収集するとともに、」を「各主体が所有している情報に対し、」の前に追記します。
137	p46 で「国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能であることから、…「新たな成長」を実現していく。」として、「地域循環共生圏」構想のベースとなる「循環」と「共生」を論じ、地域の主体性を基本とし自立する地域の共生圏構想を描いて、大変美しい。誠にそうありたいと思う。 もとより、地域社会の今後のあるべき姿を魅力的に描いて指し示すことは大事なことである。しかし現下の疲弊した農山村地域の再生と新しい構築を考えると、まず基本となる問題は過度にまで進捗しつつある東京一極集中と、その一つの結果ともいえる地方の人口減少(過疎化)と高齢化である。若い世代の人口を東京一極 /3 大都市圏に吸収されて、後期高齢者が多数を占める地方の農山村地域では、新しい産業を興す力を持ちえずに疲弊するばかりである。65 歳以上の高齢者が全住民の半数を超えて財政維持が困難となる「限界自治体」の数は増加の一途である。この問題を切り離しては地方の再生を語ることはできない。 この 2 つの課題はやはり当計画の直接の対象ではないかもしれないが、ここでこの課題へ切り込む上での何がしかの展望をラフスケッチして示すことがなければ、「地域循環共生圏」構想は画餅を見る思いを禁じ得ない。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
138	・47 頁 37 行目 (意見) 「～役割を担う。」のあとに、「その際、環境問題に取り組む政策は、こうした各主体とともに参加型で策定し、実施していくことが重要である。」を追加する。 (理由) 参加型の政策形成、実施は、効果的な環境問題への取組に重要である。	ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
139	持続可能な社会の実現、循環型共生圏の構築等を推進していくために、国や大学、企業等の役割は当然重要ですが、それぞれの組織には多様な目的があり環境に関する事業だけを扱うわけにはいかないため、それを補完するために環境保全活動を専門に行う NGO・NPO などの市民団体が存在します。欧米では、こうした団体に国や企業が出資し支援することは常識となっています。よって、計画の記述の中に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づいて各県に設置されている「地球温暖化防止活動推進センター」の積極的活用や環境 NGO・NPO への経済的支援・協働の推進といった記述を入れていただきたいと思います。	環境 NGO・NPO への経済的支援については、地球環境基金などの活用が想定されることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、協働の推進については第2部第1章「2 パートナーシップの充実・強化」に記述がございます。
第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向 第3章 環境政策の原則・手法 1 環境政策における原則等		
No	意見の概要	意見に対する考え方
140	P49～ 第3章 環境政策の原則・手法 1環境政策における原則等	政策形成プロセスにおける参加の仕組みづくり等については、個別の政策ごとに検討し

	本案では、環境政策における原則として「リスク評価と未然防止原則」「汚染者負担の原則」「環境効率性」が提示されているが、環境政策の原則として、「参加原則」を位置付けるべきである。また、リオ宣言第 10 原則に謳われた諸原則を、環境基本法に規定することが不可欠で、法改正を念頭に、議論をすべきである。	ていくことと考えております。
141	・49 頁から 50 頁 環境政策における原則等 (意見) 未然防止原則、予防的な取組方法、汚染者負担の原則等、環境効率性に加えて、参加原則も追加する。 (理由) リオ宣言第10原則により参加原則が定められ、その後もオース条約、エスカス協定等によっても、環境分野において参加原則が重要であることは国際的にも確立している。なお、第三次環境基本計画(27頁)では、オース条約についても言及しているが、本計画では、全く触れられていない。	
142	・ 49頁 33行目 (意見) 「予防的な取組方法」の考えられ方が取り入れられている事例から「化学物質の対策」を削除し、改めて、化学物質の対策において、今後予防的な取組方法を取り入れていくことを明示すべきである。 (理由) 予防的な取組方法の考え方が化学物質の対策に、既に取り入れられている と記載されているが、PFAS の事例によく表れているように、実際の規制にあたっては、予防的な取組方法の考え方に基づいて行われているわけではない。しかし、国内での施策を予防的な取組方法に基づいて実施すべき必要性が高まっていることは同頁 38 行目記載のとおりであり、今後は化学物質の対策においても、予防的な取組方法を取り入れることが重要である	これまでも国内での化学物質対策に関する施策については予防的な取組方法の観点に立って進めていることから(例:第三次～第五次環境基本計画、SAICM 国内実施計画)、原案のままとさせていただきます。
143	(1)p.11,p.36,p.49「予防的な取組方法」 「予防的な取組方法」「未然防止原則」という曖昧な表現でなく、明確に予防原則を取り入れるべきである。	現在の記載においても、ご指摘の考え方は包含されていると考えることから、原案のとおりとさせていただきます。
144	p49 (イ) 予防的な取組方法 「予防的な取組方法」の考え方をさらに進めて「予防原則」としてほしい。(建前でなく、EU のように、実行力のあるものとしてほしい)	
145	P49「予防的な取組方法」さらに進めて 「予防原則」としてほしい	
146	p.49 予防的な取組方法をもう少し進めて、「予防原則」としては。	
147	【50 ページ汚染者負担の原則について】 環境汚染防止コストを価格を通じて市場に反映するとありますが、被害を受ける人への救済は不十分だと思います。例えば近隣住民の煙草で洗濯物が汚染されても被害者は泣き寝入りです。余計な選択にかかる費用は被害者持ちになってしまっています。マイクロカプセル洗剤や柔軟剤やシャンプーや入浴剤の被害についても同様に泣き寝入りが続いています。環境汚染をする商品について被害者が余りに大きい費用を負担している場合、商品に問題があるとして回収や販売停止にできるようにしていただきたいです。	ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
第1部 環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向 第3章 環境政策の原則・手法 2 環境政策の実施の手法		
No	意見の概要	意見に対する考え方

148	P51～ 第3章 環境政策の原則・手法 2 環境政策の実施の手法 本案では、環境政策の実施の手法として、「直接規制的手法」「枠組規制的手法」「経済的手法」「事業的手法」が示されているが、これに加えて「参加的手法」を位置付けるべきである。近年、気候市民会議のような形で気候政策について、科学的な情報提供を行った上で市民が議論し、政策に反映させる方法などが欧州を中心に広がっている。「参加原則」に基づき、参加的手法を政策実施の手法の一つとして位置づけ、実行すべきである。	政策決定過程への国民参加については、パブリックコメントの実施や中央環境審議会における各種団体の代表者の委員の選定のほか、ユース団体等のヒアリング等を別途実施しているところ。ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
149	第3章 環境政策の原則・手法 2 環境政策の実施の手法 (1) 前置き 環境基本計画を実現する為の手法として、1つ提言をしたく、お願い致します。基本計画を示しても確実に実現されなければ机上の空論に過ぎません。環境行政を少しでもより実現していくための方法として思うところがありましたので提言を致します。これが、環境基本計画の内容に沿うものかは分かりませんので、場違いでしたら捨てて下さい。「2 環境政策の実施の手法」の中で○事業的手法に近い物かと思いますが、別途設けるとしたら、人材の手法とでも言うのでしょうか？ (2) 背景 現在の地方自治体の職員には、ほとんど環境対策の専門家がおらず、行政の一つ一つに、環境や生態系に対する配慮を考慮していない案件が見受けられます。しかし、役所職員の方々は事務職が中心であり、定期的な配置換えも起こりますので、専門知識が乏しいことは当然の事となります。それによって、無知識による、見過ごし、無策、間違い等、多々起こって来ます。 (3) 案 全国約1700の地方自治体(市町村役所)に環境行政の専門職を1人常駐配置します。たった一人ですが、常駐する事で各部署からの相談、質問、チェックなど沢山の「補正」をする事が出来、多くの行政案件で環境配慮がレベルアップされて行くことになります。 (4) 効果 各自治体に一人ずつ配置出来たら、日本中で「補正」されていきます。たとえ一つ一つの案件や効果は小さくとも、日本中の沢山の案件に影響を及ぼすことが出来ます。今まで、プロジェクトに対するコンサルティング、専門家等の係わりは「点」でしか作用しませんでした。各自治体に一人ずつ専門職を配置することで「面」で作用する事となります。濃い「点」よりも、薄い「面」の方が全体としては効果が大きいのでは無いでしょうか？ また、「面」の作用の1つとして、専門職員が一般職員に環境知識を教示することで、役所全体の環境知識が高まります。役所内での環境対策に係る調査、コンサルティング等の時間、費用を圧縮する事が出来、自治体全体として経費削減が期待出来ます。例えば、 ・侵略的外来種の発生を気付かず、初動対応しなかった為に駆除費用が莫大になるケース。 ・自然復活の為に川にコイを放したり、他地域のホタルを放したりする、善意の迷惑行為。 ・環境に良い物として導入した結果が、反って手間が増えた分環境負荷が増えるケース。 都道府県庁に配置してもこのような「面」の効果は得られません。 (5) 具体的に 日本中の1700の地方自治体に環境行政専門職員を配備します。ただ、地方自治体に指示だけでは実現はなかなかしませんが、中央(環境省)でシステムを整える必要が有ります。専門職員は、「環境行政士」という立場で市町村役場に配置します。さらに、中央でまとめる場として、「環境(地方)行政センター」なる組織を作り、専門職員へのサポートをします。 (5-1) 予算的なこと ・専門職員への給料補助として、例えば年間500万円補助すると約85億円になります。	ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、地方公共団体の職員の研修等は、引き続き進めていく予定です。

	・専門職員へのサポートの場として、中央(環境省)に環境(地方)行政センターの様な組織を作ります。 ・給与補助金とセンター運営費で年間100億円程度で実現出来るのではないかと考えています。 導入初期には参加自治体が少ない分、専門職員への補助金とセンター設立資金を充実させる事が出来ます。 (5-2) 専門職員のこと ・専門職員は、役所内の各部署の案件に助言と指導と評価をする。また、必要に応じて一般職員に教育をしていく。環境行政を一手に請け負うことは不可能なので、環境対策の「底上げ」を目標とする。 ・専門職員は「環境行政士」等の肩書きを与え、役所内の1部署に納まらず首長直属など権限がある方が望ましい。役場内の業務は多岐に渡り、環境を配慮する案件も多部署に跨がるので、専門職員を一部署に専属させることはパフォーマンスを発揮出来なくなるので望ましくない。 ・専門職員に一般職員の文書作りなど雑作業を押しつけられないような規約が必要と思われる。 ・専門職員は役所内のみならず、住民への指導的コミュニケーションも携わること。NPO、ボランティアに対する活動を見守り、相談を受け、間違いがあれば逐次指導する。 ・専門職員は自治体地域内の環境の監視を行う。それにより、自然破壊、外来種問題、公害に素早く対処する事が可能になる。 ・県や周辺自治体の専門職員同士での連絡を密に取り合う事で、素早い環境行政や、地域レベルでの環境行政を採る事が可能になってくる。 ・専門職員を自治体が独自に採用する場合と、センターが募集して出向職員とするなど柔軟に対応する事が望ましい。 (5-3) センターのこと ・専門職員を教育、補助する場とし、研修とノウハウの提供など専門職のサポートをします。 ・新規就任時の研修場所として機能する。 ・専門職員が情報共有をする場所として機能し、各人の専門知識を発揮し、また各人を補いながら、全体が均一なパフォーマンスが出来る様に協力体制をとれるようサポートする。 ・異常気象、公害、生物多様性と環境要因が多岐に渡り、一人で全てを網羅することは難しいので、その場合の相談先としてセンターに各専門家を配置して対応する。 ・環境行政の効果が見える化する指標を作成し、専門職員の費用対効果を明らかにし、自己採点可能な様にし、評価が見える化する。自分がどれくらい仕事をしているか自己採点出来、モチベーションになったり、向き不向きを考えることが出来る。 ・専門職員への評価をし、能力不足な職員に対しては再教育等の指導を行う。ある意味権力者となるので不正を行わないかも監視する。 (5-4) 中央(環境省)への効果 ・全国偏重の無い環境情報が職員を通して入り、現状把握がし易くなる。施策の優先順位や緊急対策、未知の問題の発掘などに生かせる。都道府県を通すと遅延、フィルター、要約されたりと、情報の確度が下がるので直接入手出来る方が良い。 ・国の方針を全国に素早く一律に反映させる事が出来る。 ・専門職員が居ることで、環境行政を自治体自体が主体的に行動出来る様になり、「自立・分散型の国土構造の推進」を目指す為の有効な手段となり得る。	
150	・52 頁 4 行目～9 行目	ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

	(意見) 環境分野における情動的手法の記載が限定的である。もっと様々な情動的手法があることを記載すべきである。 (理由) 環境保全活動に積極的な事業者がマーケティングのため事業活動や製品について環境負荷などに関する情報を開示することも情動的手法の一例である。しかし、市民参加のためには、情報アクセスがあることが前提である。まずは、政府や地方公共団体、事業者等は、環境情報を収集し、公開することによって、市民が環境情報を得られることを原則として明記すべきである。特に、事業等について許可制ではなく、届出制をとる場合には、届出の内容については、行政のみならず、市民も事後的に評価可能である必要性が高い。各主体が自らの環境負荷を把握し、各主体の意味ある参加するための手段として、情動的手法が位置付けられるべきである。	
第2部 環境政策の具体的な展開 第1章 重点分野ごとの環境政策の展開 1 横断的に実施する重点戦略の設定と個別分野の重点的施策の展開		
No	意見の概要	意見に対する考え方
151	54 頁(38 行～) 『』部分を追記していただきたい。 (4) 人々の暮らしについて、「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できるよう、『気候変動や生物多様性の喪失、『汚染』による健康へ』の危機等に対処し、 57 頁(1～5 行) 以下のように修文していただきたい。 科学的知見は環境政策の推進に不可欠であり、科学的知見の創出・集積や 基盤情報の整備を通じて、環境と他の社会課題との相互連関を含め、最新の科学的知見 の共有を推進する。同時に、国民が環境価値の高い製品やサービスを積極的に 選択できる等、環境や社会に配慮した行動が実践できるよう、専門的な情報や環境価値 に関する適切な評価を分かりやすく情報提供する。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。なお、後者の意見は、ご指摘の趣旨がわかりにくいことから、原案のとおりとさせていただきます。 「(4) 人々の暮らしについて、「ウェルビーイング／高い生活の質」が実感できるよう、気候変動や生物多様性の損失、汚染による環境への危機等に対処し、」
152	・ 54 頁 横断的に実施する重点戦略の設定と個別分野の重点的施策の展開 (意見) 環境基本法改正の検討を含める。 (理由) 環境基本法は制定から30年を経過しており、同法が既に現在の国際的水準からしても、「時代遅れ」となっていることは明白である。第 6 次環境基本計画においても、37 頁 6 行目に「環境基本法第1条の規定を、現在の文脈において捉え直すと、(後略)」と記載されているとおり、環境基本法の目的からして、文字通りでは、狭すぎる設定となっている。第 6 次環境基本計画が目指す社会の姿を実現するためには、環境基本法を見直し、国民の参加や手続的権利の保障を図るべきである。	ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
第2部 環境政策の具体的な展開 第1章 重点分野ごとの環境政策の展開 2 パートナシップの充実・強化		
No	意見の概要	意見に対する考え方
153	P56 L25 ～P57 L14 生物多様性の現状の可視化には、地域の生物多様性について調査したり、情報を収集・管理できる人材が必要である。例えば、P56 における国の取組として地方公共団体において生物多様性の知識を有した人材の積極的な採用を促す等、人材確保についても記述すべき。	地方公共団体における人材の採用については、生物多様性に限らず地域の様々な実情に応じて各地方公共団体において検討されるものであり、原案のとおりとさせていただきます。

154	・56 頁 29 行目から 30 行目 (意見) 「このため～重要であり、」を「環境問題に取り組む政策は、こうした各主体とともに参加型で策定し、実施していくこと、そして、関係省庁間で様々な分野で横断的に連携することが重要である。このため、」と修正する。 (理由) 効果的な環境問題への取組には、省庁連携とともに、関係する各主体が参加する政策形成、実施が重要であり、まさに国の姿勢、役割として求められるものである	ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
155	・57 頁 6 行目 (意見) 「～促進するため、」の後に「オース条約やエスカス協定等など国際的な水準の情報アクセス、意思決定への参加、司法アクセスを保障するための制度を整備し、市民社会・市民団体の機能の強化、役割の位置づけ、」を追加する。 (理由) 日本は市民参加を保障するリオ第10宣言にも署名している。市民参加の権利を具体化するために条約や地域協定を策定するなど国際的な流れの中で、各国が市民参加の法制度を設けているが、日本では市民参加ができる場面は限られている。パブリックコメントに参加できるというだけでは、まったく不十分と言わざるをえない。 また、パートナーシップでの取組を進めるためには、重要なパートナーである、市民/市民団体の果たす役割を位置づけ、その強化を図ることが必須である。	
156	・57 頁 9 行目 (意見) 推進する。」のあとに、「また、政府職員等に対し、パートナーシップ、参加による政策、取組実施に習熟するための研修等を実施する。」を追加する。 (理由) 政府職員等が率先してパートナーシップでの取組に参画することができるよう、政府職員等自身が参加型の政策作り、事業実施についての認識を深め、協働での取組に習熟する必要がある。	
157	58 頁(19 行～) 「業界団体」の追加。 理由：事業者により組織される団体も、例示が必要と考えます。	業界団体は環境保全に関する活動を行う非営利的な民間団体でない場合もあることから、原案のとおりとさせていただきます。
158	・58 頁 22 行目 (意見) 形成する」を「形成し、また国、地方公共団体、事業者の取組に重要なインプットを与える」に修正する。 (理由) 行政、事業者の取組への提言は、民間団体が果たしている重要な役割である。	ご指摘のとおり修正いたします。
159	・58 頁 29 行目 (意見) 「自らの専門的能力を生かした提言を行うこと」を「その専門性を生かし、国、地方自治体、事業者に対し、多様性のある視点からインプットを提供し、こうした主体と協働して課題に取り組むこと」と修正する。 (理由) 民間団体には、今後さらなる政策提言と協働での取組推進が期待される。	ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。「自らの専門的能力を生かした提言を行うとともに、国、地方公共団体、事業者等と協働して課題に取り組むことなどが期待される。」

160	59 頁 『』部分を追記していただきたい。 …国民は、自らを含む人々の生活・行動を、第一部で紹介した「ドーナツ内での生活」の範囲内(ソーシャル・バウンダリーを上回りつつ、プラネタリー・バウンダリーの範囲内)に収めることの重要性を認識し、人間と環境との関わり『、とりわけ気候変動や生物多様性と健康との関わり』についての理解を深めるとともに、…	この記載は、環境収容力に焦点を充てた記述であることから、原案のとおりとさせていただきます。
161	・59 頁 13 行目から 15 行目 (意見) 政策意思決定過程に国民の意見を反映させることが重要であるとの記載に賛成する。国民の参加を実現するための国及び地方公共団体の役割を記載すべきである。 (理由) 環境問題に取り組むにあたり、国民の意見を反映させることが重要であることは、リオ第 10 原則にも述べられているとおりである。国民が環境情報を得て、環境に関する意思決定に参加できるように、国や地方公共団体が制度を整備していくことが重要である。	当該箇所は、政策決定過程に国民の意見を反映させるための重要性を記述したもので、個別の役割を具体的に記述するものではないことから、原案のとおりとさせていただきます。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
162	・59 頁 18 行目 (意見) 「この「学びあい」の過程においては、」の後に、「弱者保護の観点から現に環境影響を強く受けている被害者や、影響に対してぜい弱であると考えられる者」を追加する。 (理由) 環境問題の中には一部の者に対して、より大きな影響を及ぼすものがある。環境を配慮した社会とするためには、影響を実際に受けている者、あるいは受けやすいと考えられる主体の視点から社会づくりを考えることが重要である。	当該箇所は、包摂性の確保に関する一例を挙げたものであり、あらゆる主体の例を網羅的に記載するものではないことから、原案のとおりとさせていただきます。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
163	P60 パートナーシップ構築のためには表彰だけでなく経済的なインセンティブも必要では。そのような取組があるのであれば、記載するべき。	環境基本計画では、経済的なインセンティブについて基本的な考え方を示しており、個別施策を具体的に記述するものではないことから、原案のとおりとさせていただきます。なお、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
164	・60 頁 28 行目 (意見) 強化が求められる取組として以下を追加する。 「・国、地方自治体等のそれぞれの主体において、パートナーシップでの政策作り、事業実施ができるような人材の育成」 (理由) パートナーシップ、協働型で動くことができる人材が政府にも他の組織にも不可欠である。	ご指摘の点については、環境人材の育成に含まれることから、原案のとおりとさせていただきます。ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
165	【57 ページ～58 ページ 事業者について】 事業者の環境負担の低減について取組を自主的・積極的に進めるべきとありますが、環境汚染をしている企業の善意の自主性に期待できません。深刻な環境汚染をしている場合に問題のある商品の規制や製造ラインのストップや汚染環境を改善するために必要な費用を負担させることが必要だと思います。企業の環境汚染への罰則を規定していただきたいです。	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
第2部 環境政策の具体的な展開 第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開 1 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築		
No	意見の概要	意見に対する考え方
166	P58 8行目	ご指摘について反映いたします。

	金融機関や投資家は、事業者との対話を通じて環境負荷の低減につながる投資を促し、サステナブルファイナンス等を通じて取組を後押しすることで、持続可能な社会の構築に寄与する資金の流れを生み出すことが期待される。 ↓ 金融機関や投資家は、事業者の環境負荷の低減につながる投資を促し取組を後押しするなど、持続可能な社会の構築に寄与する資金の流れを生み出すサステナブルファイナンスの取り組みを推進することが期待される。 ★理由 「サステナブルファイナンス」は、「事業者との対話」やそれ以外の様々な要素を含む概念であり、それらの様々な要素を全体として金融機関がすすめることが望ましいと思われます。	
167	P61 29行目 「市場における適切な評価を行う」→「評価を促す」 ★理由 この文章は基本的に政府を主語としていると思いますが、評価を行うのは市場であると思われます。	ご指摘を踏まえ、「評価を促す」と修正します。
168	P62 24行目 ESG 投資など、機関投資家が企業の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える動きが主流化している潮流を踏まえ、気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する市場への投融資など、持続可能な社会の構築へと資金の流れをシフトする環境金融の拡大を図るとともに、 ↓ 機関投資家による ESG 投資の動きが主流化している潮流を踏まえ、気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する投融資など、環境金融の拡大を図る。また、 ★理由 ESG 投資は、投資判断だけでなく、投資後のエンゲージメントや議決権行使を含む概念であり、これらの包含された取り組みが全体として主流化しているため。また、投融資先は個々の企業であり市場ではないため。また「持続可能な社会の構築へと資金の流れをシフトする」は「環境金融」というより「サステナブルファイナンス」の定義であると思われるため。この部分の後ろにあるカーボンプライシング構想は ESG 投資の主流化とは関係が薄いと思われるため。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。なお、「環境金融の拡大」に関するご指摘の箇所については、環境金融の拡大自体が持続可能な社会の構築につながるものであると考えるため、原案のままいたします。 「ESG 投資のように、機関投資家等が企業の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える動き等が主流化している潮流を踏まえ、気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する投融資など、持続可能な社会の構築へと資金の流れをシフトする環境金融の拡大を図る。また、「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行や税制全体のグリーン化等を推進していく。さらに、環境スタートアップなどによる先進的なものも含めたグリーンな製品・サービスに対する需要創出としての公共調達、DX の活用等による環境関連情報の集約・開示、バリューチェーンでの環境負荷低減の評価を積極的に進めていく。」
169	P62 24~31 行 第 2 章 重点戦略ごとの環境政策の展開 1 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築（基本的な考え方） ESG 投資など、機関投資家が企業の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える動きが主流化している潮流を踏まえ、気候変動対策、循環経済、ネイチャーポジティブ等の実現に資する市場への投融資など、持続可能な社会の構築へと資金の流れをシフトする環境金融の拡大を図るとともに、「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行や税制全体のグリーン化等を推進していく。また、先進的なものも含めたグリーンな製品・サービスに対する需要創出としての公共調達、DX の活用等による環境関連情報の集約・開示、バリューチェーンでの環境負荷低減の評価を積極的に進めていく。施策を統合的に展開することが期待される。 【意見内容】 「環境スタートアップなどによる」を追記していただき、「また、環境スタートアップなどによる先進的な	

	ものも含めたグリーンな製品・サービスに対する需要創出としての公共調達」という記載にしていたきたい。 【理由】 P106(6)の 20-21 行では、「世界的にはスタートアップ企業がイノベーションを起こして様々な課題を解決している」と記載されている。 また、スタートアップとの随意契約の拡充については、「規制改革実施計画」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)「5. 新技術・製品開発を促進するための政府調達手法の整備」で、経済産業省及び内閣府は、財務省と連携しながら、政府調達において、スタートアップなどによる新技術・製品の開発を促進するべく、中小企業技術革新制度(SBIR)における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みで随意契約を高度な新技術を持った J-Startup 選定企業等との間でも可能とすることについて結論が得られている。 このため、公共調達における需要創出の対象においても、特に環境スタートアップについて言及していただきたい。	
170	1)P64 8 行目から 19 行目 「(1)自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本に対する投資の拡大 <中略> そのため、洋上風力発電の EEZ への積極的な展開を図り、また、脱炭素先行地域や重点対策などの取組が着実に実施されるよう支援するとともに、都道府県、地域金融機関、地域エネルギー会社等と連携し、得られた成果の横展開を図る。その際、再生可能エネルギー熱供給設備の導入促進や、地域の需要に応じた熱分野の脱炭素化、地域共生型の地熱発電や浮体式洋上風力発電・潮流発電等の再生可能エネルギー発電導入促進、適正な営農型太陽光発電促進・農林業系バイオマス等の循環利用、地域の再生可能エネルギー等を活用した水素サプライチェーン構築、廃棄物発電の導入促進等を実施する。系統に負荷を与えないための蓄電池の導入、水素としての貯蔵、需要側設備の最適制御等を進めることにより、再生可能エネルギーの導入可能量の更なる拡大を図るとともに、屋根面に加え、壁面等の新たな設置手法の開発による地域共生型で、電力系統に依存しない自立分散型の再生可能エネルギーの導入を進める。」 2)P66 24 行目から 32 行目 「(ライフサイクル全体の環境負荷が低減された電気・熱の脱炭素化の推進) 2050 年ネット・ゼロに向けて、発電や水素の製造等で排出される CO₂ を分離・回収・利用・貯留(CCUS/カーボンリサイクル)し、最大限活用する必要がある。CCUS/カーボンリサイクルの早期社会実装に向け、政府において策定したロードマップに基づき、関係省庁間で連携しながら技術の確立に向け進めていく。また、ネット・ゼロと水・大気環境保全との統合的アプローチの観点から、今後、燃料や水素キャリア等の用途として大規模利用が見込まれるアンモニアに係る、窒素酸化物等の排出抑制に関する取組や、水源の硝酸性窒素等、地域の環境保全に向けた家畜ふん尿のエネルギー利用等の取組を促進する。」 2-2.意見内容 熱分野の脱炭素化に向け、省エネルギー(コージェネレーションシステムの導入)や熱の電化(ヒートポンプ)に向けた技術の導入促進を盛り込んでいただきたい。 2-3.理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。) 先と同様、各府省庁で政策の整合性を図る観点から、エネルギー基本計画の熱の脱炭素化を参考にする必要がある。コージェネや水素などのガス体の有効活用は再生可能エネルギーの導入拡大にも貢	前段については、「再生可能エネルギー熱供給設備の導入促進や、地域の需要に応じた熱分野の脱炭素化」にコージェネレーションの導入やヒートポンプの導入等が含まれるため、原案のとおりとさせていただきます。また、後段については、CCUS 以外の電気・熱の脱炭素化に向けた方策については、「地域共生型の再生可能エネルギーの最大限の導入拡大」や「徹底した省エネルギーの推進とそれを通じた環境・経済・社会の統合的向上」等に既に記載があることから、原案のとおりとさせていただきます。

	献しうること、熱の電化(ヒートポンプ)の有効利用といった様々な先進技術を活用することが、熱の脱炭素化実現に必要である。 出典 1(経済産業省、エネルギー基本計画)の P92 記述 「(b)天然ガスシフトと熱の脱炭素化 (中略) 加えて、今後、再生可能エネルギーの主力電源化が進み、余剰電力等から水素や合成メタンを製造するようになれば、ガス導管への注入により電力を貯蔵・活用することが可能となる(Power to Gas、PtoG)とともに、この合成メタン等を活用してガスコージェネレーションにより熱を有効利用しつつ発電を行うこと(Gas to Power、GtoP)を通じて、緊急時における電力供給不足のバックアップや調整電源としての役割も期待できる。このため、分散型エネルギーシステムの中で、デジタル技術を活用しつつ、電気とガスのデータ連携によりPtoGとGtoPを適切に行い需給の最適化を図りながら電気とガスの融合を進めるため、PtoGを実現するための合成メタンや水素製造等の技術開発、GtoPを実現するためのガスコージェネレーションの導入拡大を通じた分散型エネルギーシステムの構築に取り組む。」 ◆出典 1 の URL ・・ 経済産業省、エネルギー基本計画、令和 3 年 10 月 https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211022005/20211022005-1.pdf	
171	● 該当箇所 p.64 8～15 行目 ● 意見 下記の原文を、修正案のとおり修正いただきたい。 原文「そのため、洋上風力発電の EEZ への積極的な展開を図り、また、脱炭素先行地域や重点対策などの取組が着実に実施されるよう支援するとともに、都道府県、地域金融機関、地域エネルギー会社等と連携し、得られた成果の横展開を図る。その際、再生可能エネルギー熱供給設備の導入促進や、地域の需要に応じた熱分野の脱炭素化、地域共生型の地熱発電や浮体式洋上風力発電・潮流発電等の再生可能エネルギー発電導入促進、適正な営農型太陽光発電促進・農林業系バイオマス等の循環利用、地域の再生可能エネルギー等を活用した水素サプライチェーン構築、廃棄物発電の導入促進等を実施する。」 修正案「そのため、洋上風力発電の EEZ への積極的な展開を図り、また、脱炭素先行地域や重点対策などの取組が着実に実施されるよう支援するとともに、都道府県、地域金融機関、地域エネルギー会社等と連携し、得られた成果の横展開を図る。その際、地域の熱需要と組み合わせた再生可能エネルギー熱や再エネ由来水素、合成燃料等の化石燃料に代替する燃料の活用による熱分野の脱炭素化、地域共生型の地熱発電や浮体式洋上風力発電・潮流発電等の再生可能エネルギー発電導入促進、適正な営農型太陽光発電促進・農林業系バイオマス等の循環利用、地域の再生可能エネルギー等を活用した水素サプライチェーン構築、廃棄物発電の導入促進等を実施する。」 ● 理由 原文において地域の需要に応じた熱分野の脱炭素化について触れられているが、「地域脱炭素ロードマップ」(2021 年 6 月)の「3. 地域脱炭素を実現するための取組」において、「熱需要とうまく組み合わせながら、再生可能エネルギー熱や再エネ由来水素、合成燃料(e-fuel)等の化石燃料に代替する燃料の利用を進める。」と記載されており、熱分野の脱炭素化について例が言及されている。そ	御指摘を踏まえ、「再生可能エネルギー大量導入に向けた系統制約への対応として、系統増強等にも取り組む」旨を追記いたします。 なお、以下の理由により、その他の意見については原案のとおりとさせていただきます。 ・「熱分野の脱炭素化」には地域の熱需要と組み合わせた再生可能エネルギー熱や再エネ由来水素、合成燃料等の化石燃料に代替する燃料の活用が含まれます。 ・「再生可能エネルギー熱供給設備の導入促進」には、ヒートポンプによる自然熱の利用も含まれます。なお、空気熱とは、ヒートポンプ等の省エネルギー技術として既に利用している再生可能エネルギー源です。ヒートポンプの導入につきましては、省エネルギー対策のなかで引き続き取り組んでまいります。 ・ P77 に「地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入」と記載しており、「自立・分散型エネルギーの導入」には電熱供給設備が含まれます。 ・「需要側設備の最適制御等」にヒートポンプ給湯器の活用も含まれます。

	のため、本環境基本計画においてもこの点を踏まえた記載としていただくことが適切と考える。	
172	(64 ページ) ・洋上風力発電の EEZ への積極的な展開を図ること、 ・脱炭素先行地域や重点対策などの取組が着実に実施されるよう支援すること、 ・地域共生型の地熱発電や浮体式洋上風力発電・潮流発電等の再生可能エネルギー発電導入促進や適正な営農型太陽光発電促進すること、 について記載された点を評価いたします。 一方、脱炭素に向けた取組みにおいて、情報量や取組み姿勢に地域による差が見られることから、脱炭素先行地域や重点対策などの取組が着実に実施されるよう支援する際には、取組みが着実かつ適切に実施されるように支援することを期待します。	
173	(P64 11 行目 地域共生型の再生可能エネルギーの最大限の導入拡大) ○地域熱供給施設等では、河川水熱・地中熱・大気熱等の自然熱(エネルギー供給構造高度化法で再生可能エネルギー源と定義)が活用されており、さらなる導入拡大が期待されている。また、カーボンニュートラルの実現のためには、電源の脱炭素化とともに電化の推進が不可欠であることを踏まえ、再生可能エネルギー熱供給設備の例示についても、ヒートポンプに言及したより具体的な補足を追加することが望ましいことから、「再生可能エネルギー熱供給設備の導入促進」を「ヒートポンプによる河川水熱・地中熱・大気熱等の自然熱の利用を含む再生可能エネルギー熱供給設備の導入促進」に修正いただきたい。	
174	P64 11 行目:「再生可能エネルギー熱供給設備の導入促進」 意見:11 行目「再生可能エネルギー熱供給設備の導入促進」の箇所を「再生可能エネルギーによる電熱供給設備または熱供給設備の導入促進」とすべき。 理由:熱のみならず電力についても、需要と供給を集約することで、再生可能エネルギーの利用可能性が高まるため。	
175	(P64 16 行目 地域共生型の再生可能エネルギーの最大限の導入拡大) ○需要側の電力需要調整手法として、空調・給湯分野におけるヒートポンプ蓄熱システムが活用されており、経産省の省エネ小委でも、DR ready 機器としてのヒートポンプ給湯機も検討が進んでいることを踏まえ、「系統に負荷を与えないための蓄電池の導入」を「系統に負荷を与えないための蓄電池・ヒートポンプ蓄熱システムの導入」に修正いただきたい。	
176	P64 19 行目 文章後 意見:P64 19 行目に「一方電力系統自体においても、需要側の再生可能エネルギー利用拡大に応じて系統容量の見直しや強化等も必要に応じて実施していく。」と追記すべき。 理由:再エネ導入箇所から需要地間において、系統容量に関する制約があると需要側の再エネ利用拡大の障害となるため。	
177	P64 13 行目 適正な営農型太陽光発電促進は必要ない。屋根面に加え、とあるが日本の気候は梅雨に台風適さないのではないかな。それよりむしろ、駐車場等(カーポート)でとっていくべき。	地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、再エネの導入を進めてまいります。御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
178	P64 L28 ~ P65 L21 風力発電だけでなく、森林を切り開いたり草原・湿地帯を造成して設置される大規模太陽光発電による生物多様性の損失についても記述すべき。	P60～P61 において、太陽光発電を含め、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要がある旨を記載しております。よって、原案のとおりとさせていただきます。
179	箇所)P65 の 24 行～ 意見)太陽光パネルは、火災の際に、消防士感電の恐れから通常の棒状消火がしづらく、鎮火に手間	地域との共生を前提とした上で、再エネの導入を進めてまいります。御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。

	取る。(つい最近も鹿児島県のメガソーラーパネルが 10 日間以上燃えているというニュースがあった。) そういう代物であるパネルを公共建設等の屋根に積極導入することには反対である。地域のコアとなるような公共施設が火災に見舞われた場合の悪影響を考慮すべきである。 再生可能エネルギーの負の側面に関しての検討が、この案には不足している。カーボンニュートラルと再生可能エネルギーを推奨するだけでは、問題が生じるだろう。	
180	3 月 27 日に鹿児島県伊佐市のメガソーラー火災は、自然鎮火するまで 20 時間以上を要し、また 4 月 8 日で発生から 12 日となっても実況見分を行われていないとのこと。 地球温暖化が進み、長崎・宇久島に着工するとのこと。 いつ火災がおきるか分からない状態で、しかも、はげ山にし環境破壊としかいえません。地球温暖化で自然発火の危険があり、また森林伐採で豪雨の時の危険もあります。 今、ある以上に太陽光の施設を増やす必要はないと思います。 ソーラーパネルは約 20 年ですが、20 年後に本当に再利用できるのでしょうか。 火災、豪雨の危険、20 年後はどうするか。まず、その面の解決が必要です。	
181	(65 ページ) ・風力発電事業に関しては、自然環境の保全に支障を来す形での導入を防ぎつつ、環境への適正な配慮と地域との共生を図りながら最大限の導入を図っていくことが重要であること、 ・洋上風力発電事業について、国が実施する海洋環境調査の結果を踏まえた事業実施区域が選定されることによって、より適正な環境配慮の確保が可能となる制度実現に向けた取組を進めていくこと、 ・陸上風力発電事業についても、適正な環境配慮を確保しつつ、地域共生型の事業を推進する観点から、地域の環境特性を踏まえた効率的・効果的な環境アセスメントが可能となるよう、環境影響の程度に応じて必要なアセスメント手続を振り分けること等を可能とする新たな制度を検討すること、 ・国による環境調査等を通じた適地の提示、動植物の生息環境の保全・再生に資する再生可能エネルギー施工・管理技術の開発の必要性、 について記載された点を評価いたします。	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
182	【65 ページ公共施設等の建物を活用した再生可能エネルギーの積極導入について】 建築物の屋根などに太陽光パネルを設置する場合、土地の改変等を伴わないことから、周辺地域や周辺環境への影響を及ぼす可能性は小さいと考えられるという文は問題があります。太陽光パネルは設置した後 25 年程で壊れてしまいます。破棄するにあたり、鉛・カドミウム・セレンなどの有害物質が出ます。地震や火災などで破壊されると、有害物質が雨で施設の周りに流れ出します。近隣住民が被害を受けます。震災が起きたときに避難場所が汚染される可能性があります。日本の環境が汚染されます。また、2040 年には太陽光パネルを処分する場所がなくなると、資源エネルギー庁が発表しています。破棄することを考えるとエコとはいえないです。	環境省では、太陽光パネルの撤去から処分に至るまでの関係者の留意事項等を示した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」等を作成し、関係者への周知を行っており、太陽光パネルの適正処理の確保・リサイクルの促進を行っております。 加えて、本計画案において、今後の廃棄のピークを見据えて、適正な廃棄、リユース、リサイクル実施に向けた計画的な対応を講ずることとしております。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
183	(P65 31～32 行目 公共施設等の建築物を活用した再生可能エネルギーの積極導入) ○公共施設における最終エネルギー需要の約半分が熱分野であることを考慮すると、電力分野だけでなく、熱分野においても再生可能エネルギーの率先導入が必要である。地中熱ヒートポンプ等の熱分野の再生可能エネルギー導入は新築時の計画・導入が効果的であり、2050 年までの新築公共施設着工数を考慮すれば、第六次環境基本計画においては、より困難な熱分野の対策を先送りせずに、熱分野の再生可能エネルギー積極導入についても言及する必要があると考えるため、「政府・地方自治体の公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入(電力分野ならびに熱分野)を推進する」に修正いただきたい。	ご指摘の趣旨は現在の記述においても内包されていることから、原案のとおりとさせていただきます。

184	P65 38 行目 屋根等に関してはどうか。日本は外国のように適切な用地がないから駐車場でもいいと思う。平置きより 2m 高さがある。これを 1 日中使用できるカーポートにしてほしい。	地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、再エネの導入を進めてまいります。御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
185	(2)第1部第2章1の「徹底した省エネルギーの推進とそれを通じた環境・経済・社会の統合的向上」(65頁～66頁) <意見>住宅・建築物のZEH・ZEB化にあたっては、それに用いられる建材・断熱材等についての有害化学物質規制(表示を含む)を実施する必要がある。 <理由>このような建材・断熱材には防腐剤・防虫剤・防蟻剤・接着剤等の種々な化学物質が含まれているが、それらの中には有害性のあるものもある。高気密化によって、これらの有害化学物質の室内濃度が高くなり、シックハウス問題を引き起こすおそれがある。	いただいたご意見は、今後の化学物質関連施策検討にあたっての参考とさせていただきます。
186	①(徹底した省エネルギーの推進とそれを通じた環境・経済・社会の統合的向上) 【P66 7 行】 (修正前)高効率の給湯器 の導入支援 (修正案)高効率の給湯器(ヒートポンプ等)の導入支援 (変更内容)「(ヒートポンプ等)」を追加 (①理由)P61 で GX 実現に向けて脱炭素成長型経済構造移行戦略に基づく施策を進めていくと記載されていることから、分野別投資戦略資料の記載ぶりと合わせて良いと考えました。また、カーボンニュートラル実現に向けては、需要側での電化の推進も必要であり、より具体的な補足を追加すべきと考えました。	「高効率給湯器」にはヒートポンプが、「省エネルギー設備の導入」「高効率の給湯器の導入支援」にはコージェネレーション及び燃料電池が含まれるため、原案のとおりとさせていただきます。
187	意見(4) P66(徹底した省エネルギーの推進とそれを通じた環境・経済・社会の統合的向上)5 行目および 7～8 行目「省エネルギー設備の導入」「高効率の給湯器の導入支援」についてエネルギーに大きく寄与するコージェネおよび燃料電池を、省エネルギー設備を代表する具体例として太字部分(5 行目以降)に以下のとおり追記いただくようお願いします。 「…工場等におけるコージェネレーションなど省エネルギー設備の導入を複数年度にわたり支援するとともに、中堅・中小企業向けの省エネルギー診断を推進する。 新築住宅・建築物の ZEH・ZEB 化の実証・支援、断熱窓への改修や家庭用燃料電池など高効率の給湯器の導入支援も含めた既存住宅の省エネルギー化支援、…」 理由:以下をご参照ください。 ・脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(2023 年 7 月)P4～ (2)今後の対応 1) 徹底した省エネルギーの推進、製造業の構造転換(燃料・原料転換)としており、脱炭素に向けた取り組みの筆頭として省エネルギーを掲げている。 P5 では、『熱需要の脱炭素化・熱の有効利用に向け、家庭向けにはヒートポンプ給湯器や家庭用燃料電池などの省エネ機器の普及を促進するとともに、産業向けには産業用ヒートポンプやコージェネレーションも含めた省エネ設備等の導入を促進する。』としており、産業用・家庭用の省エネ機器の代表として、コージェネと燃料電池が示されている。 ・第 6 次エネルギー基本計画 P25 注 3 コージェネレーション技術は、2050 年のカーボンニュートラルの実現に向け、推進すべき分散型エネルギーリソースの一つとして位置づけられ、脱炭素燃料も利用可能なシステムとして導入拡大に取り組む方針が示された。 ・第 6 次エネルギー基本計画(関連資料)、2030 年度におけるエネルギー需給の見通し P19 業種横断の省エネルギー対策の「コージェネレーション導入」にて『業種横断的にコージェネレーションの導入を拡大』と示され、以下の目標が掲げられている。	

	コージェネレーション普及見通し:2030 年 / 798 億 kWh	
188	(P66 24～32 行目 ライフサイクル全体の環境負荷が低減された電気・熱の脱炭素化の推進) ○欧州の再生可能エネルギー指令においても、再エネとして扱う水素・合成燃料について、ライフサイクル GHG の基準を設定している。項題目で「ライフサイクル全体の環境負荷が低減された」と明記してあるとおり、原料 CO₂ や輸送等も含めたライフサイクル全体の環境負荷が十分に低減された水素・アンモニア・合成燃料こそが脱炭素社会に必要であり、中長期的には「ライフサイクル GHG の低い水素・アンモニア・合成燃料」を推進すべきであることから、「さらに、ライフサイクル GHG 排出量が低い水素・アンモニア・合成燃料の普及促進の取組を進めていく。」を追加していただきたい。	御意見を踏まえ、以下の通り修文します。 「～政府において策定したロードマップに基づき、関係省庁間で連携しながら技術の確立に向け進めていく。また、水素等については、低炭素水素等の供給及び利用の促進に取り組む。 さらに、ネット・ゼロと水・大気環境保全との統合的アプローチの観点から、～」
189	● 該当箇所 p.66 25～28 行目 ● 意見 下記の原文を、修正案のとおり修正いただきたい。 原文 「2050 年ネット・ゼロに向けて、発電や水素の製造等で排出される CO₂ を分離・回収・利用・貯留 (CCUS／カーボンリサイクル) し、最大限活用する必要がある。CCUS／カーボンリサイクルの早期社会実装に向け、政府において策定したロードマップに基づき、関係省庁間で連携しながら技術の確立に向け進めていく。」 修正案 「2050 年ネット・ゼロに向けて、発電や水素の製造等で排出される CO₂ を分離・回収・利用・貯留 (CCUS／カーボンリサイクル) し、最大限活用する必要がある。CCS、e-fuel や e-methane 等のカーボンリサイクル燃料を含む CCU/カーボンリサイクルの早期社会実装に向け、政府において策定したロードマップに基づき、関係省庁間で連携しながら技術の確立に向け進めていく。」 ● 理由 原文において CCUS／カーボンリサイクルの早期社会実装について触れられているが、「G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合コミunique」(2023 年 4 月)の「68. カーボンマネジメント」において、「イーフェューエルやイーメタンなどのカーボンリサイクル燃料(RCFs)を含む CCU/カーボンリサイクル技術は、」のように CCU/カーボンリサイクル技術の例として記載されている。ix。そのため、本環境基本計画においてもこの点を踏まえた記載としていただくことが適切と考える。	「CCUS／カーボンリサイクル」には e-fuel や e-methane 等のカーボンリサイクル燃料も含まれるため、原案のとおりとさせていただきます。
190	P66 25-28 行目(CCUS／カーボンリサイクル) 日本に適さない。無理にするよりもカーポートでとっていくべき。資源のムダづかいにもなる。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
191	(67 ページ) ・生物多様性は地域に紐づいたものであることから、地域の生物多様性の増進に向けた取組を促進すること、について記載された点を評価いたします。 一方で、 ・「自然共生サイトの認定やその活動を支援する者に発行する証明書の運用を通じた企業による地域の生物多様性の増進に向けた取組」について、より多様な主体が自然共生サイトに参画できるよう、企業による支援以外の手法(例えば税制優遇)による取組促進の検討 継続に期待します。また、都市部のビル屋上緑化のような人工物周辺の緑化については人工物の耐用年数が緑地等の継続期間を制限することから、自然共生サイト以外の認定・評価基準の設定が必要と考えます。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
192	【該当部分】P.67 33～34 行目 環境人材育成等による人的資本投資、組織資本投資の拡大の「あらゆる主体・世代の国民の行動変容につながるようなより実効性の高い環境教育や ESD を学校、職場、社会教育施設等で推進していく」	ご指摘の点については、関係省庁、関係団体と連携して進めてまいります。いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

	について 【意見】 環境問題に関する興味を持つ方を増やしていくためにも、義務教育のうちから、個々のレベルに合った育成を実施するとともに、社会人に対してはリ・スキリング支援の継続・補助の充実などをお願いしたい 【理由】 環境問題に対するリテラシーは、社会人になる前から段階的に身に付けていくことが涵養であると考え。また、社会人に対しては、時代の変化も踏まえ、環境問題に対する知識のアップデートも必要であると捉えられるため、リ・スキリング支援の継続や補助の充実など政府としてもサポートいただきたい。	
193	67 頁(36 行～) 『』部分を追記していただきたい。 また、環境教育や ESD の推進に当たっては、自然に対する畏敬の念を持ちながら、伝統的な智恵や自然観に基づき自然資本を維持・回復・充実させ、経済・社会課題の解決や健康危機に対する予防・備え・対応』にもつなげていく視点も重要である。 理由:「SDGs 実施指針」6 項を参考にしております。	
194	・あらゆる主体、あらゆる場における環境教育の強化の必要性、学校における環境教育の充実を進めること、また自然に対する畏敬の念を持ちながら問題解決に取り組んでいくことに賛同します。一方で、ネイチャーポジティブ実現を目指して実効性の高い環境教育を推進するためには、シナジーの発揮とトレードオフの回避が必要であることを適切に伝えることが必要なので、中間支援組織等が連携する企業や民間団体等は脱炭素だけでなく生物多様性保全にも取り組んでいる組織を想定するべきです。	
195	67 ページ 39 行目 2)地域等幅広い場における環境教育等の推進 地域や家庭等において、乳幼児から高齢期にわたり、… 「地域や家庭、学校等において…」のように「学校」を追加する。	御指摘の該当ページ数は 67 頁ではなく、第2部第3章5(3)「環境教育、ESD 及び協働取組の推進」における記述と考えますが、ご指摘のご意見については、①学校、②学校以外の地域等の幅広い場と書き分けて記述していることから、①については原案のとおりとさせていただきます。 一方、ご指摘を踏まえて、②に記載している「さらに、生物多様性の損失を止め社会変革を実現するためには、…学校等における生物多様性を含めた…」の記載は、あらゆる場での生物多様性を含めた環境教育の必要性を述べていることから、それを明示する観点から、「学校等」の前に「地域や家庭」を加え、「地域や家庭、学校等」と修正いたします。
196	67 ページ 39 行目 (環境人材育成等による人的資本投資、組織資本投資の拡大) 企業や地域の大学等とも連携した、環境人材育成等につながる人的資本投資の… 特定の企業からのアドバイスを禁止すべきである。営利販売に関わらない立場の研究者を活用してほしい。例えば、家庭科教科書や学校制服の洗濯方法パンフレットで、洗剤メーカーが自社製品を勧めるような解説をしていることがあるが疑問を感じる。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
197	68 頁(5 行～) 以下のとおり修正していただきたい。 他方、「気候変動と医療」がカリキュラムに含まれる医療業界などと異なり、依然として金融と気候変動・環境分野の知見の両方を有する人材群が十分	御意見は、(環境人材育成等による人的資本投資、組織資本投資の拡大)の項目への追記と見られますが、プラネタリー・ヘルスの考え方は環境金融に限定されず、環境教育全般において重視すべき観点と考えられ、(環境教育等の強化による人的資本投資の拡大)の項目への追記を検討すべきものであると考えます。

	存在しているとはいえないことから、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブの施策を金融の観点から促進するため、官民で知見や経験を共有して協働するための体制整備をしていく。また、第1部に述べられたブラネタリー・ヘルスの考え方にも留意する。 理由:「医学教育モデル・コア・カリキュラム」90 頁を参照しました。自身の専門と気候・環境の知見を共に有する者の例として挙げております。また、「SDGs 実施指針」6 頁を参照しました。	その上で検討しましたが、本計画においては、環境教育における重視すべき具体的視点を網羅的に盛り込むものとしていないことから、原案のとおりとさせていただきます。 なお、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
198	69 頁(環境情報基盤の整備) 『』部分を追記していただきたい。 消費行動と企業行動(生産行動)の共進化の視点から、国民(消費者、市民社会、地域コミュニティ等の視点を含む。)の判断や行動の土台等となる様々な主体が持つ環境 情報』、特に経済・社会や人間の健康に対する影響』の効果的・効率的な集約・開示、科学的知見の充実など現在及び将来の国民の本質的なニーズに係る情報の整備等について、～	ご指摘の点は様々な環境情報の中に含まれることから、原案のとおりとさせていただきます。
199	P69 19行目 近年では、気候関連の財務情報の開示に関するタスクフォース(Taskforce on Climate-related Financial Disclosures:TCFD)、自然関連財務情報開示タスクフォース(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures:TNFD)、さらには ISSB によるサステナビリティ開示基準の公表等により、企業は金融機関や投資家から、気候関連リスク及び自然関連のリスクと機会、その備えについて情報開示を求められている。 ↓ 近年では、気候関連財務情報開示タスクフォース(Taskforce on Climate-related Financial Disclosures:TCFD)、自然関連財務情報開示タスクフォース(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures:TNFD)、さらには ISSB によるサステナビリティ開示基準の公表等により、企業は金融機関や投資家から、気候・自然関連のリスクと機会、その対応について情報開示を求められている。 ★理由 TCFD についてのみ名称に「の」や「関する」を挿入する意味は乏しいと思われます。 気候関連の機会については情報開示を求められていないと誤読されるおそれがあると思われます。	ご指摘のとおり修正いたします。
200	P69 25行目 一方で、気候変動対応に関しては、企業や金融機関・投資家が自らリスクと機会の分析やその適応策を検討するためには、信頼性の高い気候変動影響予測データの利用可能性の向上や、企業の事業活動に応じた気候変動のリスクと機会の評価手法の確立が課題となっている。 ↓ 一方で、気候変動対応に関しては、企業や金融機関・投資家が自らリスクと機会やその対応を分析・検討するためには、信頼性の高いデータの利用可能性の向上や、企業の事業活動に応じた気候関連のリスクと機会の評価手法の確立が課題となっている。 ★理由 「適応策」ということばは、BAU での将来の状態(すなわち気温上昇が2度以上になること)を所与とした場合の対処方法を想起させますが、この部分の趣旨は、温室効果ガスの削減による気温上昇の抑制も含むものと思われることから、「対応」等のニュートラルなことばが望ましいと考えます。 また、「気候変動影響予測」に関するデータだけでなく、例えば気候変動に係る政策対応が企業財務に与える影響を分析するためのデータ等についても利用可能性の向上が求められるため、データの種類を限定すべきではないと考えます。	ご指摘を踏まえ、「対応」、「信頼性の高い気候変動影響予測等のデータ」へ修正いたします。
201	P69 29行目	「企業のバリューチェーン全体」「影響」「既存データ」についてはご指摘のとおり修文い

	また、自然関連については、企業の事業活動と生物多様性や自然資本との接点における依存や負荷の関係を個々に把握・評価していく必要があり、このための評価手法を企業ニーズに合わせて確立することが求められている。そのため、既存の将来予測関連データのアクセス性の向上や、ニーズに見合ったデータの提供、リスク及び機会の具体的な評価手法の提示など、国際動向に対応しつつ、企業価値の向上につながる取組手法の具体化や開示支援等の施策を実施していく。 ↓ また、自然関連については、企業のバリューチェーン全体の事業活動に関する生物多様性や自然資本との接点における依存や影響、リスクと機会を個々に把握・評価していく必要があり、このための評価手法を企業ニーズに合わせて確立することが求められている。そのため、既存データのアクセス性の向上や、ニーズに見合ったデータの提供、依存や影響、リスク及び機会の具体的な評価手法の提示など、国際動向に対応しつつ、市場等に評価される取組手法の具体化や開示支援等の施策を実施していく。 ★理由 自然に関する依存・影響は直接操業のみならずバリューチェーン全体で把握すべきと TNFD でも指摘されているため。 TNFD で使用されている「依存」「影響」ということばを用いたほうが読者の理解が容易と思われるため。 依存・影響のみならずそこから導き出されるリスクと機会も把握・評価すべきであるため。 将来予測関連データのみならず、例えば現在の依存・影響に関するデータについてもアクセス性の向上を図るべき。 株価や PBR に影響を与える要因は無数に存在するため、自然に関する特定の「取組手法」が企業価値の向上につながったかどうかを評価するのは非常に困難と思われる。この点を踏まえて、「市場等に評価される」といったことばを用いてはどうか（なお、ネイチャーポジティブ経済移行戦略「はじめに」にもこうした表現がある）	たします。一方、「リスク・機会」に関しては、後段掲載しておりますので、ここでは記載しないことといたします。 【修正前】 企業の事業活動と生物多様性や自然資本との接点における依存や負荷の関係を個々に把握・評価していく必要があり、このための評価手法を企業ニーズに合わせて確立することが求められている。そのため、既存の将来予測関連データのアクセス性の向上や、ニーズに見合ったデータの提供、リスク及び機会の具体的な評価手法の提示など、国際動向に対応しつつ、 【修正後】 企業のバリューチェーン全体の事業活動と生物多様性や自然資本との接点における依存や影響の関係を個々に把握・評価していく必要があり、このための評価手法を企業ニーズに合わせて確立することが求められている。そのため、既存データのアクセス性の向上や、ニーズに見合ったデータの提供、リスク及び機会の具体的な評価手法の提示など、国際動向に対応しつつ、
202	P69 34行目 また、事業活動によって消費する淡水資源よりも水の供給力を大きくするウォーターポジティブ等の国際動向も踏まえ、水資源に関するリスクへの対応など、環境保全や良好な環境の創出に取り組む民間企業の情報開示が企業価値や持続可能性の向上につながるよう、必要な施策を検討する。 ↓ また、事業活動によって消費する水資源よりも多くの水資源を供給するウォーターポジティブ等の国際動向も踏まえ、水資源に関するリスクや機会への対応に関する民間企業の取組や情報開示が市場等の評価や持続可能性の向上につながるよう、必要な施策を検討する。 ★理由 ウォーターポジティブの定義が適切ではないと思われるため（例えば、消費についてだけ「淡水」に限る必要性はない） リスクだけではなく機会への対応も含め、民間企業が取り組みを行い、それを開示することが、市場等の評価につながるように、施策を展開すべき。 株価や PBR に影響を与える要因は無数に存在するため、自然に関する取り組みや情報開示が企業価値の向上につながったかどうかを評価するのは非常に困難と思われる。この点を踏まえて、「市場等に評価される」といったことばを用いてはどうか（なお、ネイチャーポジティブ経済移行戦略「はじめに」にもこうした表現がある）	「水資源」「(リスクや)機会」について、ご意見を踏まえて修正いたします。
203	1. 企業の環境情報開示に係る取組の支援・促進(P.69、P.72)について	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

	サステナビリティに関する投資家からの情報ニーズの高まりを受け、2023 年6月、国際サステナビリティ基準審議会(International Sustainability Standards Board:ISSB)がサステナビリティ開示に関するグローバル・ベースラインとなる IFRS サステナビリティ開示基準を公表した。また、我が国においても、財務会計基準機構の下に設置されたサステナビリティ基準委員会(Sustainability Standards Board of Japan:SSBJ)による基準開発が進められているところである。こうした開示基準開発の動きとともに、我が国の制度開示書類である有価証券報告書において、サステナビリティ情報の開示が義務付けられるなど、企業グループ単位でのサステナビリティ情報の年次報告が求められるようになってきている。 このように、企業の情報開示やそれに伴う取組は拡大しており、今後の環境保全に関する施策を進めていく上では、こうした企業の取組を支援し、効果的かつ効率的な環境情報開示を可能とするための政策を進めることが重要である。そのような観点から、六つの重点戦略に加え、企業の環境情報開示に係る取組の支援・促進も重点戦略に取り上げていただきたい旨を「第六次環境基本計画に向けた中間取りまとめ」の意見募集の際に申し上げていたところである。 今般、公表された第六次環境基本計画(案)では、重点戦略の一つである「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」を実現するための環境政策の一つとして「サステナビリティ情報開示の促進」が明記されており、今後、我が国として、本計画の考え方に基づいて持続可能な社会の構築に向けた取組が進められることを期待する。	
204	2. 環境開示制度と金融開示制度との整合性、互換性向上について 上記1のとおり、金融商品取引法に基づく開示制度において企業グループ単位でのサステナビリティ情報の年次報告が求められるようになってきている中、企業の情報開示においては、サステナビリティ情報と関連する財務諸表が同時に提供されることにより、提供される情報の理解可能性や利便性が向上すると考えられる。 一方で、例えば、現行の地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表(SHK)制度の算定期間と金融商品取引法に基づく開示制度の報告期間には差異があるため、財務諸表と同一期間を対象とした形でサステナビリティ情報を開示する場合、企業側での調整計算が必要となるなど実務上の負担を発生することが想定される。こうしたことから、我が国において、グローバル・ベースラインとなる IFRS サステナビリティ開示基準で求められる財務諸表と同一報告期間を対象とした開示が進まず、サステナビリティ開示と財務諸表開示の結合性が損なわれる恐れがある。 一方、環境情報と財務情報の結合性を確保することによって、企業における気候変動リスク・機会の評価、経営・財務戦略と移行計画等の環境戦略の連携強化、排出実績に関する要因等の効果的な分析と対策実施につながることが期待できる。また、投資家側における環境指標と財務指標との統合的な情報利用は、サステナブル・ファイナンスの広がり、発展における不可欠な要素である。 このように、環境開示制度と金融開示制度との整合性、互換性向上に関する取組は、環境政策の観点からも効果的な施策と言える。かかる観点から、環境開示制度と金融開示制度における報告期間等の差異を解消し、企業におけるサステナビリティ開示制度に必要なタイミングで円滑に環境情報が入手可能な状態とするための制度面の手当てのための取組を進めていただきたい。	
205	P70 27行目 企業行動のグリーン化については、単なる環境ビジネスから、ビジネスにおける環境の主流化、環境経営の促進、脱炭素ビジネスや循環経済関連ビジネス、ネイチャーポジティブ経済などへ、環境関連産業の普及拡大を図る。	御意見を踏まえ、「企業行動のグリーン化については、ビジネスにおける環境の主流化を目指す、環境経営の促進、脱炭素ビジネスや循環経済関連ビジネス、ネイチャーポジティブ経済への移行が生み出すビジネスなど、環境関連産業の普及拡大を図る。」と修正いたします。なお、環境の主流化は、「環境経営」「脱炭素ビジネス」「循環経済関連ビジネス」「ネイチャーポジティブ経済への移行が生み出すビジネス」を包含する概念となりま

	「環境ビジネス」「環境経営」「脱炭素ビジネス」「循環経済関連ビジネス」「ネイチャーポジティブ経済」の関連性がわからず、理解が難しいです。「環境ビジネス」にはその他全部が含まれるような印象も受けます。	す。
206	P71 37行目 企業による環境価値・性能に係る市場調査やマーケティングなどの経済的競争能力投資を促進していくことが必要である。 こうした活動はしっかりとした環境価値をもつ製品・サービスの付加価値向上には必要だと考えますが、一方で、(意識的・無意識にかかわらず)見せかけの環境価値が訴求されて消費者が欺かれることを防ぐ必要があると思います。諸外国では既にグリーンウォッシュに関する規制が導入されつつあることに留意すべきです。	グリーンウォッシュの懸念については、第2部第2章1(5)(ESG 金融を含むサステナブルファイナンスの推進)において記述しているところです。いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
207	P72 37行目 業界内外の協働の促進等を行うことで企業の価値向上を図るとともに、ネイチャーポジティブな経営を行う企業への投資を呼び込むことを目指す。 ↓ 業界内外の協働の促進等を行うことで、ネイチャーポジティブ経営を行う企業が市場等に評価されることを目指す。 ★理由 株価や PBR に影響を与える要因は無数に存在するため、自然に関する特定の取組が企業価値の向上につながったかどうかを評価するのは非常に困難と思われる。この点を踏まえて、「市場等に評価される」といったことばを用いてはどうか(なお、ネイチャーポジティブ経済移行戦略「はじめに」)にもこうした表現がある) ネイチャーポジティブ経済移行戦略に規定されている「ネイチャーポジティブ経営」と、この部分の「ネイチャーポジティブな経営」の違いがわからない。理由がないのであれば同じことばをつかうべきでは。	ご指摘を踏まえ、「ネイチャーポジティブな経営」は「ネイチャーポジティブ経営」に修文いたします。 「企業への投資を呼び込むことを目指す」に対する修正意見については、自然に関する特定の取組が企業価値の向上につながったかどうかを評価するのは非常に困難という点は御指摘の通りと思いますが、先行するカーボンに関してはそうした分析もなされていることもあり、原案のとおりといたします。 【修正前】 業界内外の協働の促進等を行うことで企業の価値向上を図るとともに、ネイチャーポジティブな経営を行う企業への投資を呼び込むことを目指す。 【修正後】 業界内外の協働の促進等を行うことで企業の価値向上を図るとともに、ネイチャーポジティブ経営を行う企業への投資を呼び込むことを目指す。
208	(73 ページ) ・温室効果ガス削減や化学農薬・化学肥料の使用低減等の環境負荷低減に取り組む生産者、環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等を図る事業者の取組を後押しすること、について記載された点を評価いたします。 一方で、 ・現在農林水産省が進める環境負荷低減の取組の「見える化」については気候変動対策と生物多様性保全の間にトレードオフが存在することを踏まえ、地域の生物多様性保全のために地域の特色に合わせて適切に取り組めるよう、取組メニューに柔軟性を持たせるべきです。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
209	P74 3行目 これを踏まえ、企業による情報開示の取組の拡充と質の担保を引き続き進めるとともに、グリーンボンドガイドライン等における、 ↓ これを踏まえ、企業や金融機関を含む関係者による情報開示の取組の拡充と質の担保を引き続き進めるとともに、グリーンボンドガイドライン等における、 ★理由 サステナブルファイナンスの質的向上に向け適切な情報開示を行うべきは企業だけではなく、データ	ご指摘のとおり修正いたします。

	プロバイダーや資産運用会社、SDGs債の発行体も含まれると思われるためです。金融庁では近年、これらの主体に情報の適切な開示を要請していると思います。	
210	P74 8行目 しかし、ESG 金融を含むサステナブルファイナンス等、機関投資家が企業や事業単位の環境面への配慮を重要な投資判断の一つとして捉える動きが主流化しつつある中、 ↓ しかし、ESG 金融を含むサステナブルファイナンス等、機関投資家や金融機関が企業や事業単位の環境に関する取り組みを投融資における重要な要素の一つとして捉える動きが主流化しつつある中、 ★理由 「環境面への配慮」だけではなく、例えば他社のGHG削減への貢献などのポジティブな面も評価対象になっていると思われます。(例えば野村アセットマネジメントが削減貢献量を投資判断に組み込む動きがあります) また、「投資」判断だけではなく、投資後の保有方針(エンゲージメントや議決権行使に関する方針など)においても重要な要素とされていると思われます。 この部分以外にも「環境(への)配慮」ということばが数多く使われており、このことばからは「コストをかけて環境への負荷を低減する」というニュアンスを強く感じます。近年の潮流も踏まえ、脱炭素・ネイチャーポジティブを事業機会として捉え、環境保全と収益を両立させていく活動を含むことばを使用してはいかがでしょうか。	
第2部 環境政策の具体的な展開 第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開 2 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上		
No	意見の概要	意見に対する考え方
211	P76 6行目～ フレックス車E70が先、外国では走っている。多少軽備になるかもしれないが、走ることは走る。公用車もこれにしてほしい。荷車に関しては天然ガスを採用してほしい(軽トラ以外)。発電の分を回せば、20年後に次世代燃料車が出るまではこれでいける。	運輸部門のカーボンニュートラルの実現のためには、自動車の電動化についても推進する必要があります、原案のままといえます。
212	(77 ページ) ・30by30 目標達成のため、民間等の自主的な取組を促進するための措置を講じる、と記載された点を評価いたします。 一方で、制度開始以降インセンティブについての検討が進んでいるものの、目標達成を確実なものとするため、国民、企業の関心が高まっている間に、よりスピード感を持って検討されることを期待します。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
213	P78 17 行目「港湾工事等で発生する浚渫土砂等を有効活用した覆砂」について。 意見：有効な場合とそうでない場合があるはずで、単に「浚渫土砂等を有効活用した覆砂」とだけ書かれていると、その場の環境などを考慮せず浚渫土砂を処分したいために利用される場合も出てくるのではないかと懸念する。 P30「干潟等の規模や質が著しく縮小」このような干潟に覆砂して逆効果になりさらに干潟が縮小または質が悪化するなどということがないよう、環境影響評価や実施後の調査も義務付ける必要がある。悪影響が出た場合の方が大きな問題となるはずなのでぜひお願いしたい。	浚渫土砂の有効利用に該当しない行為については、海洋汚染等防止法に基づく許可が必要です。P157 L27～L31 において、「ロンドン条約 1996 年議定書～を国内担保する「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和 45 年法律第 136 に基づき、廃棄物等の海洋投入処分等に係る許可制度の適切な運用～を適切に実施する。」と記載しており、引き続き適切に運用してまいります。 その他、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
214	P79 L2～6 二ホンジカ(及びエゾジカ)による深刻な被害は、生物多様性だけではなく、国土強靱化に影響するよ	ここでは、広く生態系等に被害を及ぼす鳥獣全般の管理の強化の必要性について記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。

	うな森林生態系におけるニホンジカ等による下層植生の衰退や裸地化に伴う土砂災害の発生(の危険性)です。生態系等の「等」で表すような現状ではないことから、明確に、土砂災害の発生の危険性を防ぐためにニホンジカ(及びエゾジカ)の捕獲を強化する必要があることを記載すべきと考えます。	
215	P79 L16～22 国土強靱化基本計画にて、「豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、(略)、森林被害を防止するための鳥獣被害対策を実施する。」(農林水産省)とあるように、森林の保全のためにはニホンジカ等被害対策が必要です。一方、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する「被害防止計画」に基づくシカ捕獲については、里地里山以外の森林ではあまり行われていないところから、この(森林の整備・保全)において、森林被害の拡大を防ぐため、奥地森林等においても鳥獣被害防止特措法によるシカ捕獲を行うことが重要な旨を記載すべきと考えます。	ここでは、広く「森林の整備・保全」に係る取組の推進について記載しており、ご指摘の主旨につきましては、P91 以降の「鳥獣対策の強化」において記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。
216	【79 ページ森林の整備・保全について】 花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図るとありますが、日本の森林の環境への配慮をお願いいたします。外来種を、植えて固有種を絶滅の危機にさらすことをしないでいただきたいです。また、花粉症の原因は大気中の汚染物質も大いに関係しています。排気ガス、ゴミ焼却、工場排煙などの炭素物質や金属成分やPM2.5 などです。スギの伐採よりも、環境汚染対策を進めていただきたいです。森林破壊による、環境汚染被害を考慮していただきたいです。	花粉症対策については、令和5年5月に閣議決定した「花粉症対策の全体像」に基づいて政府一体となって実施していくこととしています。また、大気汚染物質等に対する対策については、P29「(5)環境汚染及び化学物質管理の変遷と課題」を始め、各所に記載がございます。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきますが、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
217	(80 ページ) 自立分散、地域共生型の再生可能エネルギー導入に際し、 ・当該地域外の事業者による大規模な事業であっても、当該地域に裨益するような形で進めていくことが望ましい、について賛同します。 一方で、 ・当該地域の裨益が地域住民の生活のみならず、当該地域の生物多様性にも及ぶよう、「当該地域の社会、住民、生物多様性に裨益するような形で進めていくことが望ましい」と具体的に記載すべきです。	生物多様性等に配慮した地域共生型再生可能エネルギーの導入については、第2部第2章「2 ランドスケープアプローチの視点等を踏まえた地域循環共生圏に係る土地利用のあり方の検討」において詳述していることから、原案のとおりとさせていただきます。
218	意見 (1) P80(2)自立・分散型の国土構造の推進 5～6 行目「地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入」および 19～20 行目「地域の自然や社会と調和した形での最大限の活用を図ることで」について レジリエンス性の高いコージェネの調整力が再エネを補完することで自立・分散型エネルギーとして再エネ導入に資する事から、災害対応施策においても自立・分散型エネルギーは再エネとコージェネを一体的に取り扱われていますのでハイライト部分 (5～6 行目、19～20 行目)を以下のとおり修文いただくようお願いします。 5～6 行目 「環境の観点からは、地域における再生可能エネルギーやコージェネレーション等の自立・分散型エネルギーの導入や」 19～20 行目 「地域の自然や社会・コージェネレーションなど分散型エネルギーシステムと調和した形での最大限の活用を図ることで、」 理由:以下をご参照ください。 ・第 5 次環境基本計画 P33 3～7 行目『また、地域ごとに自立した分散型エネルギーとして、コージェネレーション、燃料電池等と組み合わせながら再生可能エネルギーを最大限導入することや、廃棄物処理施設を地域のエネルギーセンターや防災拠点として位置づけることで、災害が生じた際にも必要なエネルギーを迅速に供給することができることから、国土強靱化と低炭素化、資源循環で整合的な取	「自立・分散型エネルギー」には、コージェネレーションや燃料電池、蓄電池、水素エネルギーや廃棄物発電等が含まれます。また、地域の自然や社会と調和した形での最大限の活用については、再生可能エネルギーについて、環境影響等の再エネ事業に伴う地域トラブルも見られるなど、地域における合意形成や環境配慮が課題となっていることを踏まえ、地域の自然や社会と調和した形で導入することが重要である趣旨を記載する意図であるため、原案のとおりとさせていただきます。

	組を推進する。』とされている。 ・国土強靱化基本計画(R5 年 7 月 28 日閣議決定)P50『② 省エネルギーの促進を図るとともに、コージェネレーション、バイオマスや農山漁村にある水・土地等の資源を活用した再生可能エネルギー、水素エネルギー、LP ガス、廃棄物処理時の排熱、燃料電池、蓄電池、廃棄物発電の普及・活用、マイクログリッドの構築、アグリゲーションビジネスの促進等により、スマートコミュニティの形成や、地域、ビル、病院、避難所、各家庭等における自立・分散型エネルギーの導入促進を図る。』とされており、コージェネが自立・分散型エネルギーの核となることが示されている。 ・国土強靱化年次計画2023(R5 年 7 月 28 日閣議決定)P11 に主要施策として『【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備・コージェネレーション等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策』が示されており、具体的には同 P87 表にて『地域防災計画に避難施設等として位置付けられた、又は災害等発生時に業務を維持するべき公共施設における、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施する。』を実施すべき事項としている。	
219	・P80 再生可能エネルギー熱(太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等)や未利用廃熱等について ・P81 太陽熱、地中熱、雪氷熱、下水熱等の未利用の再生可能エネルギー熱の利用可能性が高まる 5. 御意見: 再生可能エネルギー熱の具体例に“等”が付いていますが、ここに大気熱(空気熱)は含まれないことを確認したいと思います。 またもし“等”として想定される熱がないのであれば、P80 の“等”は削除した方が明確になるのではないのでしょうか。 理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。) 既に温対法を始めとする各種省令・制度において大気熱(空気熱)は再エネ熱に含まれないとの整理がなされていますが、 制度等により扱いが変わって事業者が混乱することがないように、本基本計画においても確認させて頂くものです。 例) ○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令案に対する意見募集(22 年 3 月 31 日結果公示) 117821.pdf (env.go.jp) ○地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル(案)に対する意見募集(22 年 3 月 31 日結果公示) PcmFileDownload (e-gov.go.jp)	空気熱とは、ヒートポンプ等の省エネルギー技術として既に利用している再生可能エネルギー源です。ヒートポンプの導入につきましては、省エネルギー対策のなかで引き続き取り組んでまいります。
220	(P80 18 行目 自立分散・地域共生型の再生可能エネルギーの導入) ○エネルギー供給構造高度化法においても、再生可能エネルギー源として大気熱・空気熱が定義されており、また、EU の再エネ指令においても ambient energy の定義として明確に大気熱が記載されていることを踏まえ、本項で記載する再生可能エネルギー熱の自然熱として大気熱も明記するべき。「再生可能エネルギー熱(太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等)」を「再生可能エネルギー熱(太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱、大気熱等)」に修正いただきたい。	

221	②P80 18 行（自立分散・地域共生型の再生可能エネルギーの導入） [P80 18 行] （修正前）再生可能エネルギー熱（太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等）や未利用廃熱等について （修正案）再生可能エネルギー熱（太陽熱、大気熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等）や未利用廃熱等について （変更内容）「大気熱」を追加 ③（都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進） [P81 29 行] （修正前）太陽熱、地中熱、雪氷熱、下水熱等の未利用の再生可能エネルギー熱 （修正案）太陽熱、大気熱、地中熱、雪氷熱、下水熱等の未利用の再生可能エネルギー熱 （変更内容）「大気熱」を追加 （②③理由） 欧州においては、大気熱を再エネとして扱い、利用率向上に向けて取り組まれており、一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターのホームページに以下の内容が整理されています。欧州では、2020年までに最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギー利用率を 20%に向上させることを2007 年に決定し、この目標達成に向けて「欧州の再エネ指令」が成立。この指令では、ヒートポンプ利用により移動される熱源として大気熱（空気熱）、地中熱などの再生可能エネルギー熱利用量（以下、再エネ熱利用量）を再生可能エネルギーとして扱う。欧州では、再エネ熱利用量を含めた再生可能エネルギー利用率向上の目標を掲げ、EU 指令のもと取り組んでいることから、再エネ熱利用拡大に向けて更なるヒートポンプ普及が想定される。 https://www.hptcj.or.jp/index/newsrelease/tabid/2010/Default.aspx また、「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令」第四条六において、大気熱は再生可能エネルギー源と定義されています。以上を踏まえ、再生可能エネルギー熱の類型に「大気熱」を追加することが適当と考えます。
222	● 該当箇所 p.80 18 行目 p.81 28 行目 ● 意見 以下本文において再生可能エネルギー熱として“下水熱等”と記載されているところ、この“等”に 大気熱（空気熱）は含まないことを確認させて頂きたい。「再生可能エネルギー熱（太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等）や未利用廃熱等について、地域の自然や社会と調和した形での最大限の活用を図る」「都市のコンパクト化により熱源や熱需要が適切に集約される場合には、太陽熱、地中熱、雪氷熱、下水熱等の未利用の再生可能エネルギー熱の利用可能性が高まる。」 ● 理由 既に第6次エネルギー基本計画や、温対法における各種省令・制度（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令案に対する意見募集（2022 年 3 月 31 日結果公示）におけるご回答xii、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル（案）に対する意見募集（2022 年 3 月 31 日結果公示）におけるご回答xiii、では「大気熱」は再エネ熱でないとの整理がなされています

223	②(自立分散・地域共生型の再生可能エネルギーの導入) [P80 18 行] (修正前)再生可能エネルギー熱(太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等)や未利用廃熱等について (修正案)再生可能エネルギー熱(太陽熱、大気熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等)や未利用廃熱等について (変更内容)「大気熱」を追加 理由:欧州においては、大気熱を再エネとして扱い、利用率向上に向けて取り組まれており、一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターのホームページに以下の内容が整理されています。欧州では、2020年までに最終エネルギー消費に占める再生可能エネルギー利用率を 20%に向上させることを2007 年に決定し、この目標達成に向けて「欧州の再エネ指令」が成立。この指令では、ヒートポンプ利用により移動される熱源として大気熱(空気熱)、地中熱などの再生可能エネルギー熱利用量(以下、再エネ熱利用量)を再生可能エネルギーとして扱う。欧州では、再エネ熱利用量を含めた再生可能エネルギー利用率向上の目標を掲げ、EU 指令のもと取り組んでいることから、再エネ熱利用拡大に向けて更なるヒートポンプ普及が想定される。 https://www.hptcj.or.jp/index/newsrelease/tabid/2010/Default.aspx	
224	P81 30 行目:「熱供給設備の導入支援等」 意見: 同様「熱供給設備の導入支援等」の箇所を「再生可能エネルギーによる電熱供給設備または熱供給設備の導入支援等」とすべき。 理由:熱のみならず電力についても、需要と供給を集約することで、再生可能エネルギーの利用可能性が高まるため。	
225	80 ページ (自立分散・地域共生型の再生可能エネルギーの導入) 81 ページ (都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進) の再生可能エネルギー熱に関する表現 5. 御意見: 80 ページの文中に、「再生可能エネルギー熱(太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等)」があり、81 ページの文中に「太陽熱、地中熱、雪氷熱、下水熱等の未利用の再生可能エネルギー熱の利用可能性が高まる」との文章があるが、この再生可能エネルギー熱の中に、一般のヒートポンプが利用する常温の大気中の熱は含まれないことを明確にしていきたい。 理由 世の中には、一般の家庭で設置されているヒートポンプエアコンが利用する“大気中の熱”を再生可能エネルギーと位置付けるべき、それにより日本の再生可能エネルギー比率、エネルギーの自給率の数値を大きくすべきと主張される方がおられる。 しかし、理論上(熱力学上)、常温の大気中の熱を再生可能エネルギーと位置付けることは誤りである。(もしそれが正しければ永久機関ができてしまう。)また数値上の再生可能エネルギー比率、エネルギー自給率が上がっても何ら改善にはならない。それどころか、大気中の熱を再生可能エネルギーとして位置づけると、日本の住宅のほとんどが再生可能エネルギー利用済となってしまう、本来進めるべき太陽熱、太陽光などの再生可能エネルギーの普及を阻害してしまう。 前述のような主張で国民がミス誘導されないよう、当基本計画において、大気中の熱(常温)が再生可能エネルギーではないことを明確に示していきたい。	

	同様の配慮は、令和6年4月施行の「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」第八十条の2でもなされており、“再生可能エネルギー源を熱として利用するための設備”の定義において「大気中の熱は除く」と明記されている。 なお、地中熱、河川熱、海水熱、下水熱など温度差を利用するヒートポンプは推進すべきであることを申し添える。	
226	③(都市のコンパクト・プラス・ネットワークの推進) [P81 29行] (修正前)太陽熱、地中熱、雪氷熱、下水熱等の未利用の再生可能エネルギー熱 (修正案)太陽熱、大気熱、地中熱、雪氷熱、下水熱等の未利用の再生可能エネルギー熱 (変更内容)「大気熱」を追加 理由:「エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令」第四条六において、大気熱は再生可能エネルギー源と定義されています。以上を踏まえ、再生可能エネルギー熱の類型に「大気熱」を追加することが適当と考えます。	
227	保護と利用の好循環について、 ・自然公園等施設の整備・更新を実施して自然環境の保全へ再投資される「保護と利用の好循環」の実現に賛同します。その実現のためには、これまでの経済活動では重視されてこなかった自然資本としての価値があることを伝え、自然資本の劣化が継続していること、またウェルビーイングのためにはその回復が必要であること、回復には投資が必要であることを広く国民に知らしめる必要があることから、本項目でも環境教育や人材育成が必要であることを記載すべきです。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
228	P82 モビリティの脱炭素化 17行目～ 電動車の導入拡大とはならない。せいぜい救急車両か客車(路線バス、タクシー)くらい。充電、水素充てんインフラも一部の限られた車両と航空くらいになるのでは。	運輸部門のカーボンニュートラルの実現のためには、自動車の電動化についても推進する必要があるため、原案のとおりとさせていただきます。
229	● 該当箇所 p.82 25～29 行目 ● 意見 下記の原文に、二重括弧の内容を挿入いただきたい。 「物流については、物流総合効率化法に基づくモーダルシフト等を図る取組の支援、ダブル連結トラックの利用環境の整備等により物流の効率化を推進する。また、物流施設において再生可能エネルギー電気の利用・貯蓄に必要な設備及びその電気を利用する車両等を導入『するとともに、持続可能なカーボンニュートラル燃料を利用する車両等を導入する。これらの多様な道筋で』流通業務の脱炭素化を図ることにより、物流 GX を促進する。」 ● 理由 「地域脱炭素ロードマップ」(2021 年 6 月)の「3. 地域脱炭素を実現するための取組」において、「地域特性や気候風土に応じて再エネ、省エネ、電化、EV/PHEV/FCV の利用、カーボンニュートラル燃料の使用等の適切な対策を組み合わせる」と記載されている。また、「G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ」(2023 年 4 月)の「79.道路部門」においても、多様な道筋で保有車両を脱炭素化することが記載されており、そのための行動の一つとしてバイオ燃料や合成燃料を含む持続可能なカーボンニュートラル燃料を促進する重要性が発信されている。そのため、本環境基本計画においてもこの点を踏まえた記載としていただくことが適切と考える	多様な選択肢を追求することは、物流分野に限らず必要なことであり、注釈164「電動車の普及に伴う走行特性の変化を踏まえ、総合的に CO2 排出などの環境負荷の低減効果(脱炭素電源・燃料の効率的な利用を含む。)を判断していくことが重要である。」と記載しております。 以上のことから、原文のとおりとさせていただきます。
230	カーボンニュートラルポートの推進について、兵庫県などは、サプライチェーンを構築するとして、燃料電池車や燃料電池トラクターなど、エネルギー効率の悪い用途に手を出し、需要を増やそうとしている。水素利用は、長距離飛行機など効率の良い使い方に限定すべきである。またグリーン水素の利用	水素については、水素サプライチェーンの構築等の観点から、様々な需要面での取組を進めているところですが、今後の施策の参考とさせていただきます。

	を原則化すべきである。 グリーン水素ではない、水素利用を進めることで、エネルギー使用量が増え、CO2 排出量が増えるのは、目に見えている。カーボンバジェットという視点が抜け落ちている。	
231	(83 ページ) ・我が国が有する貴重な自然資本及び社会資本として、都市、地方を問わず、良好な自然環境の保全を始め地域の個性となる景観の保全・創出を推進すること、について記載された点を評価いたします。	いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
232	意見(3) P83(公共施設・公共インフラにおける防災・減災・国土強靱化))36～37 行目「災害時の防災拠点となる公共施設・公共インフラを中心に、省エネ化・長寿命化・防災機能向上を実施する」について レジリエンス性の高いコージェネは、自立・分散型エネルギーの代表格であり、災害対応施策においても自立・分散型エネルギーを代表する具体例として太字部分(36～37 行目)に以下のとおり修文いただくようお願いします。 「災害時の防災拠点となる公共施設・公共インフラを中心に、省エネ化・長寿命化に加え、コージェネレーション等の自立・分散型エネルギー設備の整備含む防災機能向上を実施する」 理由:意見(2)と同じ。以下をご参照ください。 ・国土強靱化基本計画(R5 年 7 月 28 日閣議決定)P50『② 省エネルギーの促進を図るとともに、コージェネレーション、バイオマスや農山漁村にある水・土地等の資源を活用した再生可能エネルギー、水素エネルギー、LP ガス、廃棄物処理時の排熱、燃料電池、蓄電池、廃棄物発電の普及・活用、マイクログリッドの構築、アグリゲーションビジネスの促進等により、スマートコミュニティの形成や、地域、ビル、病院、避難所、各家庭等における自立・分散型エネルギーの導入促進を図る。』とされており、コージェネが自立・分散型エネルギーの核となることが示されている。 ・国土強靱化年次計画2023(R5 年 7 月 28 日閣議決定)P11 に主要施策として『【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備・コージェネレーション等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策』が示されており、具体的には同 P87 表にて『地域防災計画に避難施設等として位置付けられた、又は災害等発生時に業務を維持するべき公共施設における、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を実施する。』を実施すべき事項としている。	「自立・分散型エネルギー設備」にはコージェネレーションが含まれているため、原案のとおりとさせていただきます。
233	● 該当箇所 p.83 34～38 行目 ● 意見 下記の原文を、修正案のとおり修正いただきたい。 原文「学校等を含む公共施設・公共インフラへの太陽光発電設備(ペロブスカイト太陽電池含む)の最大限導入(各府省庁が整備計画策定、施設種別の目標設定により PDCA 管理)や、災害時の防災拠点となる公共施設・公共インフラを中心に、省エネ化・長寿命化・防災機能向上を実施することにより、脱炭素と国土強靱化を統合的に推進する。」 修正案「学校等を含む公共施設・公共インフラへの太陽光発電設備(ペロブスカイト太陽電池含む)の最大限導入(各府省庁が整備計画策定、施設種別の目標設定により PDCA 管理)や、災害時の防災拠点となる公共施設・公共インフラを中心に、省エネ化・長寿命化に加え、コージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備含む防災機能向上を実施することにより、脱炭素と国土強靱化を統合的に推進する。」	

	● 理由 原文では公共施設・公共インフラにおける脱炭素と国土強靱化の統合的推進について記載されているが、「国土強靱化基本計画」(2023 年 7 月)の推進方針において、「地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべきとされた公共施設において、大規模災害時においても発電・電力供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー、停電時自立機能を持つコージェネレーションシステム等の自立・分散型エネルギー設備の整備等を推進する。」と記載されているvi。そのため、本環境基本計画においてもこの点を踏まえた記載としていただくことが適切と考える。	
234	P83 34 行目～ 太陽光発電設備も、まず大型の駐車場に遊園地等から(カーポートを)設置していくことでかなり埋まる。屋上は災害用。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
第2部 環境政策の具体的な展開 第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開 3 環境・経済・社会の統合的向上の実践・実装の場としての地域づくり		
No	意見の概要	意見に対する考え方
235	(86 ページ) ・事業利益の一部を社会福祉、伝統文化の保存、農業インフラの維持などの地域課題の解決に活用することはが環境課題と経済・社会課題の同時解決に資する、という考え方に賛同します。 一方で、農業インフラの維持の方法によっては地域の生物多様性に影響を及ぼす場合があることから、「農地生態系の健全性に十分配慮した形での農業インフラの維持」と具体的に記載すべきです。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
236	P87 15 行目～ 公用車における電動車の導入は、欧米車を右ハンドルにして E70 採用にしてほしい。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
237	P87 27, 8行目 地方自治体の住宅・建築物の屋根・壁面等における太陽光パネル導入の推進はしないほしい。まず、駐車場の乗用車分のカーポートを設置し、住宅に関しては平屋、和建築になる可能性が高い。一千年住宅といって、大阪に行けば築T200～1300 年の奈良より古い建築物が建っていて、今でも使われている。住宅文化財なら廃棄も出にくい。そうしたものにソーラーがつくとは思えない、屋根だけ傷んでしまう。 国会図書館等も庁舎もまだカーポート設置になっていないが、つければかなりの面積がとれる。積雪がないところは傾斜も緩やか。	地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、再エネの導入を進めてまいります。御意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
238	(87 ページ) ・脱炭素による持続可能な地域づくりを支えるための取組として、地方自治体の住宅・建築物への太陽光パネル設置義務付けや次世代太陽光発電の開発状況等も踏まえ、住宅・建築物の屋根・壁面等における太陽光パネル導入を強力に推進すること、について記載された点を評価いたします。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
239	p88(循環経済への移行による地方創生への貢献) 何でも循環すれば良いというものではなく、放射能は循環させずに一元的に集中管理すべき。特に除染できない森林は放射能が強く残っており、利用には一定の歯止めをかける必要がある。特に木質バイオマス発電のように燃やすことを目的とするものには利用に規制をかけていくべきである。また焼却灰の再利用は厳禁とすべきである。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
240	P89 L18～22 環境人材の育成 地域循環共生圏の構築には脱炭素だけでなく地域社会を支える自然環境の保全も重要。自然環境の保全に関わる人材の育成についても記述するべき。	P86 L18-22において、自然環境も含む組織、人材の育成について言及しておりますので、ここでは繰り返さないことといたします。

241	P90 10行目 加えて、株式会社脱炭素支援機構とも連携し、地域金融機関による地域エネルギー会社や脱炭素ファンド、脱炭素型融資制度の取組を支援する。 ↓ 加えて、株式会社脱炭素化支援機構とも連携し、地域金融機関による地域エネルギー会社や脱炭素ファンドの設立・出資、脱炭素型融資制度の創設などの取組を支援する。★理由 誤植の修正と文章の理解の容易化のため。	ご指摘のとおり修正いたします。
242	ページ 91（水俣における「もやい直し」）について 水俣市の大関山というクマタカの生息する照葉樹の極相天然林である山域では大規模な風力発電開発が行われおり、住民団体との軋轢が生じている。水俣市街周辺においてもメガソーラー造成地からの土砂流出などの問題がある。このような自然景観や住民への配慮が低い再生可能エネルギー開発による負の側面についても認識が必要であると思われる。	ご指摘の再生可能エネルギー導入の考え方については、第 2 部第 2 章1の(トレードオフの回避とシナジーの発揮による再生可能エネルギーの導入環境の整備)において、詳述しております。よって、原案のとおりとさせていただきます。
243	P91 L39 「福島第一原子力発電所」は「東京電力福島第一原子力発電所」のほうがよい。	全体を通じ、福島原子力発電所を指す場合は「東京電力福島第一原子力発電所」に統一いたします。
244	p91(福島における未来志向の取組) 脱炭素を前面に打ち出し、放射能問題を覆い隠したい意図が透けて見える。 放射能汚染は 100 年以上向き合っていかなければならない問題であり、汚染した者の責任として捨象せずに責任を果たす姿勢を持つべきである。	東京電力福島第一原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響が速やかに低減されるよう、また、復興の取組が加速されるよう、引き続き除染等の取組を着実に進めてまいります。
第2部 環境政策の具体的な展開 第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開 4 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現		
No	意見の概要	意見に対する考え方
245	P93 気候変動の影響例として集中豪雨による被害が挙げられている。グリーンインフラの取組促進についても記述すべき。(P121 の具体策のページでも可)	御指摘のグリーンインフラの取組促進については、第 2 部第 2 章 2「(2)自然を活用した解決策(NbS)」の取組推進)等において詳述しております。よって、原案のとおりとさせていただきます。
246	93 ページ 7, 8 行目 リユース、リペア、リファビッシュ、リマニュファクチャリング等による製品の経済価値の維持を通じ、限られた資源を有効活用することで、… マイクロカプセル香料が使われている日用品はリユースを阻むので規制すべきである。本や衣服、家具などには高残香の洗濯用品による汚損、移香の被害が出ている。フリマアプリで購入した品物が柔軟剤によって汚損されていて利用者同士でトラブルになっている。カーシェアリング利用などが進まないことも考えられる。	マイクロプラスチックについては、陸域での発生抑制・流出防止・代替素材の普及等に取り組むことが重要であると考え、消費者のみならずに向けて衣服や人工芝からのマイクロプラスチックの排出を抑えるための工夫を掲載したリーフレットの公表や、発生・流出抑制に関する先進的な日本企業の取組をグッド・プラクティス集として国内外に公表しているほか、素材開発の支援等を行っており、引き続き実態把握や発生抑制に係る取組を進めます。 これらのことは、 P150 L11～L15において、「マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関して、実態把握や発生抑制対策、回収・処理等を進めるための施策を進める」と記載しており、原案のままいたします。
247	93 ページ(1)人の命と環境を守る基盤的な取組 のなかに 「有害性のある化学物質やマイクロプラスチックによる環境汚染に伴う健康及び生態系への影響も懸念されている」という記述があります。海洋ごみについては言及されているが日用品に含まれるマイクロプラスチックについても記載してほしいと思います。 多くの人がまだ知らない、本当の「プラスチック問題」 環境化学者・大河内教授 https://kurashinista.jp/column/detail/9965	また、大気中のマイクロプラスチックについては、存在状況を把握するための測定手法に係る調査研究を実施しており、こうした取組を着実に進めてまいります。P159 L2～L4を以下のとおり修正いたします。 「その他、酸性雨や黄砂、越境大気汚染の長期的な影響を把握することを目的としたモニタリング、放射性物質モニタリングや、大気中のマイクロプラスチックの測定手法に係る調査を引き続き実施する。」

	には 「身近なところでは洗濯で使う柔軟剤。一回に使用する柔軟剤の量で、だいたい 170 万個くらいのマイクロカプセルが入っていますが、洗濯排水として 130 万個ぐらいが流れていき、残りが衣類に付着する。パンパンとはたいて、衣類に残るのは 1 万個。それ以外は環境に飛散しています。部屋干ししていれば、テーブルや家具、床に、マイクロカプセルが落ちていますよ。 ちなみにマイクロカプセルに関しては「マイクロカプセル香害」の問題もあります。マイクロカプセルに閉じ込めることで、香りや成分が徐々に放出されるように作られているのですが、長時間、香りや成分にさらされることで、人体に影響が出るケースがあります。同じ原理で、農薬などにもマイクロカプセルが使われているのですが、使用は避けるべきだと思います。 あとは女性の化粧品や口紅、洗顔剤などにマイクロビーズが使われていることも。使用して洗い流すようなものはぜんぶ排水にってしまうので、そういうものは使わないようにするといいいでしょう。」と書かれています。洗剤等に含まれるものは適正使用量でも約 42 万個のマイクロカプセルが洗濯物に付着との実験結果もあるそうで、すでに大気中、土壌中、河川、海洋に人工香料入りのマイクロカプセル(プラスチック)が大量に存在していることも確認されています。有害性の指摘されている香気成分が多く含まれる製品もあり、化学物質過敏症の発症契機に柔軟剤等の香料が多く挙げられています。 プラスチックは大気も汚染する！大河内博教授に聞く環境問題 https://ecotopia.earth/article-4282/ ではマイクロカプセルを吸い込む危険性や、温室効果ガスの発生、また雲の発生に影響している可能性が指摘されています。 マイクロプラスチックの問題は海洋ごみだけではなく日用品に含まれるマイクロカプセルやマイクロビーズも原因です。化学物質過敏症患者の中には貝類を食べて柔軟剤のにおいがする、土つき野菜を洗ったら土から柔軟剤のにおいがした、と報告している人もいます。欧州ではマイクロプラスチックの販売の禁止及びマイクロプラスチックが意図的に添加された製品の販売が禁止になったと聞きます。日用品はプラスチックを海に流していると知らずに使っている人がほとんどです。 「プラネタリー・ヘルス」の概念を踏まえた化学物質対策、有害大気汚染物質や悪臭対策(化学物質過敏症患者の多くは洗剤・柔軟剤・消臭剤などの香料は少量でも症状が現れ耐えがたい苦痛であり、望まないにおい物質はすべて悪臭であるといえる)、曝露モニタリング、海洋ごみ対策などの項目に「マイクロプラスチックが意図的に添加された製品」を含めていただきたいです。	
248	94ページ 15 行目から (海洋ごみ対策の推進)… マイクロプラスチックは家庭用洗濯用品(柔軟剤等)のマイクロカプセル香料から大量発生しているにも関わらず、消費者への周知が進んでいない。すでに下水や浜辺から香料が臭う地域が増えている。研究や回収よりも、製造販売を中止する法規制が真っ先に必要である。	
249	94 頁(10～13 行) 以下のとおり修正していただきたい。 特に都市部において、地球温暖化に加え、ヒートアイランド現象により気温 がさらに上昇し、熱中症リスク・熱ストレスの増大や睡眠の質の低下などの健康影響、ひいては国民生活への影響が懸念されている。こうした影響を踏まえ、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、注意喚起等の熱中症対策を始め	いずれも原案と趣旨が変わらないため、原案のままとさせていただきます。

	とする適応策を推進する。 理由：都市部は温暖化以外の影響(大 雨等)も深刻であります、文脈としては、温暖化に 限定して差し支えないと思われます。 「気候変動適応計画」115-116 頁を参照しました。まず健康影響が明記され、その他 の生活への影響が論じられているとの理解です。 「気候変動適応計画」96-98 頁(暑熱対策)を参照しました。	
250	箇所)P95 の 28 行～ 意見)「下水汚泥等の国内資源の利用拡大」だが、下水汚泥の活用は慎重にすべきである。下水汚泥には、前出のマイクロカプセル、香料、抗菌成分、PFAS、薬剤、放射性物質等含まれている。肥料から土壌を汚染し、土壌から作物を汚染し、作物から人体を汚染し、汚染物質の負の循環を招くことになる。下水汚泥を削除すべきである。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
251	(96 ページ) ・野生生物の保全に係る地域活動を促進する、という記載に賛同します。一方、保全に係る地域活動は地域の主体性が重要であることから、促進するにあたっては支援することによって促進することが重要と考えます。そこで、「野生生物の保全に係る地 域活動を支援し促進するとともに、」と記載すべきです。	いただいたご意見を踏まえ、「野生生物の保全に係る地域活動の支援と促進とともに、こうした活動について自然共生サイトの取組とも連携し、ビジネスセクターを始めとする様々な主体の参画を促進する。」と修正いたします。
252	97 頁 以下のとおり修正していただきたい。(『』は追記) 97 頁(25～29 行)「くらしの 10 年ロードマップ」(令和5年度策定)を踏まえ、脱炭素にとどまらない、資源循環やネイチャーポジティブ等も含めた暮らしの全領域(衣食住・職・移動・買物)における「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービス等を効果的・効率的に社会実 装するためのプロジェクトの支援・展開を通じて、行動変容・ライフスタイルの変革を促進し、国民のより良い豊かな暮らし「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を後押しする。『その際、第1部に述べられたプラネタリー・ヘルス、すなわち、脱炭素やネ イチャーポジティブと健康増進との関わり合いの視点も踏まえる必要がある。』 理由：本計画全体では「ウェルビーイング」が強調されているため、「くらしの 10 年ロードマップ」に関しても援用しては如何でしょうか。 「SDGs 実施指針」6 頁を参照しました。	本項は、「「4 ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現」、「(3)心豊かな暮らしを目指すライフスタイルの変革」のうち、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービス等の社会実装」について記載している箇所であり、特に国民一人ひとりの「暮らしの向上」に着目した記載としていることから原案のとおりとさせていただきます。ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
253	(98 ページ) ・デジタル化が進む中で、リアルな自然体験が便益をもたらすことへの着目 ・自然とのふれあいを推進すること に賛同します。 なお、デジタル化による課題も指摘されていることから、自然とのふれあいに際しては人(インタープリター等)を介した活動が推進されるよう、人による指導の充実とそのための人材育成を行うことも記載すべきです。	デジタル化が進む中で、森林のもたらす効用等、リアルな自然体験がもたらす便益(健康増進、健全なこどもの発育、孤独・孤立に対する社会的予防、価値観・ライフスタイルの変革等)に着目し、自然とのふれあいを推進する。子どもの自然体験活動の推進、国立公園等における自然体験コンテンツの整備や情報発信等による豊かな自然に触れる機会の向上、滞在体験の上質化に向けたインタープリター等の人材育成、安全で快適な利用のベースとなる自然公園等施設の整備・更新、上質化、ロングトレイルの活用促進等を進める。
254	P99 14 行目～ 国民に対する科学的知見の効果的な共有 本案では「昨今の異常気象の認識は浸透しているものの」、それが「国民の脱炭素への意識や行動に必ずしも直結していない状況がある」として、「『デコ活』の推進と合わせ、その前提となる科学的知見について、政府を始め各主体による情報発信を進めていく。」などとしている。科学的知見の情報発信は不可欠だが、その具体的な取り組みとして、単なる「できることから、こつこつと取り組む、活動」などと評されるような現状行われている活動の延長ではなく、1.5℃目標に整合するために必要な削減レベルや、そのために求められている 2035 年の電源の脱炭素化、2030 年までの再エネ3倍な	環境危機に対応するため、利用可能な最良の科学的知見に基づき、「勝負の 2030 年」にも対応するため、取組の十全性(スピードとスケール)の確保を図ることについて、計画案にも記述しているところ です。 また、政策決定過程への国民参加については、パブリックコメントの実施や中央環境審議会における各種団体の代表者の委員の選定のほか、ユース団体等のヒアリング等を別途実施しているところ です。ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

	どに向けた世論を喚起するような情報発信を進めるべきである。そのためにも、政策形成プロセスでの多様な市民の「参加」は不可欠で、多様な意見を集めて可視化することが必要である。	
255	p99、14 行目から 25 行目 国民に対する科学的知見の共有に関して、特に地球温暖化の分野においては SNS などを中心にいわゆる「懐疑論」や「達観論」の類が跋扈しており、無視できない影響があると感じている。特設ページなどを作って、彼らの主張に丁寧に答える取り組みをしてほしい。	環境省ウェブサイトにて、IPCC より公表される各種報告書や報告書の和訳、解説資料等を公開して発信しております。 https://www.env.go.jp/earth/ipcc/6th/index.html いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
256	(3)第2部第2章4の「新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成促進」(99頁) <意見>木材の利用拡大には賛成であるが、木材の加工等に用いられる有害化学物質の規制(表示を含む)を同時に実施する必要がある。 <理由>木材には、防腐剤・防虫剤・防蟻剤・接着剤をはじめ種々の化学物質による加工処理等が行われており、その中には有害性がある化学物質もある。特に、家具類、おもちゃ、日用品等にはこれらの加工処理が行われることが多いので、使用される有害化学物質規制の実施が求められる。	いただいたご意見については、今後の化学物質関連施策検討にあたっての参考とさせていただきます。
第2部 環境政策の具体的な展開		
第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開		
5 「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装		
No	意見の概要	意見に対する考え方
257	(3)p.99「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装 「イノベーション」の内容が不明確であるが、生物の遺伝子操作など、環境・生態系に取り返しのつかない影響を与えうる技術を用いるべきではない。	本文中にも「技術の選択をあるべき姿といった適切な方向にシフトさせていく視点が、温暖化対策だけではなく他の環境分野においても必要」記述しているとおり、適切に進めていくことといたします。
258	P99 37 行目～「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装 本家で示す「新たな成長」を支える科学技術・イノベーション」とは何を指しているのか。現在、政府が進める「グリーン・トランスフォーメーション(GX)」とされる水素・アンモニア、CCUS などが想定されているが、こうした技術は未だ実用化には程遠く、短期的な CO2 排出削減効果はほぼゼロであり、その評価すらなされていない。これらに多額の予算を講じる前に、気候変動対策として実施すべきは、すでに実用化している再生可能エネルギーや省エネ技術を徹底して普及拡大することである。特に太陽光発電や風力発電などのポテンシャルが高く、コストが最も安い分野であることは IPCC でも示されているとおりである。まずはこれらを着実に社会の中に実装することこそが不可欠であり、国民の理解を深めていく必要がある。 また、「イノベーションは自ずとグリーンな方向に向かうわけではないことから、環境目的以外の技術群であっても、環境収容力を守る形での技術とするとともに、環境問題の解決に貢献する技術としていく必要があることを念頭に入れ、施策を展開していくことが重要」としているが、そのための「評価」をすることも記載しておくべきである。 現在、「脱炭素」を目的としている「水素やアンモニア」「CCUS」でも CO2 の削減効果やコスト効果などがともに検証されないまま進められており、CO2 の削減効果のみならず、その他の環境影響を含めて客観的な評価が求められる。	「新たな成長」を支える科学技術・イノベーションとは、最先端の科学技術・イノベーションや、経済社会システムの構造的な問題の解決のためのいわゆる破壊的なイノベーションのほか、すでに実証・実装されている技術の組合せ・水平展開によって現在及び将来の国民の本質的なニーズを満たすイノベーションも含んでいます。いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
259	P102 38～39行目 「電動車の導入や充電・水素充てんインフラの整備を支援するなどの電動車の普及促進に向けた取組をさらに進めていく」については待ってほしい。普通車(乗用車)に限ってはまずフレックス車、欧米のように E70 が走る。電動車はもっぱら救急車や客車など、充電・水素充てんインフラも航空と発電所の方に注ぎたい(発電の 20%分)。荷車も思ったよりバイオディーゼル E70 で走らない、軽トラ以外は大体天然ガスで済む。水素をこんなところに使うのは考え直すべきで、発電が先。原子力・石油の分が先で、その間、天然ガスの分も半減させなければならない。水素をつくるのも水素発電所に。おそら	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

	＜航空、工場等 次に合成燃料分もつくっていかないとけない。	
260	● 該当箇所 p.102 38 行目～p.103 2 行目 ● 意見 下記の原文に、二重括弧の内容を挿入いただきたい。「電動車の導入や充電・水素充てんインフラの整備を支援するなどの電動車の普及促進に向けた取組を更に進めていくほか、『持続可能なカーボンニュートラル燃料を利用する車両等の普及も図り、』モビリティ全般について多様な次世代技術の開発や性能向上を促しながら普及を促進していくことで、バリューチェーン全体の脱炭素化に寄与するとともに、自立・分散型の国土構造の実現や、地域の活性化、高齢化等の地域課題の克服等、地域・社会の様々なニーズの充足にも貢献する。」 ● 理由 「地域脱炭素ロードマップ」(2021 年 6 月)における「3. 地域脱炭素を実現するための取組」においても、「地域特性や気候風土に応じて再エネ、省エネ、電化、EV/PHEV/FCV の利用、カーボンニュートラル燃料の使用等の適切な対策を組み合わせる。」と記載されている x。また、「G7 札幌気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ」(2023 年 4 月)の「79.道路部門」において、多様な道筋で保有車両を脱炭素化することが記載されており xi、そのための行動の一つとしてバイオ燃料や合成燃料を含む持続可能なカーボンニュートラル燃料を促進する重要性が発信されている。そのため、本環境基本計画においてもこの点を踏まえた記載としていただくことが適切と考える。	多様な選択肢を追求することは、物流分野に限らず必要なことであり、注釈164「電動車の普及に伴う走行特性の変化を踏まえ、総合的に CO2 排出などの環境負荷の低減効果(脱炭素電源・燃料の効率的な利用を含む。)を判断していくことが重要である。」と記載しており、原文のとおりとさせていただきます。
261	P103 11 行目～ 置場所を拡充する建材一体型太陽光発電等とあるが、無理に建物につけなくてもと思う。日本はないが、外国では広大な敷地をとれる、カーポートをつけたらいい。わざわざ建物で発電しなくてもいい。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
262	イノベーションの部分にグリッドタインバーター、マイクログリッドタインバーター、ハイブリッドインバーターの開発、普及促進を掲げるべき。経済産業省所管の提案書には、マイクログリッドでその旨がさらっと書いてあるのだが、日本企業での生産は皆無。中国企業がほぼ全世界を独占している状況である。海外では DIY でのソーラー発電が普及し始めており、日本でも問題はない。(コンセント差込型)ただし、現状は中国製コンデンサー等に信頼性が置けないため、日本での普及は見込めない。だが、この分野こそ日本の強みであり、世界シェアを伸ばすことのできる部分である。また、電動自転車の蓄電池やバイクバッテリーとセットに組み合わせればピークシフトを抑えることができるようになる。いくら効率の良い太陽光発電パネルを開発しても、グリッドタインバーターがセットで使えなければ潰れるだけ。CIS 型太陽光パネルと同じ運命が待っている。	「地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業」において、インバーターに関する技術開発・実証を行っております。いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
263	【該当部分】P.104 4～6 行目 標準化の推進や規制の合理化等による普及・展開の加速の「技術進歩等の変化に対応した法制度及び許認可制度の整備に向けた調査・実証、エネルギーシステムの設置・保安等に関する環境及び規制・制度の整備並びに環境影響評価手法の確立・運用の最適化を進める。」について 【意見】 安全実証データの取得について、官民連携のもと迅速な取得をお願いしたい 【理由】 技術進歩等の変化に対応した法制度及び許認可制度の整備と記載があるが、例えば大規模水素設備などカーボンニュートラル実現に向けた設備やドローンなどの先端技術に応じた法整備については、安全実証データに基づきながら科学的に安全を確保しつつ、時代に即してアップデートしていくこと	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

	が必要であると捉えている。これらに関しては実証データをいかに早く蓄積していくかが課題の一つであると考え、官民が連携し、安全実証データの迅速な取得をお願いしたい。	
264	(生物多様性と、他の社会課題・人の健康との関係性の総合的な分析) 以下の通り修正していただきたい。(『』は追記) 生物多様性と、気候変動や他の社会課題には、シナジー・トレードオフといった相互関係があり、『第1部に述べられたプラネタリー・ヘルス等を始め、このような相互連関を考慮した』の統合的な観点『から』で分析・評価『を行い』し、対策の最適化を図ることが必要である。 理由:「SDGs 実施指針」6 頁を参照しました。	ご指摘の趣旨は、第 1 部で述べられており、内容が重複することから、原案のとおりとさせていただきます。
265	【該当箇所】P105「(最先端の技術を用いた廃棄物の適正処理と資源循環の徹底的な推進)」 【該当文章】 「また、動静脈連携の強化、電子マニフェストを含む各種デジタル技術を活用した情報基盤整備などにより、廃棄物の適正管理・ライフサイクル全体での資源循環を促進する。」 【意見】以下の文章に修正するべきである。 「また、動静脈連携の強化、電子マニフェストを含む各種デジタル技術を活用した情報基盤整備などにより、廃棄物の適正管理・ライフサイクル全体での資源循環を促進する。電子マニフェストについては、完全電子化を目指す。」 【理由】 平成 30 年 6 月に閣議決定された「第四次循環型社会形成基本計画」において、電子マニフェストの普及率を 2022 年度(令和 4 年度)に 70%に拡大することが目標に掲げられ、令和 4 年 3 月末時点の普及率は 71.1%となり目標を達成し、今後、新たな目標設定について検討することとされている。今後、デジタル社会を進めていくにも明確に目標を示すべきである。	電子マニフェストについては、現在も普及啓発を行っており、令和5年度末に普及率が81%を超えたところです。利用者の利便性の向上を図るほか、引き続き更なる普及に努めてまいります。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
No	意見の概要	意見に対する考え方
266	108 頁(1)国際的なルール作りへの貢献 『』部分を追記していただきたい。 2023 年にG7議長を務めた経験も踏まえ、気候変動、生物多様性の損失、汚染という3 つの世界的危機『、並びにそれらによって引き起こされた経済・社会の混乱、健康への脅威及びエネルギー危機』への対応に当たって、… 理由: G7 札幌コミュニケを参照しました。ネット・ゼロ、循環経済及びネイチャーポジティブの推進は、環境危機はもちろんのこと、経済や健康の危機に対する予防・備えとしても機能します。	ご指摘の点は「危機への対応」に含まれることから、原案のとおりとさせていただきます。
267	▼該当場所 p. 108, 34～36 行目、p. 115, 5～7 行目・14～20 行目 ▼意見 これまでの排出削減の実績は依然として不十分であり、一層の排出削減が必要との認識に立ち、次期 NDC では 2019 年比で 2030 年までに 43%減、2035 年までに 60%減を上回る水準で、温室効果ガス排出削減目標を掲げるべきである。 ▼理由 IPCC 第 6 次評価報告書統合報告書では、パリ協定の掲げる 1.5 度目標を達成するためには、温室効果ガス排出量を 2019 年と比べて世界全体で 2030 年までに 43%削減、2035 年までに 60%削減するべきことを示す(*1)。そのため、1.5 度目標に整合的な形で目標を設定し、着実に削減	環境基本計画は、国の環境政策について総合的かつ長期的な施策の方針を定めるものであり、個別施策の具体的な数値目標は各個別の計画と併せて検討するものです。我が国は、現在、パリ協定の 1.5 度目標と整合的な形で、2050 年カーボンニュートラルとともに、2030 年度に 2013 年度比 46%削減、さらに 50%の高みに向けた挑戦の継続という目標を掲げており、まずは、この目標の達成に向けて、足下の取組を着実に進めていきます。その上で、次期 NDC については、IPCC による科学的知見や排出削減の実績等を踏まえつつ、関係省庁が連携してしっかりと検討していきます。以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。

	実績を積み上げていると評価するためには、当該タイムラインに適う形で排出削減が進んでいる必要がある。 しかし、現状の日本の目標は必ずしも整合的とは言えない。上述のタイムラインはあくまで世界全体でのものとなる。日本をはじめとした先進国は、化石燃料の大量消費による温室効果ガスの排出を伴って経済発展を遂げてきた。そのため、排出削減に対してより重い責任を負っている。他方、排出削減を行なうために必要な経済的・技術的・制度的な基盤は既に有しており、より多くの排出削減を行なう能力を持つ。これらに鑑みると、上述のタイムラインを世界全体で達成するために、日本は他の先進国とともに、それを上回る水準で排出削減を進めるべきである。 また、日本の削減の進捗状況は他国に比べて進んでいるとは一概に言えない。例えば、2019 年比 43%減に相当する削減量に対する、2019 年から 2021 年までの削減量の割合を進捗率として比較する。京都議定書の下で排出削減目標を課された附属書 I 国全体では、進捗率は 14.2%であった(*2)。それに対して、日本は 7.6%に留まっており(*3)、相対的に低い進捗率となっている。 これらの状況を踏まえるなら、日本は排出削減の目標も進捗状況も、今のところ「着実」と評価することは難しい。既に EU は新たな削減目標の策定に向けて、1990 年比で 2040 年までに GHG 排出量を 90%削減する案を提示しており(*4)、それに従って 2035 年目標も策定する見込みである。日本も 2030 年半減、2035 年 60%減を上回る形で、2030 年目標を強化し、2035 年目標を早期に新設するべきである。 *1 IPCC, 2023: Summary for Policymakers. In: Climate Change 2023: Synthesis Report., p. 21, Table SPM.1. *2 UNFCCC ウェブサイト “Greenhouse Gas Inventory Data”のデータを基に計算。 https://di.unfccc.int/ *3 *2 に同じ。 *4 European Commission website, “2040 climate target” https://climate.ec.europa.eu/eu-action/climate-strategies-targets/2040-climate-target_en	
268	P. 109 19～20 行目 国際的な化学物質管理の推進の「国際的な化学物質管理制度の協調に向けて、我が国の知見等の共有を含めた対応を引き続き推進していく。」について 【意見】 化学物質管理については「規制に関しては科学的知見に基づく」という考え方のもと推進いただきたい。あわせて諸外国の規制については政府としても動向を注視いただき、科学的知見に乏しい事案に関しては適宜意見していただきたい 【理由】 本計画案に記載されてる考え方に異論はなく、健康や環境を害する化学物質は規制すべきであるが、PFAS やカーボンナノチューブなど昨今の REACH 規制への諸外国の意見動向をみると科学的知見に欠けていると考えられるものも散見される。過度な規制は産業発展の阻害にもなるため、政府としても、特に REACH 規制の動向は注視いただき、科学的知見に乏しい事案などについては意見していただきたい。	環境省ではご指摘の REACH 規制を始めとした諸外国の規制動向やその背景にある考え方を注視しつつ、科学的知見を踏まえて適切な化学物質管理の在り方を検討してまいります。
269	(4)第1部第2章6の「プラスチック汚染対策」(109頁) <意見> プラスチック汚染対策には、有害化学物質の徹底管理が必須であることを明記すべきである。	プラスチック中の懸念化学物質・ポリマーの管理等に関しては、P107 の INC において議論されており、我が国として積極的に議論に貢献してまいります。 また、プラスチックを構成する化学物質については、化学物質審査規制法、化学物質排

	<理由> プラスチックは多くの種類の化学物質からできており、その中には有害性があるものもある。それらの有害化学物質の徹底した管理を欠いたまま資源循環を行うと、製造、使用、廃棄、リサイクル等の各過程において、有害化学物質の人・環境への汚染が生じるおそれがある。有害化学物質の中には未規制のPOPsも存在するところ、それらが環境中に放出されると、後に毒性があることが判明しても、その時には回収は極めて困難であり、そのような事態を想定した未然防止策が不可欠である。	出把握管理促進法等に基づく管理を行っており、引き続き関連法令の着実な施行に努めてまいります。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
270	(4)p.109「プラスチック汚染対策」 プラスチックの使用は循環型社会の考え方に反し、処理には社会的費用を要し、海洋汚染は将来に大きな環境負荷を残すことから、規制による根本的な削減を検討すべきである。	プラスチックのリデュースを促進するため、プラスチック資源循環法に基づき、使い捨てプラスチック製品の提供事業者に対して使用量の削減を求めるとともに、同法の枠組み内で策定した環境配慮設計指針によって、製造事業者等による使用量の削減を図っています。なお、ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
271	【109 ページプラスチック汚染対策について】 海洋ごみについて記載はありますが、日本の水道水や大気汚染についても調査が必要です。早稲田大学の大河内研究室によれば、雲水からマイクロプラスチック(AMPS)が検出されています。雲から雨が降れば地上に落ちるので、大気や土壌のマイクロプラスチック汚染も深刻だと思います。一刻も早く原因に対処するべきです。日用品には、洗剤やシャンプーや柔軟剤や入浴剤など、マイクロカプセルを、用いた商品が多数あります。これらの商品が家庭から排水されて、日本全土を汚染しています。除去できない深刻な汚染をもたらすマイクロカプセル商品は即刻規制していただきたいです。	マイクロプラスチックについては、陸域での発生抑制・流出防止・代替素材の普及等に取り組むことが重要であると考え、消費者のみなさまに向けて衣服や人工芝からのマイクロプラスチックの排出を抑えるための工夫を掲載したリーフレットの公表や、発生・流出抑制に関する先進的な日本企業の取組をグッド・プラクティス集として国内外に公表しているほか、素材開発の支援等を行っており、引き続き実態把握や発生抑制に係る取組を進めます。 これらのことは、P150 L11～L15において、「マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関して、実態把握や発生抑制対策、回収・処理等を進めるための施策を進める」と記載しており、原案のとおりとさせていただきます。
272	p109 (国際的な化学物質管理の推進)(プラスチック汚染対策) 使い捨てプラスチックだけでなく、マイクロプラスチックを「意図的に添加」することを禁止する文章も入れてほしい。	
273	P109「使い捨てプラスチック」だけでなく マイクロプラスチックの「意図的に添加」を禁止する文章も入れてほしい	なお、大気中のマイクロプラスチックについては、存在状況を把握するための測定手法に係る調査研究を実施しており、こうした取組を着実に進めてまいります。P159 L2～L4を以下の通り修正いたします。 「その他、酸性雨や黄砂、越境大気汚染の長期的な影響を把握することを目的としたモニタリング、放射性物質モニタリングや、大気中のマイクロプラスチックの測定手法に係る調査を引き続き実施する。」
274	意見(1) <該当箇所>第2部第2章6 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国益と人類の福祉への貢献(P.110、39 行目～P.111、7 行目) <意見内容> 【適応・ロス&ダメージ支援策について追記】 「(脆弱国に対する迅速なロス&ダメージ支援の充実)」に、以下の『』部分の追記をお願いいたします。 (脆弱国『/地域/人々/グループ』に対する迅速なロス&ダメージ支援の充実) 気候変動に対して脆弱な国からの、適応、ロス&ダメージへの支援のニーズは高い。『また、気候変動による悪影響・被害は、脆弱な地域/人々/グループに不均衡にあらわれる。』自然災害の多い日本においては災害対応のノウハウや知見、技術があり、優れた気象・気候変動予測技術・サービスなどを持っている。『それに加え、日本は水・食料・エネルギー等の資源アクセス、Cooling アクセス等についても優れた技術・サービスを有している。』各国、各地域のニーズに応じたきめ細やかな支援を、ジェンダー平等や地域住民『(女性・若者・将来世代・高齢者・障がい者等を含む)』の参画等を促進し、考慮しつつ進める。また、持続可能な支援の在り方として、『民間資金を動員しつつ、』適応ビジネスの海外展開を促進する。海外展開に向けては、気候変動による社会経済や生物多様性への影響の軽減だけでなく、自然を活用した解決策(NbS)や生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)、緩和策等とのコベネ	ご指摘の主旨は記載内容に含まれていることから、原案のとおりとさせていただきます。

	フィットを目指す。『なお、ロス&ダメージ支援策に関しては、新たな資金措置・基金に大きな注目が集まっているが、それに加えて、損失と損害を回避/最小化/対処するための実践を促進すべく、技術支援を行う「サンティアゴ・ネットワーク」等とも連携する。』 <意見の理由> ・気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 6 次評価報告書第 2 作業部会報告書では「複数の部門や地域にわたり、最も脆弱な人々とシステムが不均衡に影響を受けていると見受けられる。」「気候変動に対する生態系及び人間の脆弱性は、地域間及び地域内で大幅に異なる。これは、互いに交わる社会経済的開発の形態、持続可能ではない海洋及び土地の利用、不衡平、周縁化、植民地化等の歴史的及び現在進行中の不衡平の形態、並びにガバナンスによって引き起こされる。」と指摘されています。 ・パリ協定第 7 条「適応に関する世界全体の目標(GGA: Global Goal on Adaptation)」達成のための新たな枠組「UAE Framework for Global Climate Resilience」が採択され、7 つのテーマ別(a.水、b.食料・農業生産、c.健康、d.生態系・生物多様性、e.インフラ・人間居住、f.貧困撲滅・生活、g.文化遺産)目標が定められています。 ・万人のための持続可能なエネルギー(SE4All)イニシアティブ「Chilling Prospects」では、Cooling(冷却機器・冷却ソリューション)へのアクセスに課題がある 76 か国を評価したところ、世界の 7 人に 1 人(12 億人)が Cooling を十分に利用できず、猛暑に耐えることや栄養価の高い食料保存、安全なワクチン接種等が困難であると指摘されており、COP28 議長国アラブ首長国連邦が主導する持続可能な Cooling 普及のためのイニシアティブ「Global Cooling Pledge」が発表されました。 ・UNEP(国連環境計画)「適応ギャップ報告書 2023」では、途上国の適応資金ニーズは現在の国際的な公的資金の流れの 10~18 倍で、現在の適応資金ギャップは年間 1,940 億~3,660 億米ドルと推定されています。これらをまかなうには、公的資金のみならず、民間資金の導入も必要です。 ・COP28 では、損失と損害に対処するための技術支援を促進する目的でワルシャワ国際メカニズム下に設置されたサンティアゴ・ネットワーク事務局のホスト機関に、国連防災機関(UNDRR)・国連プロジェクト・サービス(UNOPS)を選定し、ネットワークの運用開始が決定しました。	
275	111 頁(国際的なバリューチェーンにおける徹底した資源循環の促進) 『』部分を追記していただきたい。 このため、国際的な環境負荷削減と経済安全保障の両面から、『中小企業も含めたあらゆる』企業の…	中小企業についても「企業」の中に含まれることから、原案のとおりとさせていただきます。
第2部 環境政策の具体的な展開 第3章 個別分野の重点的施策の展開 1 気候変動対策		
No	意見の概要	意見に対する考え方
276	P115 5 行目～ 気候変動対策 本案では「我が国は、1.5℃目標と整合的な形で、「2050 年カーボンニュートラル」「2030 年度 46%削減、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける」という目標掲げており」とあるが、2030 年度に 2013 年度比 46~50%削減、2050 年カーボンニュートラルでは 1.5℃目標に整合的な形とは言えない。1.5℃目標に整合する目標としては、少なくとも 2030 年に 60%以上の削減が求められ、国連からは先進国は 2040 年までのカーボンニュートラル達成が必要だとされている。今後、NDC の検討にあたって、1.5℃目標と整合する目標への見直し議論を念頭に表現を改めるべきである。また、NDC の検討にあたっては、「パリ協定6条」の活用などと、海外からのクレジットをあてにすることを念頭にした文言が見られるが、まずは国内での真水の削減を確実にを行うことを強調すべきで	環境基本計画は、国の環境政策について総合的かつ長期的な施策の方針を定めるものであり、個別施策の具体的な数値目標は各個別の計画と併せて検討するものです。我が国は、現在、パリ協定の 1.5 度目標と整合的な形で、2050 年カーボンニュートラルとともに、2030 年度に 2013 年度比 46%削減、さらに 50%の高みに向けた挑戦の継続という目標掲げており、まずは、この目標の達成に向けて、足下の取組を着実に進めていきます。その上で、次期 NDC については、IPCC による科学的知見や排出削減の実績等を踏まえつつ、関係省庁が連携してしっかりと検討していきます。また、パリ協定 6 条は民間資金を緩和に動員できるものであることから、各国の削減目標や実

	ある。	
277	p115、5 行目から 20 行目 2020 年に掲げられた現在の目標「2030 年度 46%削減、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける」は、本案 p26 にも記載されている 2023 年の IPCC 報告(現在の各国積み上げでは不十分)や環境 NPO の分析などから、1.5 度目標に対してすでに不十分になっていると考えている。先進国の責務の視点からも次期の NDC に向けては、より大きな削減目標、例えば 2030 年度 60%削減、を掲げてほしい。	施の強化につながり、我が国の NDC の達成目標のみならず、世界全体への削減に貢献することが可能です。さらに、我が国は 29 のパートナー国と二国間クレジット制度(JCM)を構築しており、パリ協定 6 条 2 項のガイダンスと整合的に実施していきます。パリ協定 6 条の活用は各国の削減目標や実施の強化につながり、世界全体への削減に貢献するものであり、その点も踏まえて検討してまいります。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
278	●P115 5 行目～ 気候変動対策 本案では「我が国は、1.5℃目標と整合的な形で、「2050 年カーボンニュートラル」「2030 年度 46%削減、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける」という目標を掲げており」とあるが、2030 年度に 2013 年度比 46？50%削減、2050 年カーボンニュートラルでは 1.5℃目標に整合的な形とは言えない。1.5℃目標に整合する目標としては、少なくとも 2030 年に 60%以上の削減が求められ、国連からは先進国は 2040 年までのカーボンニュートラル達成が必要だとされている。今後、NDC の検討にあたって、1.5℃目標と整合する目標への見直し議論を念頭に表現を改めるべきである。また、NDC の検討にあたっては、「パリ協定6条」の活用などと、海外からのクレジットをあてにすることを念頭にした文言が見られるが、まずは国内での真水の削減を確実にを行うことを強調すべきである。 他国の断食・ラマダンではないですが、例えば気温が 30 度以上になるような休むべき時期等に日本では脱炭素シーズン(一斉休暇)を作って、首都圏のオフィスの冷房を原則消す等、上記の国民の時間を作る上でも有効なのではないでしょうか。やり過ぎていることをやめるという対策です。	
279	P115 10 行目～ 気候変動対策 本案では「脱炭素成長型経済構造移行債(以下「GX 経済移行債」という。)を活用した 20 兆円規模の先行投資支援など成長志向型カーボンプライシング構想の速やかな実現・実行等、引き続きあらゆる施策を総動員しながら加速化していく」としているが、気候変動対策は「あらゆる施策を総動員」ではなく「選択と集中」が必要である。とりわけ、政府の GX 経済移行債の 20 兆円規模の先行投資先として、リスクの高い、民間では投資が集まりにくい分野に投資を向けているが、石炭火力でのアンモニア混焼や CCS といった分野に投資することで、再エネの拡大を妨げるリスクが高まる。気候変動対策としての効果を検証し、最も効果的な分野に投資を集中するべきである。	2050 年カーボンニュートラルに向けては、既存の技術のみでなく、現時点では社会実装されていない脱炭素技術を開発・普及させていくことになります。一方で、2050 年を見据えた様々な技術開発・イノベーションの成否を現時点で正確に予測することは困難であり、2050 年に向けては、常に最新の情報に基づき施策、技術開発等の重点を決めていくことが求められることから、あらゆる可能性を排除せず、使える技術は全て使うとの発想に立つことが重要です。 その上で、国による支援については、「産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献するものであり、その市場規模・削減規模の大きさや、GX 達成に不可欠な国内供給の必要性等を総合的に勘案して優先順位を付け、当該優先順位の高いものから支援すること」、などを基本原則として検討を行っております。引き続き進捗評価を定期的の実施し、それを踏まえて必要な見直しを効果的に行っていきます。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
280	(P115 9～10 行 1)緩和) (P135 38～39 行目 2 持続可能な社会を目指した脱炭素社会の姿の提示) (P136 12～13 行目 4 エネルギー起源 CO2 の排出削減対策) ○2023 年 7 月に閣議決定された GX 推進戦略においては、安全確保を大前提とした原子力の活用について、改めて重要性が位置づけられたと認識している。また、地球温暖化対策計画においても、省エネ、再エネと共に安全最優先での原子力利用を進めることが記載されているが、本計画案ではこれら戦略・計画を引き合い出しつつも、原子力の記載がされていないことから、P115 の記載について「徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入などによる脱炭素電源への転換」を「徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、安全性の確保を大前	原子力については、これまでの政府の方針等も踏まえて記述しており、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

	提とした原子力の活用などによる脱炭素電源への転換」と修正いただきたい。 P135、136 の記載についても同様に「徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化」を「徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入、安全性の確保を大前提とした原子力の活用、公共部門や地域の脱炭素化」と修正いただきたい。	
281	(2)適応 以下の通り修正していただきたい。(『』は追加) 併せて、『健康、』防災『・減災』、農林水産業食料安全保障、生物多様性保全を始め社会経済的側面を含む多岐にわたる分野の施策への組み込み、緩和策とのコベネフィットの評価など、統合的な課題解決とシナジー強化に引き続き取り組んでいく。 理由:「SDGs 実施指針」6 頁を参照しました。地球規模課題とそうでない名詞が混在する ように思われたため、微修正しております。	ご指摘を踏まえて「健康」、「減災」を追記いたします。一方、「農林水産業」を「食料安全保障」へ置き換えることについては、農業・林業・水産業は政府の気候変動適応計画の中でも分野別施策の一つとして位置づけられる重要な分野であり、また、気候変動適応計画の文脈を踏まえ、原案のとおりとさせていただきます。
282	▼該当箇所 p. 136, 3～8 行目 ▼意見 カーボンプライシングの価格効果によって温室効果ガス排出量の削減を加速させるべきである。そのために、2025 年を目処に、法的義務を伴う形で化石燃料賦課金及びキャップ&トレード型排出量取引制度を導入した上で、1 トンあたり 130 ドルなど、2030 年までに国際的に劣らない水準での炭素価格の形成を目指すべきである。 ▼理由 2023 年に成立した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」(GX 推進法)や、それに基づき策定された「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(GX 推進戦略)が定めるカーボンプライシング導入の方向性は遅く実効性が乏しいため、改善を要する。 第一に、GX 推進法や GX 推進戦略の導入スケジュールが遅い。IPCC 第 6 次評価報告書統合報告書は、1.5 度目標の達成のために、2030 年までに 2019 年比で温室効果ガス排出量を世界全体で 43%削減する必要があることを示す(*1)。一方、政府の方針では、化石燃料賦課金の導入が 2028 年度、排出量取引制度である GX-ETS の「本格稼働」が 2026 年度、電気事業者に義務を課す制度の導入が 2033 年度となっている。2030 年までに大幅に排出削減を進めるためには、GX 推進法附則 11 条 2 項に定めのある 2025 年を目処として、いずれの制度も導入するべきである。 第二に、企業の自主性に基礎を置いた制度では公平性を欠き、排出削減効果も不確かとなる。GX-ETS では、GX 移行債による支援を希望しない企業は制度参加するインセンティブをそもそも欠く。この場合、制度に参加する企業のみが排出削減コストを負担するため、不参加の企業に比べて競争上不利になる。加えて、削減目標も参加企業が自主的に設定するため、各社の総排出量が国全体の 2030 年目標に整合的な形で抑制されるか不確かである。このことから、排出量での法定要件に基づいて制度参加を義務化した上で、各社からの総排出量に上限を設けて罰則等で遵守させるキャップ&トレード型排出量取引制度へと GX-ETS を改善するべきである。 第三に、国際的に十分な金額の炭素価格を形成できない可能性がある。GX 推進法では産業界に配慮して、化石燃料賦課金単価や特定事業者負担金の単価に上限を設けている。GX 移行債の発行額 20 兆円を償還する場合には、1 トン当たり 1,500 円程度にしかならないとの想定もある(*2)。これは国際社会でネットゼロ達成に必要と認知されている炭素価格から乖離している。例えば、IEA は	GX 推進法及び GX 推進戦略に基づいて我が国が導入することとしている「成長志向型カーボンプライシング」については、2050 年カーボンニュートラル実現と経済成長・産業競争力強化を同時に実現すべく、企業が GX に先行して取り組む期間を設けた上で、カーボンプライシングの導入スケジュールを予め明確に示し、当初低い負担から徐々に引き上げていくこととし、同時に足元から「GX 経済移行債」を活用した 20 兆円規模の大胆な先行投資支援を行っていく、という設計になっています。また、カーボンプライシングについては、エネルギーに係る負担の総額が中長期的に減少していく範囲内で導入することとしております。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。

	2050 年ネットゼロに向けて、先進国経済では 2030 年に 1 トン当たり 130 ドル(19,500 円:1 ドル 150 円で換算)の炭素価格が必要と分析している(*3)。EU が導入する CBAM の対象とならないためにも、こうした国際水準での炭素価格を実現するべきである。その妨げになる場合は、前述の上限を撤廃すべきである。 *1 IPCC, 2023: Summary for Policymakers. In: Climate Change 2023: Synthesis Report., p. 21, Table SPM.1. *2 自然エネルギー財団(2022)「GX 戦略における『カーボンプライシング』構想について」(内閣府 第 30 回 再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース準備会合 資料), p. 10 *3 IEA (2021) “Net Zero by 2050: A Roadmap for the Global Energy Sector”, p. 53, Table 2.2.	
283	▼該当場所 p. 64, 24～26 行目、p. 136, 38 行目～p. 137, 2 行目 ▼意見 電力部門の脱炭素化に向けては、水素・アンモニアや CCUS 等の利用を目指すことで既存の火力発電所を延命させるのではなく、太陽光・風力といった再生可能エネルギーの設備容量を早期に 3 倍にすることを国内でも目指すべきである。 ▼理由 2023 年 11 月から 12 月にかけて開催された COP28 では、パリ協定下の取り組みの進捗状況を確認するグローバルストックテイクの成果文書が合意された。その中では、1.5 度目標の達成に向けた今後の取り組みとして、2030 年までに再生可能エネルギーの設備容量を 3 倍にすることや、化石燃料からの転換に向けた施策を加速させることなどが各国に求められている。 しかし、水素・アンモニアや CCS/CCUS といった技術は発展途上にあることから、2030 年までの排出削減にほとんど寄与せず、既存の火力発電の延命につながる。そのため、上記要請に合致するとは言い難い。 水素もアンモニアも、再エネを用いて製造した上で、それらを専焼すれば CO2 は排出されない。しかし、グリーン水素等の製造や専焼技術が大規模に商用化されるのは 2030 年以降である。現状の水素・アンモニアは褐炭由来であり、しかも混焼されることから排出削減効果は乏しい。例えば石炭火力発電へのアンモニア 20%混焼は CO2 排出量を 4%程度しか削減しないとの分析もある(*1)。また、CCS についても CO2 の回収率は現状で 6～7 割程度に留まるほか、具体的な貯留場所が見つかっていない、輸送手段が未確立との指摘もある(*2)。 また、コスト面でも再エネに軍配が上がる。IPCC 第 6 次評価報告書第 3 作業部会報告書は、温室効果ガス排出量を 2030 年までに 2019 年比で半減させる上で、1 トンあたり 20 ドル未満の削減策が半分以上を占め、その大半が太陽光や風力といった再エネであるとする(*3)。他方、石炭火発へのアンモニア混焼では 302 ドル(*4)、CCS 付火力では現状 8,400 円(*5)との分析もある。このように、水素・アンモニア混焼や CCS には経済性の観点からも疑問が残る。 以上に鑑みるならば、水素・アンモニアも CCS/CCUS も、脱炭素化に向けて限定的・補完的な役割を担うに過ぎない。無理に火力発電を温存するのではなく、電力部門の脱炭素化は再エネに譲り、非効率石炭火発のみならず 2030 年までに石炭火発全体を廃止するべきである。 その上で、本環境基本計画案では明示されていないが、前述のグローバルストックテイク成果文書が	現在、我が国においては、再生可能エネルギーなどの脱炭素効果の高い電源を最大限活用する中で、石炭火力については、安定供給を大前提に、いたずらに延命させず、できる限り発電比率を引き下げていく方針です。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。

	述べるように、国内でも可能な限り早期に、再エネの導入容量 3 倍を目指すことを明記するべきである。 *1 気候ネットワーク(2021)『水素・アンモニア発電の課題』, p. 13 *2 自然エネルギー財団(2022)『CCS 火力発電政策の隘路とリスク』, pp. 12-17 *3 IPCC, 2022: Summary for Policymakers. In: Climate Change 2022: Mitigation of Climate Change. Contribution of Working Group III to the Sixth Assessment Report of the IPCC., p. 37 *4 BloombergNEF(2022)『日本のアンモニア・石炭混焼の戦略におけるコスト課題』, p. 12 *5 資源エネルギー庁(2021)「2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた検討」(総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会(第 35 回会合)資料), p. 25	
第2部 環境政策の具体的な展開 第3章 個別分野の重点的施策の展開 2 循環型社会の形成		
No	意見の概要	意見に対する考え方
284	第 2 部環境政策の具体的な展開>第 3 章 個別分野の重点的施策の展開>2 循環型社会の形成、3 生物多様性の確保・自然共生、4 環境リスクの管理等 上記「4.意見の該当箇所」について、人的な温室効果ガス排出規制(ネット・ゼロ)や人々の満足度(ウェルビーイング)に留まらず、自然再興(ネイチャーポジティブ)を実現していくこと、ならびに、人間の健康は地球の自然システムと一体的に捉える「プラネタリー・ヘルス」という考え方にに基づき、「国民一人一人が地球環境の悪化を自らの健康と紐づけて」自ら考えていく取り組みに賛同致します。 第 5 回国際化学物質管理会議(ICCM5)で採択された「Global Framework on Chemicals (GFC)―For a Planet Free of Harm from Chemicals and Waste」に関して「すべての主体が包括的に参加することを目指し、規制的手法にとどまらず、自主的で効果的な資源動員を通じた行動変容の促進が求められている」との記述が第六次環境基本計画に記されており、一市民として責任を痛感します。 一方で「第 1 部環境・経済・社会の状況と環境政策の展開の方向」で記されている危機意識も多く共有するところですが、それらを打開する展開・見通しが第六次環境基本計画で具体的に示されておらず、不安を感じます。 個人的な理解ですが、地球環境の浄化・再生に人類はほとんど貢献しておらず、専ら地球の自然および生態系に責任を転嫁し続けているようにしか見受けられません。 ミネラルを含む土と水が生命を育み、地球環境の浄化・再生をし続けている(URL 参照)という根本原理に基づいた技術開発・施策推進を具体的に展開して頂きたいとお願い申し上げます。 https://note.com/fukui0910/n/nf3efe19fb713	ご指摘の環境危機を踏まえ、環境政策の基本的な考え方を踏まえた具体的な戦略は第 2 部以降に記載しております。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
285	P116 L23 ~ P119 L5 循環型社会の項についてであるが、事業者に関しての言及はあるが、家庭ごみの処理を担っている地方公共団体について言及がない点が気になる。国際的な国別廃棄物処理の比較で、日本のリサイクル率が低い値である。この要因は、焼却ゴミの量の国別の値などの資料を参考に考えれば、家庭ごみのほとんどが焼却されていることが主因だと考えられる。家庭ごみの処理方法の決定は、それぞれの地方公共団体が行っていることが基本であることを考えれば、地方公共団体が焼却以外のリサイクルの手段を積極的に活用することを明記すべきである。	国際的なリサイクル率の比較については、各国の算定方法と我が国のリサイクル率の算定方法が異なることから、「日本のリサイクル率が低い」とまでは言えないと考えます。 加えて、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環資源については、資源の使用量を減らす、再利用する、リサイクルする、熱回収する、という順で処理を行うこととされており、この点については、P115 L17~19においても記載されているところであり、地方公共団体が焼却以外のリサイクルの手法を積極的に活用することとなります。 また、P114 L31以降においても地方公共団体を含む主体が連携して資源循環の取組を促進する旨の記載をしており、地方公共団体がリサイクルの手法を活用する方向性を

	また、基本計画に直接記すべき内容ではないが、平成 26 年 7 月の新下水道ビジョンや平成 27 年度の下水道法改正等で示された、汚泥の活用と合わせて生ゴミのバイオマス資源化もより一層推進してほしい。	記載しています。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきますが、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
286	P117(2) 廃棄物のプラスチックがない。たしかに、プラスチックは安価だが、こっちをまず非化石化するべき。	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律では、環境配慮設計指針を策定しており、製造事業者等にプラスチック以外の素材への代替や利用等を促しています。なお、ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
287	P 36 頁 4 環境面の主に 30 年の振り返りと課題認識 P118 (4)資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行 適正処理に再生利用を含むのか。 除去土壌を再生利用することは全国に放射性物質を拡散することであり、それを福島県の環境再生と地域復興のための手段とすべきではない。そうではなくて、当面は除去土壌を中間貯蔵施設で適正に管理し、その間に最終処分のあり方を福島県民、浜通りの関係町村住民、自治体、そしてこれに意見を有する民間団体との公開の対話を通じて、方策を決定するプロセスを設けることに変えるべきである。 除去土壌再生利用は国民に何の利益ももたらさず害悪でしかない。本来不必要な処理であり、一元管理すべき。その前にまずは環境関連法で放射性物質除外規定が残っているものを削除し、規制基準を制定すべきである。8000 Bq/kgは緊急時対応の暫定的な基準であり、恒久化すべきでなく、速やかに 100 Bq/kgに戻すべきである。放射性物質汚染対処特措法は必要な規制が整備されておらず欠陥法であるため、関係者特に地域住民に混乱を招いている。抜本的に見直し、廃止に向けて議論を進める必要がある。	除去土壌の再生利用については、利用先を管理体制が明確で、適切な管理が可能な公共事業等において、限定的に利用することを考えており、再生利用の前提となる基準省令等の策定に向けた検討を進めているところです。また、これまで福島県内で実証事業を実施してきており、安全に再生利用を実施できることを確認しております。さらに、東日本大震災復興基本法第3条に基づき閣議決定された『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』にも、「最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要」と記載されています。 引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響が速やかに低減されるよう、法律に基づいて着実に進めてまいります。 放射性物質に係る適用除外規定が削除されていない環境関連法令の取扱いについては、放射性物質汚染対処特措法の施行状況の点検結果も踏まえて検討してまいります。
288	p.118 放射性物質により汚染された廃棄物の適正処理及び除去土壌等の最終処分に向けた減容・再生利用などを地方公共団体等の関係者と連携しつつ、政府一体となって着実に進め、とあるが、除去土壌はセシウムなど放射性物質が含まれている。8000Bq/kg 以下の再生利用を考えているようだが、これに法的根拠はない。除去土壌＝汚染土のは紛れもない環境悪化要因となる。集中管理保管するべきだ。	
第2部 環境政策の具体的な展開 第3章 個別分野の重点的施策の展開 3 生物多様性の確保・自然共生		
No	意見の概要	意見に対する考え方
289	P120 L29～40 P119「3 生物多様性の確保・自然共生」の内容はぜひ進めるべきと思いますし、また重要な課題と考えます。P120 の「ネイチャーポジティブ経済の実現」「生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動(一人一人の行動変容)」については、日ごろから様々なニュースを見るにつけ喫緊の課題であると感じます。個人、ビジネス界などいろいろな部分で取り組む課題とは思いますが、その一端として非常に重要な役割を担う「地方行政」において、担当者に知見がない、知識が古い、担当者の定期的な異動により施策遂行に一貫性が保たれない、ということに問題を感じています。一度失ってしまったものを取り戻すのに長い年月がかかる、もしくは二度と戻すことのできないものが多く存在するジャンルにおいて地方行政における知見不足は、致命的な損失をもたらすと思います。スペシャリストの起用の推進や地方行政内でのスペシャリストの育成、その重要性の浸透に力を入れることを強く促進してほしいです。	当該箇所は、生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動について示したものであり、地方行政について記述するものではないことから、原案のとおりとさせていただきます。 なお、第2部第1章「2 パートナリーシップの充実・強化(1)パートナーシップの前提となる各主体の役割」の P54でも地方公共団体の重要性について触れていますが、地方公共団体における人材の採用については、生物多様性に限らず地域の様々な実情に応じて各地方公共団体において検討されるものです。
第2部 環境政策の具体的な展開		

第3章 個別分野の重点的施策の展開 4 環境リスクの管理等		
No	意見の概要	意見に対する考え方
290	121 頁 ① 人の命と環境の保護 以下のとおり修正していただきたい。(『』は追加) 大気、公共用水域、地下水、土壌等の汚染・汚濁を防止することにより、国民の健康と生活環境を守るための施策は、環境行政の出発点であり、『第1部で述べられたプラネタリー・ヘルス、すなわち、人間の健康と環境の健全性を一体的に保全する考え方にも合致することから、『今後も揺るぎなく着実に推進していく。生存基盤たる水・大気・土壌環境については、環境基準を達成し、また、継続的な改善を図るため、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「土壌汚染対策法」等関連 法令に基づく対策を引き続き適切に実施していく。特に、…公害の発生を未然防止に努めるとともに、『環境基準達成の』ボトルネックとなるメカニズムの解明にも努める。 理由:本計画第1部第1章3(1)を参照、また、言葉を補いました。	「国民の健康と生活環境を守るための施策」と記載が重複すること、また、メカニズムの解明のみが環境基準達成に寄与するわけではないことから、原案のとおりとさせていただきます。なお、「公害の未然防止に努める」については、ご意見を踏まえ修正いたします。
291	○123 頁 21 行:「PFOS 等」と記載されていますが、ストックホルム条約では PFOS の他、PFOA や PFHxS とそれらの関連物質も廃絶対象に決定済みであり、長鎖 PFCA とその関連物質の検討も進み、範囲が大きく拡大されているため、ここでは「PFAS」という表記のほうがより適切です。	「PFAS」はペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称であり、ストックホルム条約の規制対象物質に限らないため、ここでは「PFOS 等」の方が適切と考えていますので原案のとおりとさせていただきます。
292	【123 ページ化学物質管理について】 国民一人一人が地球環境の悪化を自らの健康と紐づけて考え、自主的、積極的に環境負荷の低減に資する行動をとることが必要とありますが、現実的ではありません。環境汚染が、あるとわかっていても便利だからとプラスチックを多様し、時短になるからと強力な薬剤を多用して掃除などをする人ばかりです。薬品が混ざった結果どんなリスクが発生するか考慮できる人ばかりではありません。ミスをするのが人間です。もとより環境汚染が激しくなると推察されるような商品は市場に出回らないように予め予防原則によって規制していただきたいです。いらなくなったからと、薬剤をそのまま水に流す人も大量にいます。処理できないような汚染をもたらす商品は売らないでいただきたいです。	P163 L39-P164 L1 等において、「極めて深刻な環境影響等が懸念される問題については、科学的に不確実であることをもって対策を遅らせる理由とはせず、科学的知見の充実に努めながら、予防的な対策を講じる」としており、予防的な取組方法の考え方を活用し、政策を推進してまいります。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
293	(5)第2部第3章4の(2)の②「情報に基づく意思決定と行動を支援する…アクセスできる状態の確保」(124頁) <意見>「上流から下流まで及び再生段階を含めたライフサイクル全体を通じた素材・製品中の化学物質に関する情報(以下「本情報」という)の共有のさらなる促進」については大賛成だが、そのためには自主的取組みでは甚だ不十分で、法整備が不可欠である。本情報が最上流の製造者から最下流の消費者にまで伝達されるITを活用した仕組みと情報提供の義務化のあり方について、関係省庁と連携し、早急に法制化を前提とする検討に着手すべきである。 <理由>循環経済社会の構築にあたっては、製品に含有される化学物質に関する情報がライフスタイル全体を通じて伝達される仕組みの構築が不可欠である。現行の家庭用品品質表示法だけでは極めて不十分であることは明らかであり、上記のような情報伝達を可能とする新たな法律の制定が早急に求められている。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
294	【124 ページ情報に基づく意思決定と行動を支援する知識・データ・情報が作成され、利用が可能となりアクセスできる状態の確保について】 化学物質の製造や化学物質の移動・排出データ、及び化学物質の人体中濃度、ばく露源、生物相や環境のモニタリングデータの収集・利用しやすい形での公開に努めるとありますが、アンケート調査もしていただきたいです。例えば学校内や職場で、薬剤をしようとしたとして、体調を崩したとしても根拠がまだわからないからと、放置しないでいただきたいです。根拠がまだ不明なだけの可能性があります。更なる調査で原因が発生する可能性があります。ワックスがけや制汗剤、消臭スプレーや芳香剤、	

	香り長持ち洗剤や柔軟剤、消臭抗菌洗剤などで体調を崩す人がいます。そのような声を放置せず、学校や職場でアンケート調査をして、被害の声が多数ある場合は原因を調査し、判明するまで疑わしい化学物質は排除する、予防原則に則った対応をしていただきたいです。	
295	【125 ページ環境保健対策】 公害による健康被害について、企業への責任も追求していただきたいです。公害によって、環境汚染や健康被害をもたらした企業に対して、行政による適切な指導や、環境汚染へ対応するための費用の徴収や被害者への補償をするように追記していただきたいです。	「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)に基づき、汚染者負担の原則を踏まえつつ、認定患者に対する補償給付や公害保健福祉事業を安定的に行い、その迅速かつ公正な救済を図ることとしており、その旨 p123「① 公害健康被害補償」に記載がありますので、原案のとおりとさせていただきます。
296	125 頁(3)環境保健対策 以下のとおり修正していただきたい。(『』は追加) 公害により健康が一旦損なわれると、それを取り戻すことが不可能又はその回復を図ることが極めて困難なものであり、健康被害を未然に防止し、又は不幸にして健康被害が発生した場合に速やかにその救済を図ることは、環境行政の出発点であり、『第1部で述べられたブラネタリー・ヘルス、すなわち、人間の健康と環境の健全性を一体的に保全するという点においても、』最も重要な役割である。このため、公害による健康被害については、『最新の科学的知見を活用し、』…予防のためへの措置を適切に講じ、…	ご指摘の趣旨は p120「(2) 化学物質管理」に記載がございますので、原案のとおりとさせていただきます。
297	(6)第2部第3章4の(2)環境保健対策(125頁) <意見> 香害等の未解明の問題に対処するための原因究明は、環境保健対策のひとつと考えられるところ、以下の問題についての原因究明を関係省庁と連携して行う必要があることを明記すべきである。 記 ①いわゆる「香害」の原因究明 ②いわゆる「発達障害児」の増加の原因としての有害化学物質の関与 ③少子化の要因のひとつとして指摘される有害化学物質の関与 <理由>「香害」、「発達障害児の増加」、「少子化危機」の要因のひとつとして、有害化学物質の関与が指摘されているが、これらの問題についてその解明を行う責任を負う部局がどこなのかは必ずしも明確にされていない。しかしながら、本案にも記載されているように、「健康被害を未然に防止し、又は不幸にして健康被害が発生した場合に速やかにその救済を図ることは、環境行政の出発点であり、最も重要な役割である」(125頁)ことから、環境保健対策のひとつとして、環境省が、関係省庁と連携しつつ、率先してその解明に取り組むことが必要である。	P89 L27-40,P120 L14-P121 L6等に記載の基本的な考え方に沿って、P162 L7-13のとおり、化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化を目指すこととしており、御指摘の点も今後の施策の参考としつつ包括的な化学物質対策に関する取組を進めてまいります。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
第2部 環境政策の具体的な展開 第3章 個別分野の重点的施策の展開 5 各種施策の基盤となる施策		
No	意見の概要	意見に対する考え方
298	127 頁(1)環境影響評価 以下のとおり修正していただきたい。(『』は追加) 持続可能な社会の実現に向けて計画などを策定する段階から環境配慮の組み込みを図るとともに、国、地方公共団体及び関係団体等が連携・協力した環境影響評価制度によって、事業における適正な環境配慮を確保することにより、健全で恵み豊かな環境の保全を図り、国民一人ひとりと、とりわけ環境影響によって最も影響を受ける農村や遠隔地の人々、マイノリティ、避難民、高齢者、女性、子供等の『ウェルビーイング／高い生活の質』の実現に貢献する。『その際、第1部に述べられたブラネタリー・ヘルス、すなわち、環境と健康との相互連関にも留意すべきである。』 理由: G7 長崎保健大臣宣言(2024 年 5 月 14 日)パラ 37、「SDGs 実施指針」6 頁を参照しま	ご意見の趣旨は、第 1 部で述べられており、内容が重複することから、原案のとおりとさせていただきます。

	した。	
299	ページ 127～128 (1)環境影響評価について 内容が風力発電(とくに洋上風力)に偏っている印象がある。再生可能エネルギー開発においては、事業分割によるアセス逃れや釧路市の建設規制のガイドラインに違反してキタサンショウウオの生息地で太陽光発電所の建設工事を進めていた事案など倫理性の欠いた多くの問題を抱えている。再生可能エネルギーの普及に関しては国民の負担となる再エネ賦課金の徴収による固定買い取り制度での利益保証などの行き過ぎた推進政策には違和感が生じる。これらの過剰なまでの再エネ推進政策は自然や市民への配慮のない大規模で強引な開発を助長するものであると思われる。本来、環境の悪化を防ぐために行われるべき再生可能エネルギーの普及が過剰な利益保証によって、環境破壊の要因となっていることは問題であり、再エネ賦課金や固定買い取りなどの制度から抜本的な見直し・廃止の検討も必要であると思われる。	再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要がある旨を記載しているため、原案のとおりとさせていただきます。ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
300	(127～128 ページ) ・環境アセスメント図書の継続公開の制度化について、法的な課題も踏まえ検討していくこと、 ・風力発電事業に関しては、事業の特性を踏まえた適切な環境影響評価制度の在り方について迅速に検討を進めること、 ・再エネ海域利用法に基づく促進区域指定と環境影響評価法に基づく環境影響評価手続は、それぞれが独立した制度となっているため、両制度が並行して適用されること等による課題が指摘されている。そのため、両法律が適切に接続される制度実現に向けた取組を進めていくこと、 ・陸上風力発電事業についても、適正な環境配慮を確保しつつ、地域共生型の事業を推進する観点から、地域の環境特性を踏まえた効率的・効果的な環境アセスメントが可能となるよう、環境影響の程度に応じて必要なアセスメント手続を振り分けること等を可能とする新たな制度を検討すること、 ・法に基づく環境影響評価制度を適切に施行するため、 *環境影響評価に必要な基礎的な環境情報や過去の実施事例等の情報に係る基盤の整備 *環境影響評価に係る最新の技術的手法の研究開発・普及・環境影響評価に係る外部専門人材の育成 *環境影響評価手続における審査体制等の強化 *報告書手続等を活用した環境影響評価のフォローアップの実施 の取り組みを進めること、 について記載された点を評価いたします。 一方で、 ・洋上風力発電について、海洋空間計画を伴って海洋環境保全と洋上風力発電の導入とが両立または共存可能な立地選定が行われるべきであること、 ・金融機関、NGO・NPO などの間のパートナーシップを強化しつつ、陸上および洋上風力発電施設の導入にあたり、より良い環境配慮を行おうとする発電事業者が選定されるような仕組みを作ること、 ・陸上および洋上風力発電のための立地選定に資する目的で、動植物等の環境ベースデータの整備を進めていく必要があること、 ・風力発電施設の導入にかかる環境影響評価に資する目的で、事前事後モニタリング技術や観測機器の開発を促進する必要があること、 ・事業者による再エネ施設の建設後に行うべき事後モニタリングの実施とその結果の公開を法的に義務付け、実際にいつ、どこで、どのような鳥類や野生動物が風車などの再エネ関連施設による影響を受けるのか情報を蓄積していく必要があること、 ・陸上および洋上風力発電において共通課題となっている累積的環境影響評価の手法開発および手	個別具体の政策について一つ一つ詳細な記載をすることは困難であるため記載しておりませんが、いただいたご意見を参考に今後の施策を進めてまいります。

	引の作成を行う必要があること、 を記載すべきです。 これらの取り組みも行っていくことにより、再生可能エネルギーの導入促進と生物多様性の保全の両立がさらに促進するものと考えます。	
301	・127 頁 19 行目 (意見) 「持続可能な社会の実現に向けて計画などを策定する段階から」の「計画」の前に「政策・」を追加する。 (理由) 戦略的アセスメントを実施するためには、計画の段階からだけでは不十分であり、評価対象としてより上位の「政策」も含めるべきである	御指摘を踏まえ、「持続可能な社会の実現に向けて施策・計画などを策定する段階から」と修文いたします。
302	・127 頁 28 行目 (意見) 「より適正な環境配慮を確保するための制度の在り方について総合的な検討を行う。」の後に、次の文言を追加し、同行最後の「例えば」を削除する。「特に、立法、政策、計画又はプログラムについて環境に影響を与えるおそれのある影響を評価する戦略的環境アセスメントについては、現行の配慮諸制度では不十分であるため、市民参画の重要性を十分に考慮し、早期に導入する。また、環境影響評価制度の実効性を確保する観点から、①実施期間の早期化、②行政調査・命令・罰則規定の整備、③対象事業の範囲の拡大、④脱法規定の制定、⑤累積的影響評価の義務化等について検討してする。さらに、評価制度の信頼性及び実効性を確保する観点から、評価に関して不服申立制度を設け、環境団体を含む市民にも行政上及び司法上の救済手続きを整備することを検討する。その他にも、」を追加する。 (理由) 日本における戦略的環境アセスメントは、諸外国に比して遅れており、かねてより導入の必要性が指摘されているが、いまだ導入されていない。例えば、環境影響評価制度の問題点や提案に関しては、次のとおり、数多くの文献が存在する。2011 年の前回改正時に積み残した環境影響評価制度の問題点を再度総点検し、検討することが不可欠である。 -日本弁護士連合会(2008 年 11 月 18 日)「環境影響評価法改正に係る第一次意見書」 https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/081118_2.pdf -東京弁護士会(2009 年 2 月)「環境影響評価法改正に係る意見書」 https://www.toben.or.jp/message/ikensyo/pdf/20090209_02.pdf - 環境アセスメント学会会長 藤田八暉(令和 5 年 7 月 27 日)「第六次環境基本計画への提言」 http://www.jsia.net/3_activity/proposal/proposal_230727.pdf - 関根孝道(2010.3)「環境影響評価制度をめぐる法的諸問題(5)法改正の方向性について」『総合政策研究』(34) pp.15~55 https://kwansei.repo.nii.ac.jp/record/21823/files/20100729-4-12.pdf - 原科幸彦(2023)「戦闘的環境アセスメント 導入に向けて」『環境と公害』52(4). pp.20-25. 具体的には、沖縄県における自衛隊基地建設においては、事業の実施機関や事業規模などの意図的な操作によるアセス逃れ(潜脱行為)が横行している。これも、③対象事業の範囲の拡大がなされていないこと、米国の NEPA など不可欠の⑤累積的影響評価を、環境影響評価法がアセスの対象とし	

	て明記していないこと、④脱法規定の制定がないこと等が要因となっている。(日本弁護士連合会(2008年11月18日)「環境影響評価法改正に係る第一次意見書」p.6. 砂川かおり(2024)「南西諸島の軍事基地問題と環境アセスのあり方」『環境と公害』53(3)pp.15-20.) 環境アセス制度は、オフィス条約における「情報へのアクセス権」・「意思決定への市民参画権」を具体化する制度の代表例であり、評価制度の信頼性及び実効性を確保するための検討をこれ以上先延ばしにすべきではない。	
303	・127 頁 30 行目 (意見) 「検討していく」の後に「ことや、市民参画の重要性に鑑み、ゼロオプションを含む代替案検討の義務付けについて積極的に検討していくことが挙げられる」を追加する。 (理由) 配慮書制度が導入されたものの、現行制度の環境影響評価では、十分な代替案検討が行われているとは言い難いため。(日本弁護士連合会「メガソーラー及び大規模風力発電所の建設に伴う、災害の発生、自然環境と景観破壊及び生活環境への被害を防止するために、法改正等と条例による対応を求める意見書」 https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/221116.3.pdf 参照。	
304	127 ページ 28 行目 ※環境影響評価制度の在り方に関する部分・意見 2 及びその説明 「例えば」の後に「ネイチャーポジティブ(自然再興)及び自然共生社会実現の観点から、事業者への生物多様性オフセットの義務付けに向けた検討を進める。また、」を加える。 環境影響評価法が 1997 年に制定されましたが、今の制度では、開発事業を原因として、「自然」が減ることに、基本、変わりありません。これについて、開発事業前と比較して、「自然」を減らさない考え・取組は「生物多様性オフセット」などと呼ばれ、米国、オーストラリア、ドイツ、英国等で、この考えに基づく制度が導入されています。 日本の環境影響評価制度への生物多様性オフセットの導入については、環境省から 2014 年に「環境影響評価における生物多様性オフセットの実施に向けて(案)」、2017 年に「参考事例集」、関連して 2022 年に「開発事業者と地域の連携事例集～開発事業をきっかけに取り組む SDG の実現～」が 出されています。 しかし、いずれも事業者の自主的取組を期待するものであり、義務付けるものとなっておらず、生物多様性オフセットの事例は、実際のところ、わずかしかありません。 「次期生物多様性国家戦略(案)に関する意見募集(パブリックコメント)の結果」(中央環境審議会自然環境部会生物多様性国家戦略小委員会(第 7 回)資料 3-1)において、生物多様性オフセットを含む様々な課題について、改正環境影響評価法附則第 10 条の規定を引用しつつ「施行状況の点検・見直しを行い、制度の在り方も含め検討する旨を本文に追記しました。」とれました。 次期環境基本計画に、「事業者への生物多様性オフセットの義務付けに向けた検討を進める。」という文言を明記し、義務付けの実現を図っていく必要があります	P138 の2(1)「②ネイチャーポジティブ経済の実現」に「事業活動による生物多様性への負荷を可能な限り減らしてもなお残る負荷に関するオフセットなどの経済的手法も含め、生物多様性を主流化するための方策について検討を進める」と記載しており、御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
305	P.69 L.15-16 環境アセスメント図書の継続公開の制度化について、法的な課題も踏まえ検討していく。 P.127 L.29-30	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

	環境情報基盤の整備を図る等の観点から、環境アセスメント図書の継続公開の制度化について、法的な課題も踏まえ検討していく。 意見 環境アセスメント手続きの過程において、広く利害関係者との間で情報を共有し、議論にもとづく合意形成が重要である。しかし、現在の環境アセスメント図書の多くは、ダウンロードおよび印刷が不可能であり、縦覧期間後には閲覧不可能である。例えば、再生可能エネルギーのアセスメント図書の縦覧後に閲覧可能な図書は約 15%に留まり、国土交通省などの公共事業の多くも縦覧後の閲覧不可能である。このような状況では、気付かないうちに縦覧期限が過ぎ、事業の情報を得られなくなったり、環境影響の予測や評価が十分に行えない場合などが生じ、環境影響評価の本来の役割を果たすことができない。事業の影響を広く利害関係者と予測・評価して合意形成を図るためには、アセスメント図書の常時公開の法整備を迅速に行うべきである。	
306	・128 頁 5 行目 (意見) 「進めていく。」の後に「適切な接続される制度実現に当たっては、地域住民の意見が適切に反映されることが重要であることに留意し、地域住民が法定協議会への構成員となることを再エネ海域利用法上明示するなど、地域住民が事業の計画段階から関与することができるようにすべきである。」を追加する。 (理由) 日本の環境影響評価制度に対しては、市民参画の重要性から戦略的環境アセスメント導入の必要性が諸外国との比較の観点から指摘されているところ、両制度の接続に当たってもその必要性は変わらないため。	再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要がある旨を記載しております。 よって、原案のとおりとさせていただきます。
307	P.65 L.11-14 陸上風力発電事業についても、適正な環境配慮を確保しつつ、地域共生型の事業を推進する観点から、地域の環境特性を踏まえた効率的・効果的な環境義務教育のうちから、個々のレベルに合った育成を実施するとともに、社会人に対してはリ・スキリング支援の継続・補助の充実などをお願いしたいが可能となるよう、環境影響の程度に応じて必要なアセスメント手続を振り分けること等を可能とする新たな制度を検討する。 P.128 L.6-9 ・陸上風力発電事業についても、適正な環境配慮を確保しつつ、地域共生型の事業を推進する観点から、地域の環境特性を踏まえた効率的・効果的な環境アセスメントが可能となるよう、環境影響の程度に応じて必要なアセスメント手続を振り分けること等を可能とする新たな制度を検討する。 意見 日本自然保護協会は、2006 年に会報「自然保護(No.492)」の特集で、当時「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS 法)にもとづいて徐々に増加していた風力発電計画が、野生生物の生息地破壊につながる可能性を指摘している。同時に再生可能エネルギーの推進は自然保護のためにも必要性があることから、風力発電計画の立地適正化の必要性を発信してきた。しかし、現在に至るまで立地適正化に向けた政策形成の動きは停滞している。現在、規模に関わらず自然環境への影響の大きい風力発電計画が増加しており、当記述のように計画地の環境特性に応じて、アセスメント手続きの振り分けの迅速な導入により、自然環境への影響を配慮した風力発電の導入が図られることを期待する。	御意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

308	・128 頁 15 行目と 16 行目の間 (意見) 「意見提出期間の伸長等環境影響評価手続における市民参画制度の拡充」を追加する。 (理由) 現在の環境影響評価手続における意見提出期間は、環境影響評価図書の専門性や分量の多さ、閲覧・ 謄写制度に課題があることと相俟って、十分とはいえない場合があるため	環境影響評価図書について、図書紙数の分量が多く、内容が専門的であるため、平成 23 年の環境影響評価法改正において、方法書段階でコミュニケーションを充実させる べく、説明会を開催することを義務化しております。 よって、記載については原案のとおりとさせていただきます。
309	【該当部分】P129 14～16 行目 科学的知見に基づく政策決定の基盤となる研究開発の推進の「地球規模の環境問題に関わる各種研 究によって収集されたデータを効率的に管理し、広く提供・発信するための知的研究基盤として地球 環境データベースの開発・運用をする」について 【意見】 カーボンニュートラル実現に向け、各企業が前向きに取り組めるよう、日本全体で共有化した方がよ いデータは政府主導で収集・公開していただきたい。また、あわせてデータ活用しやすいシステム・イン ターフェイスも整備いただきたい 【理由】 現在、環境省で取り組まれている衛星を用いた CO2 濃度の測定・データ公開のようなカーボンニュ ートラルの実現に向け、日本全体で共有化した方がよいデータは政府主導で正確性を担保しながら収 集・公開していただく方が、グリーンウォッシュの回避やカーボンクレジットの信頼性を上げることに 効果的であるとする。また資金に余裕がない中小企業なども GHG 削減の証明がしやすくなり、か つ、効果的な施策の立案・実行・検証など広くデータ活用できるため、日本全体のカーボンニュートラ ル促進にもつながると考える。なお、データ公開の際は、GHG 削減に対して成果が出ていない企業・ 地域が理不尽に悪く扱われないに注意喚起など配慮いただきたい。	ご指摘を踏まえ、国立研究開発法人国立環境研究所等とともに、今後の具体的な対応 について検討してまいります。
310	【129 ページ学校における環境教育及び ESD の推進について】 経済格差によらない機会の均等と、ありますが、健康格差についても配慮していただきたいです。学 校の環境による体調不良を起こす生徒がいた場合、環境を改善していただきたいです。具体的には、 シックスクールなどの対策です。現在学校では、制汗剤や消臭スプレーや芳香剤が使われているとこ ろもあります。集会などで人がたくさん集まれば、各人の使う洗剤や柔軟剤の成分も揮発して、ホルム アルデヒドなどの有害が発生する可能性があります。実際に人が集まったときに TVOC などの測定 をしていただきたいです。有害な物質がある場合、原因となる商品を使わないように呼びかけていた いただきたいです。また、無香料で困る人はいないはず。手洗い石鹸は無香料にして、トイレにも芳香 剤を置かないでいただきたいです。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
311	P130 L2 「環境を考慮したエコスクール」の前に、「学校・園庭ビオトープの設置など、」を加える。 (公財)日本生態系協会では、学校・園庭ビオトープの普及のため、1999 年度から隔年で全国コンク ール、発表大会を開催しています。今年(2024 年)2 月 4 日に、13 回目となる全国学校・園庭ビオ トープコンクールを、秋篠宮皇嗣殿下ご臨席のもと開催しました。受賞校・園の累計は、1,000 校・園 (同一の学校・園が複数回受賞している例を含む)を越えています。自然との共生に対する知識と関心 を高め、行動につなげるうえで、学校・園庭ビオトープが役立つと、多くの学校等で認識されているか らです。昨年(2023 年)3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、「学 校・園庭ビオトープ」という言葉が使われています(※)。環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整 備、すなわち、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備について、「学校・園庭ビオ トープ」を例示し、その整備推進を一層図る必要があります。	当該箇所は、環境教育や ESD を進める際の基本的な考え方を示したもので、個別施策 を具体的に記述するものではないことから、原案のとおりとさせていただきます。な お、ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

	※「生物多様性国家戦略 2023-2030(2023 年 3 月 31 日閣議決定)」第 1 部第 3 章第 2 節基本戦略 4 (1)生物多様性に係る環境教育・環境学習の推進①人材育成の推進 「学校及び社会教育施設等における生物多様性に関する教育の推進を図るため、NGO 団体等と連携して、学校・園庭ビオトープや外来種対策、自然資本の持続可能な利用等を通じた学校教育・リカレント教育等を推進する。」	
312	130 頁② 地域等幅広い場における環境教育等の推進 以下のとおり修正していただきたい。(『』は追加) 地域や家庭等において、乳幼児から高齢期にわたり、意欲に応じて切れ目なく環境『、あるいは環境と健康の相互関連』について学ぶことができるよう、効果的な環境教育等を広げていくことが必要である。… また、深刻化している気候変動に対し、国民が一体となって脱炭素社会の実現『とその他の社会課題の同時解決』につながる行動変容と組織や社会の変革に取り組めるよう、… 理由:「SDGs 実施指針」6 頁を踏まえました。	ご指摘の件(環境と健康の相互関連)は、環境教育の中で取り扱うべき具体的内容であると考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。 また、ご指摘の件(その他の社会課題)は、深刻化している気候変動に対する対策として記載していることから、原案のとおりとさせていただきます。
313	・131 頁 11 行目 (意見) (3)と(4)の間に「持続可能な社会づくりの重要な主体である民間団体への支援の充実」の節を設け、情報の共有、政府との対話の場作り、活動への資金的/非資金的支援の充実、中間支援団体による支援の枠組の構築などを盛り込む。 (理由) 民間団体はパートナーシップでの取組の重要なパートナーである。環境基本法第 26 条に基づき現在も取り組まれている施策があるし、今後もその量的、質的強化が必要である。	民間団体等への支援の充実については、第 2 部第 1 章 2(1)、「パートナーシップの前提となる各主体の役割 ○国」に環境政策への参画を促すこと、民間活動の支援、情報の共有について記載がございます。 また、第 2 部第 2 章 3(2)、「(地域循環共生圏創出を担う中間支援組織等の強化)」に、中間支援団体についての記述がございます。さらに、資金的支援については地球環境基金が想定されることから、原案のとおりとさせていただきます。
第2部 環境政策の具体的な展開 第3章 個別分野の重点的施策の展開 6 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害への備えと発生時の対応		
No	意見の概要	意見に対する考え方
314	P132 L16～21 事故前の基準を20倍に引き上げ(20分の1に緩和)での帰還促進策は認められません。二重基準を用いること自体、行政としての一貫性を著しく欠き、国民・住民を分断する行為です。全体の奉仕者たる公務員が、国民・住民を分断する政策を推進して良いのですか。	避難指示については、原子力安全委員会の意見を受け、ICRP(国際放射線防護委員会)の勧告における参考レベル幅である年間 20～100mSv のうち、最も厳しい値である年間 20mSv を参考にして避難指示を実施しました。 避難指示は、居住の権利を奪うという強い権利制限を伴う行為であることから、避難指示解除の基準も同様に年間 20mSv を用いています。 日本政府は、ICRP が、事故後長期にわたって回復・復旧を目指す時期(現存被ばく状況)においては年間1～20mSv の下方部分から状況に応じて適切な参考値を設定するよう勧告していることを踏まえて、長期目標として、個人が受ける被ばく線量が先の範囲の下限值である年間1mSv 以下になることを目指しています。
315	P132 L30 ～ P133 L2 「除染土」(汚染土)の再利用・拡散はすべきではありません。	除去土壌の再生利用については、利用先を管理体制が明確で、適切な管理が可能な公共事業等において、限定的に利用することを考えています。また、これまで福島県内で実証事業を実施してきており、安全に再生利用を実施できることを確認しております。 さらに、東日本大震災復興基本法第3条に基づき閣議決定された『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』にも、「最終処分量を低減するため、国民の理解の下、政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等を進めることが重要」と記載されています。

316	P133 L11～17 相対的に低濃度とは言え、核災害由来の放射性液体廃棄物を意図的且つ大量に環境中に放出するのは、環境保護とは正反対の行為です。又、このような解決方法(処分方法)は、「核災害を起こしても、生じた核廃棄物を環境中に投棄して解決する」という、核のモラルハザード(倫理欠如)の前例になりかねません。環境を守る為にも、人類としての倫理を守る為にも、所謂「処理水」の希釈投棄は中止すべきです。環境省がやるべきことは、モニタリングの強化ではなく「放出中止」の提言ではありませんか。	ALPS 処理水の海洋放出については、政府の基本方針で決定され、さらに、東京電力による具体的実施計画については、原子力規制委員会による審査を経て認可されています。 環境省では、基本方針に基づき、環境中の放射性物質の状況を把握し風評影響を抑制するため、客観性・透明性・信頼性を徹底した海域モニタリングを実施しています。これまで環境省が実施したモニタリングの結果において、放射性物質の濃度は、周辺海域の過去の変動の範囲内であることが確認されており、人や環境への影響はありません。
317	【134 ページ被災地の環境保全対策等】 悪臭対策とありますが、臭いを香料で打ち消すことはできません。芳香剤や消臭スプレーを用いると化学物質によって頭痛やめまいなどの体調不良を起こす人がいます。被災者を排除しかねない薬剤を使用することはやめていただきたいです。障害者への対応をしていただきたいです。被災地で、障害者は排除されがちです。障害者のためのスペースを確保していただきたいです。また、被災地でのパーソナルスペースの確保ができるように、簡易テントを用意していただきたいです。化学物質過敏症の人への配慮をお願いいたします。石鹼や洗剤などは無香料のものでお願いいたします。消臭や抗菌や香りつきは体調を崩してしまいます。水を汚染しない石鹼やセスキ選択を推奨していただきたいです。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
第3部 環境保全施策の体系 第1章 環境問題の各分野に係る施策 1 地球環境の保全		
No	意見の概要	意見に対する考え方
318	【136 ページ脱炭素でレジリエントかつ快適な地域・くらしの創造】 再生可能エネルギーの主力化を着実に進めることが必要であるとありますが、不可能だと思います。太陽光パネルによる発電や風力発電は自然のエネルギーを活用していますが、日々不安定です。天候によってエネルギーが左右されてしまいます。不安定なエネルギーでは、需要と供給のバランスを保つことはできないと思います。需要と供給のバランスが崩れると停電しかねません。日常生活を送ることが困難になります。災害時のことなども考え、安定したエネルギーの確保をしていただきたいです。	我が国では、電力の安定供給を大前提に、再生可能エネルギーの導入を進めております。 また、再生可能エネルギーなどの脱炭素効果の高い電源を最大限活用する中で、石炭火力については、安定供給を大前提に、いたずらに延命させず、できる限り発電比率を引き下げていく方針です。いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
319	P136 第3部第1章1(1)④A 脱炭素でレジリエントかつ快適な地域・くらしの創造 「2050年カーボンニュートラルの実現」のために残された時間は少なく、かなり思い切った施策の実施が必要となっています。この項に「電力部門において、脱炭素電源を最大限活用することに加え、火力発電については、電力の安定供給を大前提に、できる限り発電比率を引き下げていくべく～」といった記述がありますが、この項に「LCAの観点からはエネルギー効率の悪い原子力発電とCO2排出量の多い火力発電からの将来的な完全撤退をめざし、自然エネルギー比率の大幅な引き上げを推進します」という記述を入れていただきたいです。	
320	136 頁 A. 脱炭素でレジリエントかつ快適な地域・くらしの創造 『』部分を追記していただきたい。 脱炭素社会を実現するため、再生可能エネルギーの主力化を着実に進めることが必要である。再生可能エネルギーの最大限の導入に向け、環境に適正に配慮し、地域の合意形成を図りつつ、地域共生型再生可能エネルギーを推進していく。また、『学校・病院など』公共施設での率先導入により需要を創出することや、…	
321	P136 38 行目～ 電力部門 本案では、「電力部門において、脱炭素電源を最大限活用することに加え、火力発電については、電力	現在、電力部門の脱炭素化の取組に係る評価・検証については、地球温暖化対策計画のフォローアップの一環として実施しています。いただいたご意見は、今後の施策の参考

	の安定供給を大前提に、できる限り発電比率を引き下げていくべく、2030 年に向けて非効率石炭火力のフェードアウトを着実に進める。さらに、2050 年に向けて水素・アンモニアや CCUS／カーボンリサイクル等の活用により、脱炭素型の火力発電に置き換える取組を推進していく」とあるが、電力部門については、本案の P26 で示された G7 広島首脳コミュニケ「我々は、2035 年までに電力セクターの完全又は大宗の脱炭素化の達成」を前提に、大幅な見直しが必要である。現状では、2020 年に創設された容量市場、2024 年から追加された長期脱炭素電源オークションなどが、石炭火力発電をはじめとする既存の石炭火力発電所の維持につながっており、OCCTO の供給計画とりまとめでは非効率石炭火力発電所を含め廃止計画は 10 年先までほとんど出ていない。仮に、非効率石炭火力を 2030 年に全廃したとしても 2035 年に多くの石炭火力発電が残ることになり、国際合意に全く整合がとれていない状況である。このギャップを検証すべく、かつて環境省が実施していた「電力レビュー」のような評価のしくみを再度つくって客観的に評価していくべきである。	とさせていただきます。
322	137 頁 B. バリューチェーン・サプライチェーン全体の脱炭素移行の促進 「企業」を「事業者」に修正していただきたい。また、以下『』部分を追記していただきたい。 「経団連カーボンニュートラル行動計画」の着実な実施と評価・検証による産業界における自主的取組を推進していく。『特に、病院・製薬業界等ヘルスケア産業においては、医療・介護制度の持続可能性も踏まえながら、具体的な取組について議論し推進していく必要がある。』	「企業」は、個人事業主も含めた、何らかの目的から「事業」を行う為の団体、組織を示しており、ご指摘の「事業者」も「企業」に包含されており、ここでは「企業」とさせていただきます。 ご指摘の病院・製薬業界等については、厚生労働省低炭素社会実行計画フォローアップ会議にて、審議会等による厳格かつ定期的な評価・検証を実施しています。 001222741.pdf (mhlw.go.jp)
323	【137 ページモビリティの脱炭素化について】 電動車の導入とありますが、電動車にはデメリットが数多くあります。充電時間が長く、航続距離が短く、バッテリーが劣化することです。また、電動車を動かすための充電は結局は火力発電などの炭素を用いる発電所で賄うのだと思います。エネルギー変換効率が悪いと思います。また、電磁波による健康被害も考えられます。多数の電動車が増えると、電磁波などによる影響も大きくなります。睡眠障害、頭痛、倦怠感、吐き気、肩こりなどが、懸念されます。被害が出た場合、メーカーへの補償を義務づけていただきたいです。	いただいたご意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
324	【139 ページから 140 ページ政府実行計画】 太陽光発電の導入、新築建造物の ZEB 化、電動車の導入、……、再生可能エネルギー電力(目標(60%)を越える電力についても、排出係数が可能な限り低い電力)の調達等の取組を率先実行していく、という文を削除していただきたいです。太陽光発電は廃棄する際に有害な鉛やセレン、カドミウムといった物質が出ます。火災や震災や事故で壊れるとこれらが周囲の土地を汚染します。災害時に避難できなくなります。パネルが壊れた際の廃棄場所が 2040 年にはなくなると、されています。環境を汚染するので、太陽光発電を導入しないでいただきたいです。また、太陽光では、曇りや雨の日に安定したエネルギーを確保できないと思います。新築建造物の ZEB 化によって、太陽光パネルをとりつけないでいただきたいです。電動車についても、エネルギー変換効率が悪いと思います。充電に時間がかかりますし、充電のためのエネルギーは火力発電などで賄うならば意味がないと思います。電磁波による影響も考慮していただきたいです。頭痛や睡眠不足や倦怠感や吐き気などが起きる可能性があります。これらの体調不良が起きたときにメーカーに責任をとっていただくことができないのなら電動車を推進しないでいただきたいです。再生可能エネルギーは天候に左右される不安定なものです。安定した需要と供給のバランスをとれなければ、停電などのトラブルが起きます。日常生活を送ることができません。災害時にも、困ります。60%という半分以上を再生可能エネルギーに頼ることは不可能だと思います。そして、非常事態に対応できないと思います。無理なことはやめていただきたいです。	2030 年度温室効果ガス排出削減目標、2050 年ネット・ゼロの実現に向け、政府における率先した取組が重要であり、政府実行計画で目標達成に向けた取組を定めています。いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
325	140 頁(2)気候変動の影響への適応の推進	ご指摘の内容は、現在の記述に包含されていることから、原案のとおりとさせていただきます。

	以下のとおり修正していただきたい。(『』部分は追加) このため、気候変動適応法及び適応計画に基づき、科学的知見の充実及び気候変動影響の評価、政府の関係府省庁が実施する施策への気候変動適応の組み込み、国際協力等を推進する。とりわけ、熱中症対策については、熱中症対策実行計画に基づき、関係府 省庁と連携して熱中症対策関連施策を推進するとともに、地方公共団体や民間団体等を 通じた国民への熱中症対策の普及等に取り組む。『また、熱中症以外の健康影響等を軽減 する適応策についても推進する。』気候変動の影響を最も受けやすい産業のひとつである 農林水産業では、『「」みどりの食料システム戦略「」』等を踏まえ改定された農林水産省気候 変動適応計画に基づき、幅広い対策を進めていく。	きます。
326	意見(2) <該当箇所>第 3 部 第 1 章 1 地球環境の保全(P.140、30～33 行目) <意見内容> 【途上国の適応の推進について補足】 「(2)気候変動の影響への適応の推進」に、以下の『』部分の追記をお願いいたします。 …さらに、気候変動の影響に特に脆弱な途上国に対して、我が国の知見や技術を活用し、気候変動影響評価『・適応計画策定』及び適応策の推進『・適応報告』に係る支援や人材育成、科学的な情報基盤の整備等を行うことにより、途上国の適応の取組の推進に貢献していく。 <意見の理由> ・2023 年の COP28 では「適応に関する世界全体の目標(GGA)」達成のための新たな枠組「UAE Framework for Global Climate Resilience」が採択され、適応サイクルの 4 つのステップ(a. 影響・脆弱性・リスク評価、b.計画、c.実施、d.モニタリング・評価・学習)に対する目標が定められています。 ・2023 年 COP28 で完了した世界全体の進捗評価である第 1 回グローバル・ストックテイク (GST) の成果文書では、51 締約国が適応計画を、62 締約国が適応報告を提出したことに言及しました。また、未実施の締約国に対し、適応計画や適応報告の提出も推奨されています。 ・各国が行う適応報告は、今後の GST において各国が直面する課題・支援ニーズ・優良事例等の共有を促し、今後の適応策のより効果的な実施につながることが期待されます。ただし、パリ協定では、適応報告が任意となっている(義務でない)ため、適応報告をしっかりと行うよう各国に呼びかけつつ、そのためのリソースに乏しい途上国を後押しすることも必要です。パリ協定の下で設置された CBIT(透明性のための能力開発イニシアティブ)は、途上国による気候変動対策の透明性確保のための能力開発を支援する基金で、日本も資金拠出しており、緩和策に加え適応策についても途上国の透明性向上のためのプロジェクトを推進しています。	ご指摘の主旨は適応策の推進に含まれることから、原案のとおりとさせていただきます。
第3部 環境保全施策の体系 第1章 環境問題の各分野に係る施策 2 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組		
No	意見の概要	意見に対する考え方
327	P141 23行目 生物多様性に配慮した企業活動の推進 ↓ ネイチャーポジティブ経営の推進 ★理由 ネイチャーポジティブ経済移行戦略で規定された「ネイチャーポジティブ経営」は、「配慮」だけでなくより積極的な意味合いを包含していると思います。この表現にあわせて修正すべきです	ご指摘を踏まえ、「ネイチャーポジティブ経済の実現」と修正いたします。

	保護地域の中で持続性を持って厳正に保護される地域を長期的に増やすことを方針として明記していただくをお願いします。 理由:p.144 に「今後 30by30 目標を達成するため、国立公園等の拡張により現状からの上乗せを目指していく。」などの施策が挙げられており、このことは大変重要なことで、是非進めていただきたいと思います。しかし、2023 年 1 月現在、陸地の約 20.5%、海洋の約 13.3%が生物多様性の観点からの保護地域に指定されているとは言っても、厳正に保護されている地域はわずしかないと認識しております。 日本自然保護協会発行の「日本の保護地域アトラス」(2013 年 3 月)によれば、国立公園、国定公園、自然環境保全地域、保護林、鳥獣保護区などの保護地域の割合は国土比率で 19.33%(重複を除く)となっています。しかし、国立公園でも普通地域では届出だけで開発ができてしまいます。国立公園、国定公園の特別保護地区や第一種特別地域、原生自然環境保全地域など、原生に保護が求められる地域は 3.57%に過ぎません。海洋についてはもっと厳しい状況です。ただし、これは 2013 年発行の資料ですから、現在はもう少し増えていると思います。しかし、それにしても少ないことには変わりないと思います。 30by30 は 2030 年までの短期的な目標です。これを達成することは確かに重要なことですが、それに留まらず長期的な視点で、厳正に保護される地域を増やすことが必要と考えます。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
328	○146 頁他、全体:外来種、野生鳥獣関連の記述において全体的に、外来種や鳥獣による人的被害のみが強調され、自然破壊を伴う土地開発や人間活動が動植物の住処を奪い、生態系バランスを損なったことが原因でこの問題が起きていることの記述やその対策が記載されていません。増加した生物種の駆除だけでは根本的な解決には至りません。駆除は、対象の生物の命を一方的に人間の利便性のために奪う残酷な行為であり、命を守るための環境保全の理念とは相容れない方法であり、本来回避すべきことです。「外来種なら、害鳥害獣なら、殺して構わない」という考えは短絡的であり、許容できません。駆除という方法を回避し、生態系バランスを保つための方策の構築を目指すことを記載する必要があります。	ご指摘の「生態系バランスを保つための方策」については、「2 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上」の「鳥獣・外来種対策、希少種保全による生物多様性の回復」のパートで関係の記載をしております。生態系保全に係る総合的な施策を進めていく上で、防除及び捕獲による管理は重要な手段の一つあることから、当該箇所は原案のとおりとさせていただきます。いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
329	ページ 146 野生鳥獣の保護管理 鳥獣被害対策について 野生鳥獣による農林業・生態系被害の深刻化については記述の通りであり、とくに生態系被害については実際に現場を見ている者は森林の林床植生の壊滅危機を強く感じている。林床植生の壊滅は保水力低下に繋がり土砂災害の激甚化など国民の生命に関わる問題でもあり、令和5年度までの半減目標が達成できずに 10 年度まで延長されたことはより深刻に考える必要がある。期間を延長し、引き続き捕獲対策を強化するといったこれまでの対策をただ延長するのではなく、狩猟による経験則ではない野生動物管理の知識を持つ専門家の意見と資金を集中させて可能な限り早く対策を講じる必要があると考える。また、限られるリソースは半減目標という最重要の目的達成のために鳥獣被害対策に使われるべきであり、捕獲個体の処分の一部で付随的なものであるジビエ利用は直接的な鳥獣被害対策の取り組みとしての優先度は低く、ジビエ利用拡大についての記載は時期尚早であると思えない。ジビエ利用については半減目標の達成後に適正個体数の維持のために必要な捕獲になった段階で捕獲個体の有効活用を実施することで、付加価値の高いジビエ創出が可能になると思われる。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。なお、捕獲強化に伴う捕獲個体の有効活用は、地域資源の有効活用や廃棄物処理の負担軽減の観点で有効と考えています。
330	P146 L20~31 二ホンジカ等による被害は、生態系被害、生活環境被害、農林水産業被害の深刻化だけではなく、上記1のような土砂災害の発生への深刻化もあります。このようなことから、当 B(鳥獣被害対策)中に、森林生態系における二ホンジカ等による下層植生の衰退や裸地化に伴う土砂災害の発生に関して記載すべきと考えます。	ご意見を踏まえ、P6 L21以降に、以下のとおり追記いたします。 「また、二ホンジカの生息域の拡大や生息数の増加により、下層植生の衰退や裸地化等の森林生態系等への被害が深刻化しており、防災・減災等、森林の多面的機能が十分発揮されないことも懸念されている。」

331	環境省としてジビエ振興に尽力することが明記されていますが、「環境」という観点から駆除個体の活用がどのような意義を持つと国は考えるのか、明確にいただきたいです。個体数調整が環境政策上必要とされる理由は、鹿や猪の食害防除を通した生物多様性保全や、過剰な駆除による生態系破壊防止といった理由が考えられます。対して駆除個体の資源利用が環境政策上持つ意義は十分に調査、検討されているとは思えません。よく言われるのは資源利用が狩猟者の捕獲意欲を向上させるということですが、実際に(限られた地域ではなく国家という単位で)そのような結果が出ているといえるのかどうか。埋設処理される残渣が土壌や水質の汚染を引き起こしているという話は耳にしますが、その対策としてジビエ振興はどの程度有効なのか。限られた公的リソースの使い道としてジビエ振興への疑問の声もある中、まずは環境省として環境政策上のジビエ振興の意義をどのように捉えていくのかというフィロソフィーを基本計画の中に明記してください。	ニホンジカ・イノシシの捕獲強化に伴う捕獲個体のジビエなどでの有効活用は、地域資源の有効活用や廃棄物処理の負担軽減の観点で有効と考えていますが、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
332	P146 L20～31 ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者育成とあるが、本来の目的である鳥獣被害の防止のための狩猟者育成とジビエ利用拡大は切り離して考えるべきではないか。ジビエ利用拡大に資さない狩猟者の育成は推進しないように読み取れる。	ジビエ利用拡大に限らない捕獲の担い手の確保・育成については P143 311～333行目に記述していますので、原案のとおりとさせていただきます。
333	ページ 147 動物の愛護及び適正な管理について 近年、猟犬による市民への咬傷事件が多発している。リードを付けずに使役することが可能な使役犬として警察犬と並んで猟犬も同じ扱いとなっているが、猟犬がリード無しで使役して安全なほどに警察犬と同等の訓練がなされているかは甚だ疑問が残る。制度の見直しが必要ではないか？	猟犬の取扱いに関しては、毎年、狩猟期間が始まる前に、環境省から都道府県に対して、「猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や行動把握、個体識別など、猟犬の管理を狩猟者に徹底させる」ことを通知しております。いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
334	『動物の愛護及び適正な管理(動物の愛護及び管理に関する法律)(昭和 48 年法律第 105 号)、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」(平成 20 年法律第 83 号)及び「愛玩動物看護師法」(令和元年法第 50 号)に基づき、動物の虐待防止や適正な飼養などの動物愛護に係る施策及び動物による人への危害や迷惑の防止などの動物の適正な管理に係る施策を総合的に進める。』 このことですが、飼い猫の外飼いについては未だに行なわれており、飼い猫が野鳥等をいたずらに捕獲し、なぶり殺すことを、飼い主は「元気でよろしい」と捉えている投稿を SNS で見ることができま す。猫の外飼いは、野生生物にとって脅威になり生物多様性保全の観点からも否定されるべきではないでしょうか。また、外に出すことで糞尿の始末をせず、事故や感染症の危険にさらしていることから、外飼いは飼育放棄であることを定めてはいかがでしょうか。	動物の愛護及び管理に関する法律において生物多様性の保全は明示されていませんが、動物の愛護及び管理に関する法律第7条第7項に基づいて環境大臣が定める「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準(平成 14 年環境省告示第 37 号)」において、「猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。」と定めています。いただいた御意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。
335	○147 頁7行:動物実験や捕獲犬猫の殺処分という残酷な行為を一日も早く止め、実験動物や捕獲犬猫の命を救済するための対策を記載して下さい。	動物の愛護及び管理に関する法律第 41 条に動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等が規定されています。 具体的には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することやできる限り実験に利用される動物の数を少なくすること、科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限り動物へ苦痛を与えない方法をとること等を定めています。いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
336	147 頁 ① 環境と調和のとれた食料システムの確立 『』部分を追記していただきたい。 …2021 年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」と 2022 年7月に施行された「みどりの食料システム法」に基づき温室効果ガス削減や化学農薬・化学肥料の使用低減等の環境負荷低減の取組、並びに持続可能な消費の拡大や食育を促進する。 理由:「みどりの食料システム戦略」13 頁を参照しました。農業における環境負荷削減と併せ、明記すべきと考えます。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
337	(147 ページ)	

	・みどりの食料戦略、みどりの食料システム法に基づき、温室効果ガス削減や化学農薬・化学肥料の使用低減等の環境負荷低減の取組を促進する、と記載されたことを評価します。一方で、これら戦略や法では生物多様性の保全を積極的に進めることは記載されていないことから、「取組みを促進するとともに生物多様性の保全を進める」ことを記載すべきです。	
338	【147 ページ環境と調和のとれた食料システムの確立について】 生態系に配慮した再生可能エネルギー等の利用を促進するとありますが、環境に配慮するならば、環境を汚染する太陽光パネルによる発電はしないでいただきたいです。破棄する際に有害物質で環境を汚染します。	
339	(147 ページ) ・遺伝子組み換え生物に対して、生物多様性への影響の監視をすすめる、と記載されたことを評価します。一方で、近年、ゲノム編集を行った野菜や魚類等が創出されています。生物多様性保全の観点から、これらについても遺伝子組み換え生物と同様に、野外への逸出が起らないよう監視対象とすることを記載すべきです	ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された「遺伝子組換え生物等」に該当しない生物の取り扱いにつきましては、その使用等をしようとする者に対して、使用等に先立ち、その特徴及び生物多様性影響が生じる可能性の考察結果等について主務官庁に情報提供を行うことになっており、当該生物による生物多様性への影響が生ずるおそれがあると判断した場合は、その使用者は、直ちに、必要な措置を執るとともに、主務官庁へ報告をすることになっております。
340	【147 ページ遺伝資源へのアクセスと利益配分について】 遺伝子組み換え食品はリスクが不透明です。多用しないでいただきたいです。使う場合は原材料でもわかるように明記していただきたいです。	国では、当該生物の取り扱いについて、このように適正な措置を講じております。いただいたご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
第3部 環境保全施策の体系		
第1章 環境問題の各分野に係る施策		
3 循環型社会の形成		
No	意見の概要	意見に対する考え方
341	P150 L15 ～ P156 L24 循環型社会の項についてであるが、事業者に関しての言及はあるが、家庭ごみの処理を担っている地方公共団体について言及がない点が気になる。国際的な国別廃棄物処理の比較で、日本のリサイクル率が低い値である。この要因は、焼却ゴミの量の国別の値などの資料を参考に考えれば、家庭ごみのほとんどが焼却されていることが主因だと考えられる。家庭ごみの処理方法の決定は、それぞれの地方公共団体が行っていることが基本であることを考えれば、地方公共団体が焼却以外のリサイクルの手段を積極的に活用することを明記すべきである。	国際的なリサイクル率の比較については、各国の算定方法と我が国のリサイクル率の算定方法が異なることから、「日本のリサイクル率が低い」とまでは言えないと考えます。また、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環資源については、資源の使用量を減らす、再利用する、リサイクルする、熱回収する、という順で処理を行うこととされており、この点については、P.151「③ 適正処理の更なる推進」においても記載されているところであり、地方公共団体が焼却以外のリサイクルの手法を積極的に活用することとなります。さらに、P150 L4以降において、各地域における徹底的な資源循環や脱炭素、地域コミュニティづくり等の多様な目的を促進するため、分散型の資源回収拠点ステーションやそれに対応した施設の整備等について言及しており、地方公共団体がリサイクルの手法を活用する方向性を記載しています。以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
342	箇所)P151 の35行 意見)「例えばプラスチック資源の回収量倍増」とあるが、プラスチックのリサイクルに関しては、有害な添加剤の問題があるため、慎重に行うべきものとする。	プラスチックのリサイクルについては、プラスチック資源循環戦略に記載があるとおり、再生材の安全性を確保しつつ、繰り返しの循環利用ができるよう、プラスチック中の化学物質の含有情報の取扱いの検討・整理を行います。また、これらの化学物質に係る分析測定・処理を含めた基盤整備の充実を図ります。なお、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
343	【152 ページ地域の循環システムづくりについて】 有機廃棄物(生ごみ・し尿・浄化槽汚泥・下水汚泥)や未利用資源等のバイオマス資源の肥料とありますが、危険だと思います。特に下水汚泥です。家庭からは、日用品に含まれる様々な薬剤が排出されています。香り長持ち洗剤や柔軟剤やシャンプーや入浴剤にはマイクロカプセルが入っているものがあります。これらのマイクロカプセルは水道局で除去できないと聞きました。カプセルのなかには、ホル	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

	ムアルデヒドやイソシアネートや第4級アンモニウム塩などの有害な成分が大量に含まれています。これらが混ざりどんな成分が発生するか未知数です。リスク調査をするべきです。まだ、リスクがわからないというのなら中止していただきたいです。肥料から植物に有害物質が蓄積され、食されます。健康被害がでたり、土壌が汚染されてからでは遅いです。慎重に予防原則をとってください。	
344	【153 ページ廃棄物により汚染された地域環境の再生】 マイクロプラスチックを排出する商品を作る企業にも規制をかけていただきたいです。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
345	箇所)P153の3行～、P159の34行～ 意見)マイクロプラスチックを含むプラスチックによる水系の汚染に関しては、合成洗剤等に含まれるマイクロカプセルへの対応を行ってほしい。環境中に出しまうと回収が難しいものであるが、改正海岸処理漂着物推進法に基づけば、発生抑制策が簡単に行える、法律に基づいて、環境省でイニシアティブを発揮し、「マイクロカプセルやマイクロビーズの排出抑制に取り組んでいく」と盛り込んでもらいたい。	マイクロプラスチックについては、陸域での発生抑制・流出防止・代替素材の普及等に取り組むことが重要であると考え、消費者のみなさまに向けて衣服や人工芝からのマイクロプラスチックの排出を抑えるための工夫を掲載したリーフレットの公表や、発生・流出抑制に関する先進的な日本企業の取組をグッド・プラクティス集として国内外に公表しているほか、素材開発の支援等を行っており、引き続き実態把握や発生抑制に係る取組を進めます。 これらのことは、P150 L15～L18において、「マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関して、実態把握や発生抑制対策、回収・処理等を進めるための施策を進める」と記載しており、原案のとおりとさせていただきます。
346	【155 ページ我が国の循環産業の国際展開の推進と途上国の循環インフラ整備の促進について】 水道局でのマイクロカプセルの除去や香料の除去を進めてください。飲み水にマイクロカプセルやマイクロプラスチックや香料が入らないようにこれらを含む商品を規制していただきたいです。また、取り除く技術も研究していただきたいです。	マイクロプラスチックについては、陸域での発生抑制・流出防止・代替素材の普及等に取り組むことが重要であると考え、消費者のみなさまに向けて衣服や人工芝からのマイクロプラスチックの排出を抑えるための工夫を掲載したリーフレットの公表や、発生・流出抑制に関する先進的な日本企業の取組をグッド・プラクティス集として国内外に公表しているほか、素材開発の支援等を行っており、引き続き実態把握や発生抑制に係る取組を進めます。 これらのことは、P150 L11～L15において、「マイクロプラスチックを含む海洋・河川等環境中に流出したごみに関して、実態把握や発生抑制対策、回収・処理等を進めるための施策を進める」と記載しており、原案のとおりとさせていただきます。 加えて、大気中のマイクロプラスチックについては、存在状況を把握するための測定手法に係る調査研究を実施しており、こうした取組を着実に進めてまいります。P159 L2～L4を以下のとおり修正いたします。 「その他、酸性雨や黄砂、越境大気汚染の長期的な影響を把握することを目的としたモニタリング、放射性物質モニタリングや、大気中のマイクロプラスチックの測定手法に係る調査を引き続き実施する。」
第3部 環境保全施策の体系 第1章 環境問題の各分野に係る施策 4 水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全・再生に関する取組		
No	意見の概要	意見に対する考え方
347	【157 ページ環境基準等の設定、排水管理の実施等】 薬剤耐性菌について、抗菌洗剤などが悪影響を与えていないか調べていただきたいです。抗生物質が排便されて下水への影響もあるか調べていただきたいです。排水規制を家庭に設けることができないのなら、洗剤や柔軟剤などの家庭排水による汚染を止めるために処理できない薬剤を含んだ商品を売することを規制していただきたいです。	マイクロプラスチックについては、陸域での発生抑制・流出防止・代替素材の普及等に取り組むことが重要であると考え、消費者のみなさまに向けて衣服や人工芝からのマイクロプラスチックの排出を抑えるための工夫を掲載したリーフレットの公表や、発生・流出抑制に関する先進的な日本企業の取組をグッド・プラクティス集として国内外に公表しているほか、素材開発の支援等を行っており、引き続き実態把握や発生抑制に係る取組を進めます。
348	【157 ページ水道水の水質・衛生について】 洗剤や柔軟剤やシャンプーや入浴剤に含まれる香りマイクロカプセルの影響を調査していただきたい	これらのことは、P150 L11～L15において、「マイクロプラスチックを含む海洋・河川

	です。危険な薬剤が混ざりあった影響を調べていただきたいです。処理できない薬剤を含んだ商品を売することを規制していただきたいです。	等環境中に流出したごみに関して、実態把握や発生抑制対策、回収・処理等を進めるための施策を進める」と記載しており、原案のとおりとさせていただきます。
349	【158 ページ地下水・地盤環境について】 洗剤や柔軟剤やシャンプーや入浴剤などに含まれるマイクロカプセルの地下水への影響を調査していただきたいです。 【159 ページ土壌環境の保全について】 農業による汚染について調査していただきたいです。土壌に染み込み、雨となってまた降り注いで汚染を拡大していないか調べていただきたいです。イノシシ避けに洗剤や柔軟剤を使う農家もいると聞いたことがあります。ホルムアルデヒドやイソシアネートや有機溶剤などが土壌を汚染していないか調べていただきたいです。 また、雲水にマイクロプラスチックが含まれているとの早稲田大学大河内研究室の報告があります。土壌のマイクロプラスチック汚染も調べていただきたいです。 【159 ページ海洋ごみ対策について】 洗剤や柔軟剤やシャンプーや入浴剤のマイクロカプセルが海洋汚染していないか調べていただきたいです。 【160 ページ海洋汚染の防止等について】 洗剤や柔軟剤やシャンプーや入浴剤が海を汚染していると思います。マイクロカプセル入り商品を作る企業を規制していただきたいです。 【160 ページ海洋環境に関するモニタリング・調査研究の推進について】 洗剤や柔軟剤やシャンプーや入浴剤に含まれるマイクロカプセルが魚に蓄積していないか調べていただきたいです。人が食べてリスクのある魚は売らないでいただきたいです。シジミから柔軟剤の味がすると X(旧 Twitter)で投稿を見ました。 【160 ページから 161 ページ窒素酸化物・光化学オキシダント・PM2.5 等に係る対策について】 マイクロプラスチックの大気汚染についても調査していただきたいです。電動車等のよりクリーンな自動車への代替とありますが、クリーンでないと思います。エネルギー変換効率が、悪いと思います。電磁波の人体への影響も調査するべきです。頭痛、倦怠感、睡眠不足、肩こりなどの体調不良を起こした場合はメーカーに責任をとっていただきたいです。VOC 対策について、香りつき洗剤や柔軟剤、シャンプーや入浴剤に含まれる香料の影響を調査していただきたいです。香料を、用いている家は周囲 10 メートル以上香りが広がっています。大気を汚染していると思います。大気を汚染する商品を規制していただきたいです。そらまめくんで TVOC もモニタリングできるようにしていただきたいです。マイクロプラスチックもモニタリングできるようにしていただきたいです。 【162 ページ有害大気汚染物質対策等について】 人々の体調不良の原因となる物質を調査し、原因を除外できる体制を整えていただきたいです。公害の予兆を素早く察知し、いち早く被害を食い止めていただきたいです。機序がわからないときは、アンケート調査など、複合的に調べていただきたいです。原因不明の体調不良を十把ひとからげに精神疾患とせず、原因を追求していただきたいです。今はマイクロプラスチックや放射技術の危険性や大気中	加えて、大気中のマイクロプラスチックについては、存在状況を把握するための測定手法に係る調査研究を実施しており、こうした取組を着実に進めてまいります。P159 L2～L4を以下のとおり修正いたします。 「その他、酸性雨や黄砂、越境大気汚染の長期的な影響を把握することを目的としたモニタリング、放射性物質モニタリングや、大気中のマイクロプラスチックの測定手法に係る調査を引き続き実施する。」 また、農業の土壌残留に関する基準は環境省が定めており、その基準に適合する農業のみが農林水産大臣によって登録されることとなっています。 いただいたご意見は、今後の施策の参考にさせていただきます。

	で混ざった有害物質の影響を調べていただきたいです。家庭での汚染について対応する窓口を用意していただきたいです。タバコや洗剤や柔軟剤やシャンプーや入浴剤などは窓から侵入して被害者個人に、逃げ場がない状態です。泣き寝入りの状態です。家庭でも有害物質の放出には行政による指導や罰金などの対応をしていただきたいです。 【162 ページ低周波その他の対策について】 被害の声が多数ある場合は予防原則によって商品を規制していただきたいです。安全性が確認されてから販売するようにしていただきたいです。	
350	箇所)P160 の 33 行～ 意見)エコチル調査や曝露モニタリング等の調査データか、雲中にも存在し、異常気象にも関与している可能性が、早稲田大、大河内博教授の研究で示されている。今後視野に入れなければならない課題として、そうした最新の知見をここで紹介してはどうかと思う。 前出のマイクロカプセルもpm2.5 サイズ或いはナノサイズのものもあり、また、香料が揮発性有機化合物であるため、ダブルで大気汚染の原因となっている。 新たな汚染源として、紹介してもらいたい。	
351	【163 ページ悪臭対策について】 人体の臭いよりも、それを消そうと加える人工香料の有害性を対策していただきたいです。喫煙者なども、タバコの臭いを消そうと更に香りをつけようとしています。臭いを香りで消すことはできません。混ざった悪臭が更にひどくなるだけです。公共の場では無香料を推進していただきたいです。無香料で困る人はいません。トイレなどの臭いはこまめに掃除すればいいと思います。芳香剤や消臭スプレーも化学物質過敏症の人にとっては有害です。消臭抗菌洗剤も同様に体調を崩す恐れがあります。その施設を利用することができなくなります。公共の場から排除されることになります。特にマイクロカプセルを利用した香り長持ち成分は一度使うとあちこちに成分を付着させて消えることはありません。蓄積してどんどん強烈な香りと成分が蓄積されます。学校、職場、電車、図書館、郵便局、銀行などは人が集まるため香料が蓄積して、混ざり臭臭がしています。病院でもアロマを焚いていたり、香りつき洗剤や柔軟剤を使用する職員がいます。香りで体調を崩す人は妊婦、抗がん剤治療患者、嗅覚過敏者、化学物質過敏症の人など多数います。これらの人を排除しないために、無香料を基本にしたいです。また、スーパーやレストランでも従業員に無香料を推奨していただきたいです。食べ物から柔軟剤や洗剤の変な味がします。お米の袋やカップ麺のパッケージにも香り製品とは離すようになっています。昨今の香り長持ち商品は強力なので、すぐに香りが移ってしまいます。宅配便の荷物にも香りが染み付いています。除去をできない香りは汚染です。各業界に無香料を推奨していただきたいです。そうでなければ、香り長持ちのためのマイクロカプセルによる、あらゆる産業への被害が深刻になります。食品業界は食べ物を汚染されて価値を損ないます。医療現場では、精密機器にトラブルが発生する恐れがあります。学校では子どもたちが、学業に集中できなくなります。香りが染み付けば施設の利用は困難になります。災害時に避難所を使わずに香料で体調を崩す人も出ます。観光客も減ることになります。除去できない香り長持ちマイクロカプセル商品はすぐに規制していただきたいです。まずは、電車や公共の場でのアナウンスなど、周知も進めていただきたいです	
352	p.162 地域の生活環境保全に関する取組 D.として「香害対策」を盛り込んでほしい。	
353	第六次環境基本計画案に関する意見 地球全体の発展を考えて、地球環境問題に取り組んでいただき、ありがとうございます。おかげさまで、我が国の汚水処理人口普及率は、世界各国と比べて、非常に高い水準でございます[1].お忙しい	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

	ところ、第六次環境基本計画の案を作成していただき、ありがとうございます。拝見しましたので、以下に意見を申し上げます。 <該当箇所> p27 世界的には、熱波により日最高気温が更新される地域が発生し、また、大雨・洪水により人命だけでなく社会経済活動への甚大な被害が報告されている。 p157 自然災害や事故に起因する水道水源等の汚染に係るリスク管理にあたっては、事例・科学的知見の収集を行い、国及び地方公共団体の環境部局や水道部局等の関係者間の迅速な情報共有体制の構築、リスク管理の在り方等、有事を想定した水道水質の安全対策の強化について検討する <意見> 大雨や洪水の被害を最小限にとどめるために、機械部門の技術士を、水コンサルタントとして、活用していただけますようお願いいたします。 <理由> 我が国でも、大雨、洪水によって、社会経済活動への被害がございました。例えば、令和元年台風 19 号によって、多摩川から洪水が発生して、内水が排水が困難になりました。 これにより、住宅に浸水被害が出て、堤防下からの漏水、護岸や河川敷運動施設などの損傷が発生いたしました[2] 対策といたしまして、複数の対策手法を比較・検討した結果、ポンプ施設による排水機能を確保させることが最も有効との報告がございました[3] ポンプとは、供給された軸動力を主として水の圧力ヘッドに変換させる機械でございます[4]。大がかりなポンプで現場で組み立てをして設置をするというのであれば、機械器具設置工事に該当してきます。 建設業法では、受注金額が一定以上の機械器具設置工事には、監理技術者が必要でございます。技術士の機械部門が、監理技術者になることができます[5]。 そこで、私のような機械部門の技術士を、水コンサルタント会社にて活用していただけますようお願いいたします。 大雨や洪水に強い水処理施設をつくる計画や監理に、参画させていただけますよう、お願いいたします。 <参考文献> [1]下水道分野の国際展開に関する現状分析と課題 国土交通省 [2]多摩川における治水対策の促進に関する区から国への要望について 大田区 [3]排水樋管周辺地域における段階的な浸水対策について 2021 年 5 月 24 日 川崎市ホームページ [4]機械工学便覧 流体機械 第 2 部水力機械 [5]1 級国家資格などによる監理技術者の資格要件 一般社団法人建設業技術者センター	
354	<意見②>PFASの在庫管理の実情を早急に把握するとともに、環境中への放出を防止し、廃棄物の適正処理を促進するために、「PFAS在庫・廃棄物特別措置法」(仮称)を制定すべきである。 <理由>PFASのさらなる暴露を防止するためには、在庫品の使用を禁止し、廃棄物の適正処理を進める必要がある。そのためには、化審法上の措置だけでは不十分で、「PCB廃棄物特措法」のようなPFAS在庫・廃棄物についての特措法を早期に制定する必要がある。	PFOS 等の管理の強化については、PFOS 含有泡消火薬剤等の正確な市中在庫量の把握など、管理の強化に向けて検討を進めてまいります。 また、PFAS を含有する廃棄物の処理にあたっては、関係法令等に基づき適正に処理してまいります。 また、土壌汚染対策法の対象物質やその基準については、従来より、科学的知見等を踏まえて必要に応じ見直しを行ってきており、引き続き、今後の知見の集積に応じて、見直してまいります。
355	(7)第3部第1章4の(3)「土壌環境の保全」(159頁)	

	<意見> 土壌汚染対策法については、PFASはじめストックホルム条約で使用禁止の対象となった物質については、原則として土対法の対象物質として指定するとの方向で法改正の検討に着手することを明記すべきである。 <理由> スtockホルム条約の対象物質についての国内法対応は、基本的に、化審法の第1種特定化学物質に指定して新たな製造・使用・輸出入禁止の措置を取ることとされている。しかし、例えばPFO S、PFOA、PFHxSなどによる土壌汚染に対しては、特に対応する国内法の規定がなく、土対法を受け皿とするのが相当であると考ええる。	以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。
356	161 ページ 20 行目から 31 行目 C. VOC 対策 VOC の排出実態の把握を進めること等により…排出抑制対策を引き続き進める。… そのための具体的な調査として、全国の学校内の VOC リアルタイム測定を実施すべきである。洗濯用品や制汗剤などから VOC が発生している。いわゆる「香害」のために児童、学生が健康被害を受けていることが令和 5 年 8 月に NHK で報道された。横浜市では CO2 濃度のみを測定しているが、児童の健康のために VOC やホルムアルデヒド濃度を追加してほしい。 「横浜市 空気みえる化プロジェクト」	ご指摘の点は室内空気汚染に係るものであり、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
357	161 頁 ② 多様な有害物質による健康影響の防止 直下に、以下の文章を追記していただきたい。 『プラネタリー・ヘルスの観点から、人間の健康及び環境の健全性を一体的に守るべく、有害物質、特に石綿、水銀、有害大気汚染物質による健康被害の防止を推進する。』 理由: いきなり有害物質を列挙するのではなく、前置きが必要と考えました。	前置きとなる文章は必ずしも必要ないため、原案のとおりさせていただきます。
358	P162 L37 ～ P163 L5 平成 29 年 5 月 26 日に「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」の発出以来調査・研究が進まず国内では新しい知見が発表されていません。海外では様々な新しい知見が発表され「人体への健康被害は実際にありうる」という見解が大方の知見になってきています。風力発電施設は近年ますます大型化してきており被害予想の拡大・増大が懸念されます。このままカーボンニュートラルを目指して基数を増やし続けていくことは予防原則に反します。将来近隣住民の健康被害の原因が風力発電施設から発生する超低周波であると断定されれば新たな公害であることになり莫大な損害賠償補償になりかねません。	環境省では、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針(平成 29 年5月)」の策定以後も、国内外の文献調査を実施してまいりましたが、風力発電施設から発生する騒音(低周波音含む)については、健康影響の明らかな関連を示す知見は得られておりません。 近年の風力発電施設の大型化の傾向も踏まえ、引き続き、風力発電施設から発生する騒音について、知見の収集に努めてまいります。 また、P160 L12～L18において、「風力発電施設や家庭用機器等から発生する騒音・低周波音については、その発生・伝搬状況や周辺住民の健康影響との因果関係、わずらわしさを感じさせやすいと言われている純音性成分や風力発電施設の大型化した場合の影響や累積的な影響等、未解明な部分について引き続き調査研究を進め、必要な情報を積極的に発信する」と記載しており、この記載に基づき取組を着実に実施してまいります。
359	該当箇所に記載されている「光害対策」について賛同します。「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するため、自然資本(環境)を維持・回復・充実させる一環として、不適切かつ配慮に欠けた人工光の悪影響に対する取り組みは必要不可欠であると考えます。また、近年では星空を核とした観光(いわゆるアストロツーリズム)に取り組む地域も増えてきており、これは地方経済の振興と環境保全の両立を図るという点で「自然資本を基本とする経済社会活動」の好例と言えます。光害対策は単に「きれいな星空を守る」というだけでなく、生物多様性の保全や地方圏における地域コミュニティの新たな核作りにも資する重要な取り組みです。光害に対する意識の涵養と光害の現状把握のため、星空観察事業の継続的な推進についても賛同します。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
第3部 環境保全施策の体系		

第1章 環境問題の各分野に係る施策 5 包括的な化学物質対策に関する取組		
No	意見の概要	意見に対する考え方
360	(8)第3部第1章5の(1)ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築(165頁) <意見>化審法の改正については、新規製造・輸出入だけでなく、①在庫・廃棄物を含む対策のあり方、②第一種特定化学物質による汚染が報告されている地域の対策のあり方、③難分解性・蓄積性の性状を有するものの、毒性について不明な部分がある化学物質についての規制のあり方、についての規定を追加する方向での検討を進めることを明記すべきである。 また、法改正にあたっては、関係省庁のみならず、広く有識者や国民の意見を聴取すべきである。 <理由>ストックホルム条約で規制対象となった化学物質については、原則として化審法の規制を行うこととされているが、ストックホルム条約には、在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置(第6条)など化審法に規定されていない内容も含まれている。これらも条約によって締約国に義務付けられているのであるから、国内法整備が求められていることは明らかである。従って、これらの内容を化審法に含める法改正を行うか、もしくは特別の立法措置を講じるかが必要である。そのための検討を広く国民の声を聴きながら進めることが求められる。	ライフサイクル全体を通じた化学物質管理に関しては、化学物質管理関係各法令の所管省庁で構成される SAICM 関係省庁連絡会議において SAICM 国内実施計画を策定し、それぞれが連携しながら実施を進めてきました。今般、SAICM の後継枠組みであり、ライフサイクル全体を通じた化学物質管理を目的とした「化学物質に関するグローバル枠組み(GFC)―化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」が第5回国際化学物質会議(2023年9月)において採択されたことから、同様に GFC 関係省庁連絡会議を設置し、GFC 国内実施計画を策定しつつ、関係省庁で連携しながらご指摘の課題も踏まえつつライフサイクル全体を通じた化学物質管理に取り組んで参ります。
361	P165 L1～26 我が国の化学物質管理は、化審法・安衛法・化管法・毒劇法・消防法・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、廃掃法等、化学物質が利用される個々のライフステージや異なる目的により多数の法令により成り立っており、個々の法令において化学物質の定義が異なる等、サプライチェーン全体における化学物質の危険有害性情報伝達の枠組みが法令によって十分に整備されている状況とは言えません。このため、既存の法令のみに拠らずライフサイクル全体を通じた新たな化学物質管理のための法的枠組みが必要と考えます。	
362	165 ページ(1)ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築 日用品(洗剤、柔軟剤、消臭剤等)由来の化学物質による環境汚染、健康被害がみられる。10 年近く「声」が上がっているが事業者にあたる製造者による改善が見られない上に、より多量に、より多岐にわたる化学物質が配合され、環境中に排出されている。すでに「支障」はきたしているわけであるが、「環境の保全上の支障の未然防止を図る」ためには製造者の自主管理では困難であると言わざるを得ない。未然防止のためには、規制をする対策、制度づくりをする必要がある。	
363	p166「GHS ラベル表示」のことが出て来るが、GHS マークが知られていない上に、表示がされていない(業界団体による自主的な取組では不十分)。業務用だけでなく、家庭用品にも GHS マークを表示するように義務化することも加えてほしい。	
364	箇所)P167の4行～ 意見)エコチル調査や曝露モニタリング等の調査データを整理や管理の推進は良いのであるが、それを「施策に活用していく」という文言が無いのがおかしい。データを取るだけではなく、ぜひとも環境省の施策に活かしてほしい。	
365	(2)p.32,p.167「エコチル調査」 「エコチル調査」の成果の活用が期待されるのはその通りだが、施策につなげることを急ぐべきである。今子どもに起きている発達障害急増などの状況について危機感が足りない。	P121L31～L32のとおり GHS の利用を引き続き促進してまいります。 なお、一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品は「家庭用品品質表示法」に基づく表示がなされることとなります。 以上のことから、原案のとおりとさせていただきます。 得られた成果は必要に応じて関係省庁及び地方自治体等に周知・共有し、化学物質管理施策につなげられるよう連携を行うことを記述しております。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。

366	p167 ばく露モニタリング 化学物質関連施策を講じる上で、「日用品である、柔軟剤や合成洗剤などの香料や成分」も項目に入れて、モニタリングしてほしい。	いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
367	(9)第3部第1章5の(3)懸念課題への対応(167頁) ＜意見①＞PFASについては、一般的な国民のばく露状況の経年変化等を把握するための血中濃度調査のみならず、水質・土壌の高濃度汚染が判明している地域の住民の血中濃度調査及び健康調査を実施する必要がある。また、血中濃度についての指針値を早急に設定すべきである。 ＜理由＞汚染地域における血中濃度調査については、環境省は「推奨できない」としているが、住民には自らの血中濃度を知る権利があるとともに、継続的な血中濃度調査を望む者が少なくないのが実情である。健康影響のおそれの指針となる血中濃度指針値を早急に設定するとともに、汚染地域の人々の血中濃度調査及び健康管理を自治体に指導することが求められる。 ＜意見②＞PFASの在庫管理の実情を早急に把握するとともに、環境中への放出を防止し、廃棄物の適正処理を促進するために、「PFAS在庫・廃棄物特別措置法」(仮称)を制定すべきである。 ＜理由＞PFASのさらなる暴露を防止するためには、在庫品の使用を禁止し、廃棄物の適正処理を進める必要がある。そのためには、化審法上の措置だけでは不十分で、「PCB廃棄物特措法」のようなPFAS在庫・廃棄物についての特措法を早期に制定する必要がある。	「PFAS に関する今後の対応の方向性」(令和5年7月、「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」)を踏まえ、検討してまいります。
368	167 頁 (3) 懸念課題への対応 冒頭、以下のとおり修正していただきたい。(『』は追加) 人間の健康の『を』保護のする観点から、 理由:てにをは(『の』の連続)の修 正です。	原案のとおりとさせていただきます。
369	箇所)P167 の 29 行～ 意見)自分も懸念している課題である「環境ホルモン」のことがやっとここで出てくるのだが、既に、現在進行形で影響が出始めているにしては、扱いが軽すぎると思う。 ナノマテリアルについても、もっと大きく紙幅を割くべきと思われる。計測可能なマイクロプラスチックが人体のあちこちから検出されている今、その影響は計り知れない。 日本でも人体からマイクロプラスチックとその添加剤、また、PCB も検出されたと発表があったところだ。(東京農工大、高田秀重教授らの研究) 既に手遅れかもしれないが、予防的な取組方法で臨む問題であると思う。	得られた成果は必要に応じて関係省庁及び地方自治体等に周知・共有し、化学物質管理施策につなげられるよう連携を行うことを記述しております。いただいたご意見は、今後の参考にさせていただきます。
370	(5)p.167 化学物質対策 近年生態系に大きな影響をもたらしていると目されるネオニコチノイド系殺虫剤について、関係省庁と連携して対策を取るべきである。	P162 L36～L38 において、農業については、「既登録農薬の再評価及び生態リスクが高いと考えられる農薬の河川水モニタリングを着実に進める」旨を記載しています。ネオニコチノイド系農薬についても順次再評価を進めています ので、原案のままいたします。
371	168 頁(10 行目～) 以下のとおり修正していただきたい。(『』は追加) 薬剤耐性(AMR)に関して、ワンヘルスの観点からG7札幌気候・エネルギー環境大臣会合(2023 年)の共同コミュニケにおいて知見の空白を埋める努力を続けることが明記されたことなどを踏まえ、環境中における『薬剤耐性菌に関する存在状況や』抗微生物剤の残留状況に関する基礎情報の収集、人『間』の健康及び環境中の生物に及ぼす影響に着目した調査を推進する。『また、これら動向調査の強化に加え、関連分野の専門職等への教育・研修等の取組も推進する。』 理由:「AMR 対策アクションプラン」46 頁を参照しました。抗微生物剤に加え、耐性菌の存在状況も	耐性菌の存在状況については、P154 L20～L22において、「薬剤耐性菌に関する水環境中などにおける存在状況及び健康影響等に関する基礎情報が不足していることから、これらの情報の収集を進める。」と記載していますので、原案のとおりとさせていただきます。なお、AMR に関する教育・研修については、AMR 対策アクションプランにおいて、保健医療、介護福祉、食品、獣医療、畜水産、農業等の分野の専門職等を対象にしています。 なお、AMR 対策アクションプランにおいて、AMR に関する教育・研修については、保健医療、介護福祉、食品、獣医療、畜水産、農業等の分野の専門職等を対象にしています。

	調査することとなっています。また、同プランにおいては、動向調査の推進(体制強化)より先 に、AMR に関する教育・研修が掲げられております。	
372	168 ページ 27 「個々の企業における法令遵守と自主的取組を基に化学物質管理が行われてきた。」とあるが、この事と家庭用品への規制が無い企業に有利な法律によって香害問題が起き、健康で文化的な最低限度の生活すら送れない、人権を奪われている人達が大勢生まれている。今現在、国もこの基本計画に明記されている様な予防原則では動かず、水俣病の時と同じ轍を踏んでいる。企業の自主的取組みでは問題解決には程遠く、国による規制が必要であろう。 今後この環境基本計画が形骸化されない事を願う。	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
第3部 環境保全施策の体系 第2章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策 1 グリーンな経済システムの構築		
	(ご意見なし)	
第3部 環境保全施策の体系 第2章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策 2 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等		
	(ご意見なし)	
第3部 環境保全施策の体系 第2章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策 3 国際的取組に係る施策		
No	意見の概要	意見に対する考え方
373	意見(3) <該当箇所> 第3部 第2章 3 国際的取組に係る施策(P.174、27～31 行目) <意見内容> 【緩和・適応両面での多国間資金や民間資金の積極的活用について補足】 「3 多国間資金や民間資金の積極的活用」に、以下の『』部分の追記をお願いいたします。 『緩和・適応両面での優れた技術/製品/サービスの普及支援を行うために、』多国間資金については、特に、緑の気候基金(GCF)及び世界銀行、『ADB、』地球環境ファシリティ(GEF: Global Environment Facility)に対する貢献を行うほか、JCM プロジェクト形成のための ADB や国連工業開発機関(UNIDO)に対する拠出金を活用して、優れた脱炭素・低炭素技術の普及支援を行う。また、民間資金の動員を拡大するため、環境インフラやプロジェクトの投資促進に向けた取組を支援する <意見の理由> ・日本は、JICA 等を通じた二国間協力に加え、GCF・世界銀行・ADB・GEF 等を通じ、途上国の気候変動対策を支援しています。また、日本には、適応策に資する技術/製品/サービスがあり、民間資金の動員・適応ビジネスの更なる後押しが必要です。	ご指摘の主旨は適応策の推進に含まれることから、原案のとおりとさせていただきます。
374	意見(4) <該当箇所> 第3部 第2章 3 国際的取組に係る施策(P.175、9 行目) <意見内容> 【国際的な枠組みにおける主導的役割に適応・ロス&ダメージ対策を追記】 「5 国際的な枠組みにおける主導的役割」に、以下の『』部分の追記をお願いいたします。 …世界の温室効果ガス排出の更なる削減に貢献する。『また、日本が主導する上記の「世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ」や「ロス&ダメージ支援パッケージ	ご指摘の主旨は既存の記載(P108 (脆弱国に対する迅速なロス&ダメージ支援の充実)、p112(2)適応 等)に含まれることから、原案のとおりとさせていただきます。

	ジ」、「早期警戒システム(EWS)導入促進イニシアティブ」等を活用し、世界の適応・ロス&ダメージ対策の実装に貢献する。』 <意見の理由> ・2021 年グラスゴー気候合意では、途上国への適応資金供与を先進国全体で 2025 年までに 2019 年水準から少なくとも 2 倍にすることを強く求める文言が含まれました。日本は、COP27 で「日本政府の気候変動の悪影響に伴う損失及び損害(ロス&ダメージ)支援パッケージ」を発表し、COP28 では、「世界全体でパリ協定の目標に取り組むための日本政府の投資促進支援パッケージ」を発表しています。また、2023 年 6 月、「早期警戒システム導入促進に係る国際貢献に関する官民連携協議会 (EWS 協議会)」を設立しました。	
375	P180 第 3 部第 2 章 3 (4)環境教育、ESD 及び協働取組の推進 A.あらゆる年齢階層に対するあらゆる場・機会を通じた環境教育及び ESD の推進 「(1)学校においては～」の記述の中で、地域の NPO 等の団体と教育機関(学校)との連携による環境教育の推進について触れたほうがよいと考えます。地域・団体と学校との協働関係を積極的に促す旨の文章を入れていただきたいです。学校の先生方は忙しく、環境教育に割く時間も限られ、やりたいけれどもできない状況を改善するには地域による支援が大事です。「(3)環境教育の推進に当たっては～」の記述においても NPO などの役割について希薄に感じます。	ご指摘の「地域の NPO 等の団体と教育機関(学校)との連携」については、第 2 部第 3 章「個別分野の重点的施策」5(3)①「学校における環境教育及び ESD の推進」において「社会教育施設や地域団体、企業等と連携した学習等を促進する」旨記載していること、「NPO 等の役割」については、第 2 部第 3 章「個別分野の重点的施策」5(3)②及び③において、そうした観点の記載もしていることから、原案のとおりとさせていただきます。
第3部 環境保全施策の体系 第2章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策 4 地域づくり・人づくりの推進		
No	意見の概要	意見に対する考え方
376	P176 4 行目～ 地域脱炭素の加速化 大規模排出事業者である発電所や製鉄所等の事業所が立地する地域では、その事業所の存在が地域全体の経済や雇用などに甚大な影響を及ぼしている。地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定にあたっては、大規模排出事業者の事業所からの排出の削減を含めて地域の脱炭素化と地域の産業構造のあり方や持続可能な地域社会へといかに転換するか、「公正な移行」の観点から実行計画を策定することが求められる。	地域において脱炭素化を進めていくにあたっては「公正な移行」の観点を踏まえることも重要であることから、引き続き地方公共団体に対して情報提供等の支援を行ってまいります。
377	・「Well-being／高い生活の質」を実現する要素は多々あるが、持続可能な Well-being の実現に際して、公共交通・モビリティは人々の日々の生活の基礎であり、優れた公共交通は豊かな生活に必要な不可欠な要素である。 ・そして、自然資本を維持・回復・充実させる資本・システムとしても、環境負荷の小さい公共交通・モビリティは大変重要であり、都市のコンパクト化や持続可能な地域公共交通ネットワークの形成、公共交通の利用促進などが具体的な施策として求められる。 ・今回の新たな環境基本計画において、公共交通およびその利用促進が”社会全体の脱炭素”ならびに”地域の活性化”に大きく貢献することは自明であり、同取組の推進をしっかりと明記いただくことは、地域の自治体や公共交通事業者などへの取組の後押しになるとともに、都市部も含めた地域の人々の豊かな生活の実現に結び付くものである。 【変更要望(1点)】 ・社会全体の脱炭素に資する施策である『都市のコンパクト化』、『持続可能な地域公共交通ネットワークの形成』および『公共交通の利用促進』を p.176 20 行目に明記してもらいたい。 (修正後)「企業・住民が主体となった資源循環の高度化を通じた循環経済への移行、都市のコンパクト化や持続可能な地域公共交通ネットワークの形成、鉄道を始めとする公共交通の利用促進等、食料農	都市のコンパクト化や持続可能な地域公共交通ネットワークの形成、鉄道を始めとする公共交通の利用促進については、第2部第2章「2 自然資本を基盤とした国土のストックとしての価値の向上」において詳述していることから、原案のとおりとさせていただきます。

	林水産業の生産力向上と持続性の両立等の取組を更に加速する。」 (要望の理由) ・コンパクト+ネットワークの都市構造だけではなく、都市のコンパクト化と公共交通が連携することで社会経済活動そして脱炭素の観点から都市機能は最大化・最適化されるものであり、都市と都市のネットワーク形成に公共交通は必要不可欠であることから、既存の鉄道ネットワーク等の公共交通の活用が、本個所に記載されている地域脱炭素”に資することを明確化するように記載いただきたい。	
378	P180 L18 「環境を考慮したエコスクール」の前に、「学校・園庭ビオトープの設置など、」を加える。 (公財)日本生態系協会では、学校・園庭ビオトープの普及のため、1999 年度から隔年で全国コンクール、発表大会を開催しています。今年(2024 年)2 月 4 日に、13 回目となる全国学校・園庭ビオトープコンクールを、秋篠宮皇嗣殿下ご臨席のもと開催しました。受賞校・園の累計は、1,000 校・園(同一の学校・園が複数回受賞している例を含む)を越えています。自然との共生に対する知識と関心を高め、行動につなげるうえで、学校・園庭ビオトープが役立つと、多くの学校等で認識されているからです。昨年(2023 年)3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、「学校・園庭ビオトープ」という言葉が使われています(※)。環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備、すなわち、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設の整備について、「学校・園庭ビオトープ」を例示し、その整備推進を一層図る必要があります。 ※「生物多様性国家戦略 2023-2030(2023 年 3 月 31 日閣議決定)」第 1 部第 3 章第 2 節基本戦略 4 (1)生物多様性に係る環境教育・環境学習の推進①人材育成の推進 「学校及び社会教育施設等における生物多様性に関する教育の推進を図るため、NGO 団体等と連携して、学校・園庭ビオトープや外来種対策、自然資本の持続可能な利用等を通じた学校教育・リカレント教育等を推進する。」	当該箇所は、環境教育や ESD を進める際の基本的な考え方を示したもので、個別施策を具体的に記述するものではないことから、原案のとおりとさせていただきます。なお、ご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
379	・みどりの食料システム戦略実現のための取組に加え、「生物多様性の保全等に効果の高い営農活動を示し、その推進を図る。」と記載されたことを高く評価します。本項目に限らず、みどりの食料システム戦略に関連する項目すべてについて、戦略実現と合わせて生物多様性の保全を進めることを記載すべきです	いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
第3部 環境保全施策の体系 第2章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策 5 環境情報の整備と提供・広報の充実		
	(ご意見なし)	
第3部 環境保全施策の体系 第2章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策 6 環境影響評価		
	(ご意見なし)	
第3部 環境保全施策の体系 第2章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策 7 環境保健対策		
No	意見の概要	意見に対する考え方
380	181 頁 ② 被害等の予防 『』部分を追記していただきたい。	現在の記述で文意は通るため、原案のままさせていただきます。なお、環境省では、健康影響に係る科学的知見は今後も収集・提供してまいります。

	環境を経由した健康影響を防止・軽減するため、花粉症、熱中症、黄砂、電磁界、紫 外線等について、『科学的知見や』予防方法等の情報提供及び普及啓発を実施する。 理由:「気候変動適応計画」には、例 えば、「気候変動に伴う熱関連のリスクについては、引 き続き科学的知見の集積に努める」(98 頁)とあり、本計画においても明記が必要と思われます。	
第3部 環境保全施策の体系 第2章 各種施策の基盤となる施策及び国際的取組に係る施策 8 公害紛争処理等及び環境犯罪対策		
No	意見の概要	意見に対する考え方
381	・182 頁 12 行目 公害紛争処理制度について (意見) 1 公害紛争処理制度の対象を環境に係る紛争に拡大すべきである。 2 民事上の紛争だけでなく行政上の紛争(抗告訴訟・行政不服審査の対象となるものを除く)も対象に含めるべきである。 (理由) 1 現行の公害紛争処理制度は対象を典型7公害に限定している。しかし、現在、環境に関する紛争は、典型7公害に限られず、気候変動、生物多様性への影響、残土堆積、メガソーラー問題、景観破壊、化学物質被害、電磁波問題等多種多様なものがある。これら典型7公害に該当しない環境紛争についても、専門機関による低廉な費用による柔軟な処理の必要性は何ら変わるものではない。 そもそも、公害紛争処理制度は、1967 年に制定された公害対策基本法下において制定されたものであり、1993 年に公害対策基本法が廃止され環境基本法が制定されたことに鑑みれば、対象を典型7公害に限定することは、現行の環境法に合致しないものである。 2 環境分野においては、行政が契約や行政指導などの非権力的手法を用いて関与するが多い。また、環境に影響のある処分がなされる前に関係者間で協議することが市民参加の観点からも重要である。そこで、これらのような場合には、規制権限者である行政主体も被申請人として紛争の迅速かつ適正な解決を図ることができる。	ご意見は関係省庁と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。
382	・182 頁 (意見) 「9 環境分野の司法アクセスの改善の検討」を追加すべきである。 (理由) 現在は、厳格な原告適格の制限のために、環境訴訟を提起したとしても、実質的な司法判断を受けられない事案が多々ある。環境分野における市民参加の権利を保障するためには、司法アクセスが不可欠である。環境計画においても、司法アクセスの改善をするための施策について検討を開始すべきである。	ご意見は関係省庁と共有し、今後の施策の参考とさせていただきます。
第4部 計画の効果的実施 1 計画の進捗状況の点検		
	(ご意見なし)	
第4部 計画の効果的実施 2 計画の実施		
No	意見の概要	意見に対する考え方
383	184 頁(1)政府による計画の実施 『』部分を追記していただきたい。 …具体的には、地上資源を基調とし、環境負荷の総量を抑えて自然資本のこれ以上の毀損を防止する	ご指摘の点は、第 1 部で述べられており、内容が重複することから、原案のとおりとさせていただきます。

	とともに、自然資本を充実させ良好な環境を創出し、持続可能な形で利用することによって、「ウェルビーイング／高い生活の質」に結びつけていく。『その際、第1部に述べられたプラネタリー・ヘルス、すなわち、環境と健康との相互連関にも留意すべきである。』… 理由:「SDGs 実施指針」6 頁を参照。	
第4部 計画の効果的实施 3 計画の見直し		
	(ご意見なし)	